

令和8年2月定例会

議 案 説 明 資 料
予 算 に 関 す る 説 明 書
(令 和 8 年 度 当 初 予 算 等 関 係)

生 活 環 境 部

* 各事業の説明資料の「本年度」の欄は来年度の当初計上額
「前年度」の欄は今年度の当初予算額
「比較」の欄は「本年度」 - 「前年度」の額

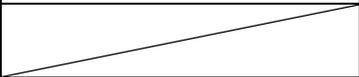
* トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

令和8年2月定例会議案説明資料目次

生活環境部

【予算関係】
(一般会計)

議案番号	件名	課名等	頁
第1号	令和8年度鳥取県一般会計予算		
	1 予算説明資料	(総 括 表)	4
		環境立県推進課	5
		脱炭素社会推進課	9
		衛生環境研究所	18
		原子力環境センター	20
		自然共生課	21
		循環型社会推進課	30
		水環境保全課	35
		くらしの安心推進課	44
		消費生活センター	55
		まちづくり課	58
		住宅政策課	65
		西部総合事務所県民福祉局	77
		西部総合事務所環境建築局	79
	2 公共事業当初予算総括表	水環境保全課ほか	81
	3 歳入歳出事項別明細書		83
	4 節の明細		91
	5 継続費に関する調書	西部総合事務所県民福祉局	97
	6 債務負担行為に関する調書	環境立県推進課ほか	98

(企業会計)

議案番号	件名	課名等	頁
第17号	令和8年度鳥取県天神川流域下水道事業会計予算		
	1 予算説明資料	水環境保全課	101
	2 予定キャッシュ・フロー計算書		103
	3 給与費明細書		104
	4 債務負担行為に関する調書		107
	5 予定貸借対照表(当年度分)		109
	6 予定損益計算書(前年度分)		110
	7 予定貸借対照表(前年度分)		111

【予算関係以外】

(議案)

議案番号	件名	課名等	頁
第33号	鳥取県犯罪被害者等に対する支援金の交付に関する条例	くらしの安心推進課	113
第40号	鳥取県食品衛生条例の一部を改正する条例	くらしの安心推進課	119
第41号	鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	住宅政策課	123
第53号	財産を無償で譲渡すること(県営住宅土師百井団地)について	住宅政策課	125
第54号	財産を無償で譲渡すること(県営住宅栄第1団地)について	住宅政策課	126
第55号	財産を無償で譲渡すること(県営住宅浜の上第1団地)について	住宅政策課	127
第56号	財産を無償で譲渡すること(県営住宅伯南第1団地及び伯南第2団地)について	住宅政策課	128
第59号	権利の放棄(県営住宅家賃等)について	住宅政策課	129

(報告事項)

報告番号	件名	課名等	頁
第1号	議会の委任による専決処分報告について (1) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(令和8年1月29日専決)	環境立県推進課	130

議案説明資料総括表

生活環境部（単位：千円）

課名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(一般会計)								
環境立県推進課	2,355,353	2,272,563	82,790	39,761		108,778	2,206,814	
脱炭素社会推進課	932,258	930,316	1,942	282,881	<214,000> 428,000	51,505	169,872	
衛生環境研究所	154,866	132,796	22,070	2,031		6,176	146,659	
原子力環境センター	46,675	67,697	△ 21,022	46,675				
自然共生課	581,416	743,898	△ 162,482	132,994	<88,000> 113,000	16,973	318,449	
循環型社会推進課	1,431,911	1,153,754	278,157		<746,000> 746,000	14,748	671,163	
水環境保全課	492,917	558,122	△ 65,205	169,422		7,109	316,386	
くらしの安心推進課	371,591	292,340	79,251	60,262	<1,000> 2,000	94,437	214,892	
消費生活センター	75,961	68,776	7,185	16,964			58,997	
まちづくり課	1,207,677	1,240,653	△ 32,976	206,774	<94,000> 128,000	28,828	844,075	
住宅政策課	3,065,932	2,656,882	409,050	923,929	<59,200> 296,000	494,845	1,351,158	
西部総合事務所県民福祉局	53,706	176,365	△ 122,659	12,769		1,485	39,452	
西部総合事務所環境建築局	212,909	50,336	162,573				212,909	
合計	10,983,172	10,344,498	638,674	1,894,462	<1,202,200> 1,713,000	824,884	6,550,826	県費負担 7,753,026

説明

(主な事業)

- ・鳥取県の美しい星空保全活用事業
- ・みんなが主役！カーボンニュートラル促進事業
- ・衛生環境研究所調査研究費
- ・島根原子力発電所に係る環境放射能等モニタリング事業
- ・(新)ネイチャーポジティブ推進事業
- ・ごみゼロ社会実現化県民プロジェクト事業
- ・三湖沼水質浄化対策推進事業
- ・犯罪被害者寄り添い支援事業
- ・消費生活センター事業費
- ・地域で進める緑のまちづくり事業
- ・ぼうさい・とっとり住宅耐震事業

(注) 起債欄の上段〈〉書きは交付税措置額を除いた金額である。
 県費負担額は、起債欄の〈〉書きの金額に一般財源の金額を加算した額である。

令和8年度一般会計当初予算説明資料

環境立県推進課（内線：7439）
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
職員人件費	2,231,207	2,152,437	78,770	34,902		(使用料) 27,881 (手数料) 49,267 (受託事業収入) 6,503 (雑入) 25,127 108,778	2,087,527	

生活環境部一般職員 262（定数外 7 含む）名及び会計年度任用職員 59 名分の人件費である。

区分			本年度		財源内訳			
款名	項名	目名	職員数		予算額	国庫支出金	その他	一般財源
			一般職員	会計年度任用職員				
02 総務費	02 企画費	01 企画総務費	8	3	72,845	6,925	(手数料) 214 (雑入) 54	65,652
03 民生費	01 社会福祉費	07 消費者支援対策費	5	2	46,164		(雑入) 37	46,127
04 衛生費	01 公衆衛生費	01 公衆衛生総務費	25	9	224,508	11,072	(受託事業収入) 6,503 (雑入) 151	206,782
	02 環境衛生費	01 環境衛生総務費	102	25	879,370	3,936	(手数料) 37,677 (雑入) 24,529	813,228
	03 保健所費	01 保健所費	52	7	423,096		(雑入) 120	422,976
07 商工費	02 工鉱業費	01 工鉱業総務費	2		15,242			15,242
08 土木費	01 土木管理費	01 土木総務費	5		38,105			38,105
	05 都市計画費	01 都市計画総務費	9		68,589	3,287		65,302
		03 公園費		1		7,621		
	06 住宅費	01 住宅管理費	53	13	455,667	9,682	(使用料) 27,881 (手数料) 11,376 (雑入) 236	406,492
計			262	59	2,231,207	34,902	108,778	2,087,527

令和8年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

環境立県推進課(内線:7409)

4目 環境保全費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県の美しい星空保全活用事業	19,911	22,071	△2,160				19,911	

トータルコスト 43,998千円(前年度 45,732千円) [正職員:3.0人]

1 事業の目的、概要

鳥取県星空保全条例(平成30年4月1日施行)の趣旨に則り、本県の美しい星空環境の保全や地域資源としての活用促進等に必要な事業を実施する。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
普及啓発・発信と意識の醸成	○星空観察会及び移動プラネタリウムを活用したイベントの実施 ○小学生を対象とした、星空や宇宙を通じて環境や科学を考える特別授業の実施(講師:国立天文台職員や宇宙航空研究開発機構等) ○若者グループによる星空の魅力普及や交流等の活動支援 [補助率] 10/10 [補助上限] 100千円	1,030
星空保全地域等の振興及び星空環境保全	○星空保全地域において地元の市町村や団体等が実施する星空を活用した地域振興事業の支援 [補助率] 市町村 1/2、団体等 10/10 [補助上限] 市町村 2,000千円、団体等 500千円 ○星空保全地域の屋外照明基準を満たすために行う照明器具の改修等の支援 [補助対象者] 市町村・団体等 [補助率] 1/2 [補助上限] 器具(1基又は1式)により 130千円又は 200千円 ○市町村や自治会による光害防止対策型LED防犯灯への更新や設置の支援 [補助率] 市町村負担の1/4(間接補助)	17,061
人材育成	○星空案内人資格*取得のための講座の開催	1,820
合計		19,911

*星空案内人資格…星座の知識や天体望遠鏡に関する所定の講座を受講し、単位を取得した者を認定する民間資格。

令和8年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

環境立県推進課（内線：7409）

4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
環境汚染等総合対策事業	75,674	69,515	6,159	4,859			70,815	
トータルコスト	160,939千円（前年度 152,529千円） [正職員：9.4人、会計年度任用職員：2.6人]							
<p>1 事業の目的、概要 大気汚染や化学物質（ダイオキシン類等）による環境汚染の状況等を把握し、県民等への情報提供を行うとともに、事業場等への立入検査・指導等を実施し、清浄な環境を保全する。</p>								
<p>2 主な事業内容</p>								
細事業名	内容							予算額
大気汚染防止対策	○大気汚染の状況を定点で常時監視する測定機器や通信機器の点検・保守管理経費等 ○大気汚染物質発生源施設の排出ガスの測定経費							31,249
化学物質対策	○ダイオキシン類の県内の環境（大気、水、土壌）中濃度の定点測定経費 ○発生源施設の排出ガス等の濃度測定経費等							19,941
石綿飛散防止対策	○大気中の石綿濃度の測定や解体現場の粉じん測定機器等の点検経費							1,750
環境状況調査	○県内の環境調査（騒音、酸性雨等）の実施経費 ○航空機騒音計の更新経費等							22,734
合計							75,674	

令和8年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

環境立県推進課 (内線: 7876)

4目 環境保全費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
環境保全行政費	2,998	2,949	49				2,998	
トータルコスト	18,253千円 (前年度 17,934千円) [正職員: 1.9人]							
<p>1 事業の目的、概要 環境の保全及び快適な環境の創造を目指し、鳥取県環境審議会等の運営、令和新時代とっとり環境イニシアティブプランの進捗管理及び鳥取県の環境に関する情報発信等を実施する。</p> <p>2 主な事業内容 環境審議会、環境影響評価審査会等の運営に係る経費 ・鳥取県環境審議会等 1,659千円 ・鳥取県環境影響評価審査会 1,339千円</p> <p>3 その他(改善点等) 環境審議会(全体会(2回)、部会(4回))を開催し、県計画等の改訂について審議した。 (審議した計画等) 令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン、大山オオタカの森鳥獣保護区の指定、地下水の採取計画及び温泉の動力設置・掘削許可</p>								
環境立県推進課管理運営費	9,325	9,325	0				9,325	
トータルコスト	15,748千円 (前年度 15,635千円) [正職員: 0.8人]							
<p>環境立県推進課内の連絡調整・事業実施に要する経費である。</p>								
生活環境部管理運営費	16,238	16,266	△28				16,238	
トータルコスト	24,019千円 (前年度 23,624千円) [正職員: 0.5人、会計年度任用職員: 1.0人]							
<p>生活環境部内の連絡調整・事業実施に要する経費である。</p>								

令和8年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

脱炭素社会推進課 (内線: 7875)

4目 環境保全費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考															
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																
みんなが主役!カーボンニュートラル促進事業	11,080	12,078	△998	4,100		(基金繰入金) 6,900	80																
トータルコスト	21,518千円 (前年度 23,120千円) [正職員: 1.3人]																						
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>温室効果ガス削減目標 (2030年に2013年比▲60%)の達成に向け、脱炭素社会の実現を目指して活動する若者世代の取組を更に拡大・加速させ、身近な環境活動を行う団体等の取組を企業とともに応援する。また、県民のライフスタイル転換に向けて、身近な環境配慮活動にエコ・アクション・ポイント等を付与し、県民が脱炭素の取組を発展させる契機とする。</p>																							
<p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(仮称)鳥取県版ユースCOP開催事業</td> <td>鳥取県版COPで得た県内外のユース同士の繋がりを発展させるものとして「(仮称)鳥取県版ユースCOP」を開催する。 [内容] ・基調講演・事例発表、ユースによる決意表明、合宿研修のグループワーク等</td> <td>6,080</td> </tr> <tr> <td>(新)C02C02(こっこつ)減らそうエコ・アクション推進事業</td> <td>「エコ・アクション(環境配慮活動)」の取組を促すため、県民の行動に応じたポイント付与を行うことで、各家庭の省エネ実践を進める。 推進にあたっては、エコ・アクション・ポイントを活用した利用促進キャンペーンも併せて実施する。 ※「エコ・アクション・ポイント」とは、消費者が行った環境配慮型の活動や製品購入等に対して付与される全国的なポイントプログラムをいう。消費者は、同ポイントアプリにエコ・アクションを登録し、貯めたポイントを様々な商品や寄付などと交換できる。同ポイントアプリは環境省が所管。</td> <td>4,100</td> </tr> <tr> <td>自動車販売店等と連携したCO2排出量削減加速化事業</td> <td>運輸部門の温室効果ガスの削減を促進するため、自動車販売店等と連携し、脱炭素に関する知識を持った販売員を育成(県地球温暖化防止活動推進員として登録)するとともに、販売店等が行う脱炭素の啓発活動を支援する。 (1)「脱炭素コミュニケーター」育成補助(400千円) [補助率]1/2 [補助上限]400千円 [補助対象経費]講師謝金・旅費、会場費等 (2)自動車のCO2排出量削減普及啓発補助(500千円) [補助率]1/2 [補助上限]100千円/件 [補助対象経費]広報費、消耗品費等</td> <td>900</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>11,080</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内容	予算額	(仮称)鳥取県版ユースCOP開催事業	鳥取県版COPで得た県内外のユース同士の繋がりを発展させるものとして「(仮称)鳥取県版ユースCOP」を開催する。 [内容] ・基調講演・事例発表、ユースによる決意表明、合宿研修のグループワーク等	6,080	(新)C02C02(こっこつ)減らそうエコ・アクション推進事業	「エコ・アクション(環境配慮活動)」の取組を促すため、県民の行動に応じたポイント付与を行うことで、各家庭の省エネ実践を進める。 推進にあたっては、エコ・アクション・ポイントを活用した利用促進キャンペーンも併せて実施する。 ※「エコ・アクション・ポイント」とは、消費者が行った環境配慮型の活動や製品購入等に対して付与される全国的なポイントプログラムをいう。消費者は、同ポイントアプリにエコ・アクションを登録し、貯めたポイントを様々な商品や寄付などと交換できる。同ポイントアプリは環境省が所管。	4,100	自動車販売店等と連携したCO2排出量削減加速化事業	運輸部門の温室効果ガスの削減を促進するため、自動車販売店等と連携し、脱炭素に関する知識を持った販売員を育成(県地球温暖化防止活動推進員として登録)するとともに、販売店等が行う脱炭素の啓発活動を支援する。 (1)「脱炭素コミュニケーター」育成補助(400千円) [補助率]1/2 [補助上限]400千円 [補助対象経費]講師謝金・旅費、会場費等 (2)自動車のCO2排出量削減普及啓発補助(500千円) [補助率]1/2 [補助上限]100千円/件 [補助対象経費]広報費、消耗品費等	900	合計		11,080
細事業名	内容	予算額																					
(仮称)鳥取県版ユースCOP開催事業	鳥取県版COPで得た県内外のユース同士の繋がりを発展させるものとして「(仮称)鳥取県版ユースCOP」を開催する。 [内容] ・基調講演・事例発表、ユースによる決意表明、合宿研修のグループワーク等	6,080																					
(新)C02C02(こっこつ)減らそうエコ・アクション推進事業	「エコ・アクション(環境配慮活動)」の取組を促すため、県民の行動に応じたポイント付与を行うことで、各家庭の省エネ実践を進める。 推進にあたっては、エコ・アクション・ポイントを活用した利用促進キャンペーンも併せて実施する。 ※「エコ・アクション・ポイント」とは、消費者が行った環境配慮型の活動や製品購入等に対して付与される全国的なポイントプログラムをいう。消費者は、同ポイントアプリにエコ・アクションを登録し、貯めたポイントを様々な商品や寄付などと交換できる。同ポイントアプリは環境省が所管。	4,100																					
自動車販売店等と連携したCO2排出量削減加速化事業	運輸部門の温室効果ガスの削減を促進するため、自動車販売店等と連携し、脱炭素に関する知識を持った販売員を育成(県地球温暖化防止活動推進員として登録)するとともに、販売店等が行う脱炭素の啓発活動を支援する。 (1)「脱炭素コミュニケーター」育成補助(400千円) [補助率]1/2 [補助上限]400千円 [補助対象経費]講師謝金・旅費、会場費等 (2)自動車のCO2排出量削減普及啓発補助(500千円) [補助率]1/2 [補助上限]100千円/件 [補助対象経費]広報費、消耗品費等	900																					
合計		11,080																					

令和8年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

脱炭素社会推進課 (内線: 7205)

4目 環境保全費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
トットリボーン! 実践事業	25,449	23,646	1,803			(寄附金)1,000 (基金繰入金) 16,400 (雑入)3,000 20,400	5,049	
トータルコスト	41,507千円 (前年度 39,420千円) [正職員: 2.0人]							

1 事業の目的、概要

現在、気候非常事態にあるという「危機感」を企業・県民等と共有し、2050年脱炭素社会の実現に向けて、ライフスタイルの転換を促す施策を進めるとともに、事業者、市町村、県民など各主体の立場から実践出来るよう、活動支援や啓発を行う。

※2030年度温室効果ガス削減目標(2013年度比) ▲60% (令和5年度末実績(暫定値): ▲31.8%)

2 主な事業内容

細事業名	内 容	予算額
県民の環境実践活動事業	<p>県民の実践活動を後押しするとともに脱炭素施策等の積極的な発信等を行う。</p> <p>(1)再配達削減に向けた取組 (4,300)</p> <ul style="list-style-type: none"> 置き配BOX設置補助 (2,300) ※市町村間接補助 [補助対象者]県民(家庭) [補助率]市町村補助額の1/2 [補助上限]5千円/家庭 SNS広告による置き配ボックス、宅配便ロッカー利用啓発 (2,000) <p>(2)県民総参加による環境実践活動の普及啓発 (6,000) 県の脱炭素施策を新聞、ホームページ等で情報発信</p> <p>(3)【新】エコキャンドルづくりワークショップ (300) 子ども向け手作り灯籠(キャンドル)作成ワークショップの開催</p> <p>(4)その他 (2,329)</p> <ul style="list-style-type: none"> 鳥取県版環境管理システム(TEAS)の普及 協議会負担金 	12,929
トットリボーン! ユース人材育成事業	<p>COP28学生派遣を契機に設立された学生プラットフォームが行う脱炭素に向けた活動を支援する。</p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 学生プラットフォーム運営補助 [活動内容例]イベントブース出展、研修会開催、WEB情報発信等 [補助率] 10/10 環境先進地フィンランド(トゥルク市)との学生相互派遣 	7,020
トットリボーン! 環境活動支援補助金	<p>県民が実践する脱炭素を含めた環境活動等を幅広く支援する。</p> <p>(1)環境保全活動支援 (1,000) 先進的で他の模範となる環境保全活動を支援 [補助率] 10/10 [補助上限]100千円</p> <p>(2)こどもエコクラブ活動の支援 (1,500) ※市町村間接補助 [補助率] 市町村負担額 (700円/人) の1/2</p> <p>(3)若者世代を主体として市町村が行う脱炭素の普及啓発事業等を支援 (3,000) [補助対象者]市町村(企業・団体等との共同実施も含む) [補助率]1/2 [補助上限]1,000千円/市町村</p>	5,500
合 計		25,449

令和8年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

脱炭素社会推進課 (内線: 7895)

4目 環境保全費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
企業の脱炭素経営促進事業	22,100	債務負担行為 6,000 23,100	債務負担行為 △6,000 △1,000	10,500			11,600	
トータルコスト	27,720千円 (前年度 28,621千円) [正職員:0.7人]							

1 事業の目的、概要

県内の温室効果ガス排出量の4割以上を占める企業部門の脱炭素化に向けて、金融機関や支援団体と連携し、県内企業の脱炭素経営を促進する。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
県内産 Jクレジットの創出支援	脱炭素投資をきっかけとした富の地域内循環システムを構築することを目指し、県内企業・個人による小規模な温室効果ガス排出削減量を集約し、Jクレジットとして市場に流通させる取組を支援する。 【対象とする削減量】省エネ、再エネ設備導入による削減量 【対象経費】①Jクレジット審査機関にクレジット化を申請するための登録・検証審査費用 ②県内のCO2削減量を集約するための広報、削減量のモニタリングに係る経費等 【補助率(上限額)】①1/2(上限額:500千円/企業・年) ②1/3(上限額:500千円/企業・年) ※Jクレジット制度について 省エネ・再エネ設備の導入や森林管理等による温室効果ガスの排出削減・吸収量をクレジットとして審査機関が認証する制度として、経済産業省・環境省・農林水産省が運営。	3,000
脱炭素人材の育成	企業の脱炭素化に向けた取組に対して専門的なアドバイスができる自社内の人材の育成に取り組む企業を支援する。 【対象経費】環境省認定「脱炭素アドバイザー」資格取得費用(受験料、講習・教材) 【補助率(上限額)】資格の難易度(3種類)に応じて補助を行う。 (上限額:300千円/企業) ① ベーシック(初級) 1/2(上限額:10千円) ② アドバンスト(中級) 1/2(上限額:30千円) ③ シニアアドバイザー(上級) 1/3(上限額:50千円) ※環境省認定「脱炭素アドバイザー」資格について 企業の脱炭素化に関する民間資格を環境省が認定する制度。金融機関、経営コンサルタント、会計士、税理士、自治体、中小企業支援団体、事業法人の脱炭素担当者などの資格取得を想定。	1,100
企業の省エネ・再エネ推進	県内企業における省エネ・再エネ設備、EV・充電設備等の導入を支援する。 【対象経費、補助率(上限額)】 ・省エネ設備更新 1/5(上限額:1,000千円) ・太陽光発電設備 1/5(上限額:2,000千円) ・EV商用車、充電設備 定額(EV:100千円/台等、上限額500千円)	17,000
情報発信・啓発	セミナーや企業交流会等の開催、省エネ診断の普及促進キャンペーンなどにより、取組の促進と脱炭素経営の先進事例・好事例の横展開を図る。	1,000
合計		22,100

3 その他(改善点等)

- 金融機関、支援団体及び省エネ診断員等との連携並びに先行事例・好事例の横展開に向けた情報発信・啓発の取組を強化した。

令和8年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

脱炭素社会推進課（内線：7895）

4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取スタイルPPA 導入推進事業	201,879	220,626	△18,747	195,750		(基金繰入金) 6,000	129	
トータルコスト	206,696千円（前年度 225,358千円） [正職員：0.6人]							

1 事業の目的、概要

電力消費者の初期費用が不要となる自家消費型の屋根貸し太陽光発電（PPA）を促進するため、県内の地域新電力、発電事業者、金融機関等と連携して『鳥取スタイルPPA』を推進する。

※PPA（Power Purchase Agreement（電力販売契約））：施設所有者（電力消費者）が提供する敷地や屋根などのスペースに電力消費者以外の第三者（発電事業者）が太陽光発電設備等を設置し、発電された電力をその施設の電力消費者へ有償提供する仕組み。

※鳥取スタイルPPA：県内の発電事業者と地域新電力会社等が再生可能エネルギーの確保とエネルギーの地産地消を推進するために連携して実施するPPA事業。

2 主な事業内容

細事業名	内 容	予算額
鳥取スタイルPPAによる県有施設への設置促進事業	採算性が低い県有施設への太陽光発電設備設置を促進するため、PPA事業者に対し、その設置費用の一部を支援する。 [補助対象者] PPA事業者 [補助率] 1/2 [補助上限] 導入1kWあたり125千円	128,750
住宅向けPPA支援事業	住宅向けの事業に取り組むPPA事業者に対し、設備導入費用の一部を支援する。 [補助対象者] PPA事業者 [補助率] 定額 [補助額] 導入1kWあたり70千円 [補助上限] 420千円（最大6kW/件）	42,000
企業向けPPA支援事業	民間企業（中小規模）向けの事業に取り組むPPA事業者に対し、設備導入費用の一部を支援する。 [補助対象者] PPA事業者 [補助率] 定額 [補助額] 導入1kWあたり50千円 [補助上限] 5,000千円（最大100kW/件）	25,000
鳥取スタイルPPAワンストップ窓口設置事業	鳥取スタイルPPAに関する県民や事業者からの問合せへの対応や普及啓発を行う窓口を設置する。 <委託先> 家庭・企業向け：鳥取県地球温暖化防止活動推進センター 工務店向け：（一社）鳥取県木造住宅推進協議会	6,000
審査会運営	事業者を選定するための審査会を開催する。	129
合 計		201,879

3 その他（改善点等）

- ・ 県有施設については、公募開始時期を早め、PPA事業者が参入・検討しやすくする。
- ・ 住宅向け・企業向けについては、PPA事業者に対する個別の周知のほか、省エネ診断や金融機関を通じた利用者の掘り起こしなどにより、利用を促進する。

令和8年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

脱炭素社会推進課 (内線：7874)

4目 環境保全費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
県有施設脱炭素化事業 (LED改修)	475,557	451,537	24,020		<214,000> 428,000		47,557	県費負担 261,557

トータルコスト 487,352千円 (前年度 462,838千円) [正職員:1.0人、会計年度任用職員:1.0人]

1 事業の目的、概要

2050年の脱炭素社会の実現に向けて、県有施設(知事部局主要施設)を将来的にZEB(※)化することを目指し、既存施設にLED照明を導入する。

※ZEB (Net Zero Energy Building/ゼブ) : 快適な室内環境を保ちながら、高断熱化・日射遮蔽、高効率設備により、できる限りの省エネルギーに努め、太陽光発電等によりエネルギーを創ることで、年間で消費する建築物のエネルギー量が大幅に削減されている建築物。

2 主な事業内容

知事部局主要施設の誘導灯・執務室・共用部にLED照明を導入する。
(令和8年度計画: 衛生環境研究所、とっとり出合いの森、総合療育センターほか10施設)

次世代自動車普及促進事業	(債務負担行為) 642 4,958	6,180	(債務負担行為) 642 △1,222			(債務負担行為) 642 4,958
--------------	--------------------------	-------	---------------------------	--	--	--------------------------

トータルコスト 11,381千円 (前年度 12,490千円) [正職員:0.8人]

1 事業の目的、概要

電気自動車 (EV、PHV) の普及に向けて必要な充電環境整備のため、県有施設における充電環境の充実を図るとともに、県有施設に既に導入している急速充電器を適正に維持管理し、利用者の利便性を確保する。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
県有施設 EV 充電器運営等事業	(1) 県有施設 5カ所に設置する急速充電器の保守管理・運営委託(2,310千円) (2) EV 普通充電器を県有施設 (5箇所程度)へ新規整備(1,250千円)	3,560
公用車 EV 運用事業	導入済み公用車 (EV・小型 EV) のリース料(1,398千円) 【債務負担行為】642千円 (令和9~10年度)	1,398
合計		4,958

(注) 起債欄の〈 〉書きは交付税措置額を除いた額である。

県費負担額は、起債欄の〈 〉書きの金額に一般財源の金額を加算した額である。

令和 8 年度一般会計当初予算説明資料

4 款 衛生費

2 項 環境衛生費

脱炭素社会推進課（内線：7879）

4 目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
地域資源活用エネルギー導入推進事業	〔債務負担行為〕 20,000 79,558	〔債務負担行為〕 25,000 84,109	〔債務負担行為〕 △5,000 △4,551				〔債務負担行為〕 20,000 79,558	
トータルコスト	93,207 千円（前年度 97,517 千円） [正職員：1.7 人]							

1 事業の目的、概要

小水力発電等の地域資源を活用したエネルギーの地産地消によってゼロカーボンや地域内経済循環等を達成するため、地域団体、NPO 法人、市町村、エネルギー事業者等の再生可能エネルギーの導入を支援する。

2 主な事業内容

細事業名	内 容	予算額
地域資源活用エネルギー導入支援	<p><体制づくり・啓発支援> 地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入に係る体制づくり・啓発の取組を支援する。 〔補助率〕 10/10 〔補助上限〕 100 千円 〔事業主体〕 地域団体、NPO 法人 等</p> <p><計画策定支援> 地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入に係る可能性調査、計画の策定・検証、協議会の開催等を支援する。 〔補助率〕 1/2 又は 2/3（※） 〔補助上限〕 3,000 千円 〔事業主体〕 市町村、地域団体、NPO 法人、再エネ事業者 等 〔補助事業期間〕 最長 2 年 〔債務負担行為〕 6,000 千円（令和 9 年度）</p> <p><事業化支援> 地域資源を活用した発電、熱供給施設整備・体制整備等を支援する。 〔補助率〕 1/2 又は 2/3（※） 〔補助上限〕 10,000 千円 〔事業主体〕 地域団体、NPO 法人、再エネ事業者 〔補助事業期間〕 最長 3 年 〔債務負担行為〕 10,000 千円（令和 9～10 年度）</p>	16,900
次世代エネルギーパーク整備支援	とっとり次世代エネルギーパークの見学者の受入れに必要な展示物やガイドンスコーナー等の導入を支援する。 〔補助率〕 1/2 〔補助上限〕 300 千円 〔事業主体〕 エネルギーパークの施設管理者	300
小規模発電設備等導入支援	太陽光発電（10kW 未満）、定置用蓄電池等の家庭用小規模設備等を導入する住民に対して補助を行う市町村を支援する。 〔補助率〕 市町村補助額の 1/2 〔実施主体〕 市町村 〔補助事業期間〕 最長 2 年 〔債務負担行為〕 4,000 千円（令和 9 年度）	62,358
合 計		79,558

※補助率が 2/3 となる場合：計画策定を支援するなど市町村による積極的な関与があると特に認める場合

令和8年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

脱炭素社会推進課 (内線: 7875)

4目 環境保全費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
環境教育推進事業	17,205	17,205	0			(財産収入) 1,284 (基金繰入金) 15,921 17,205		

トータルコスト 35,672千円 (前年度 35,345千円) [正職員:2.3人]

1 事業の目的、概要

温室効果ガスの削減や持続可能な社会の構築を推進するため、環境教育や環境活動を支援し、県民の関心を高め行動を促進する。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
環境教育普及啓発事業	(1)環境教育の推進 ○エコアイデアコンテスト 県内全小学生を対象に、夏休み期間中に廃物を利用したエコ工作、エコ活動スクープを募集し、表彰する。 ○気候変動教育推進事業 教員対象の気候変動教育研修を実施し、学校単位で気候変動教育を実施することのできる環境づくりを行う。 ○再生可能エネルギー体験学習 「とっとり次世代エネルギーパーク」を拠点として、再生可能エネルギーや地球環境をテーマとした体験型講座を通年開催することにより、来訪者に対する環境意識の醸成や環境活動の推進を図る。 (2)環境教育・学習アドバイザー派遣制度 環境学習を促進するための講師としてアドバイザーを県で登録し、学校や自治会などへ派遣する。	8,105
鳥取県地球温暖化防止活動推進センター運営事業	地球温暖化防止の普及啓発や推進員育成の業務を「鳥取県地球温暖化防止活動推進センター」として、指定した法人に委託し実施する。 ○地域で環境活動を推進する人材の育成・支援 ○地球温暖化防止活動・実践方法の情報発信・普及啓発 ※鳥取県地球温暖化防止活動推進センター：地球温暖化防止の普及啓発などを行うため、地球温暖化対策推進法に基づき知事が指定した機関。 (R7.4.1～R10.3.31 特定非営利活動法人エコパートナーとっとり)	9,100
合計		17,205

令和8年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

脱炭素社会推進課（内線：7895）

4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																		
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																			
日本海沖メタンハイドレート調査促進事業	10,496	7,496	3,000	1,500			8,996																			
トータルコスト	14,511千円（前年度 11,440千円） [正職員：0.5人]																									
<p>1 事業の目的、概要 メタンハイドレートが存在するとされる鳥取県沖等の海洋環境調査の実施、研究開発支援や研究会の開催により機運の醸成を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">細事業名</th> <th style="width: 50%;">内 容</th> <th style="width: 20%;">予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(新)メタンハイドレート重点調査</td> <td>鳥取県沖・隠岐海嶺において塊状メタンハイドレートが採取されたことを踏まえ、海底環境調査等の追加調査を実施</td> <td style="text-align: center;">3,000</td> </tr> <tr> <td>メタンハイドレート基礎調査</td> <td>・県の水産試験場の第一鳥取丸を活用し、メタンハイドレートが存在するとされる鳥取県沖等において、水質やメタン濃度等の海洋環境調査を実施 ・メタンハイドレートに知見のある学識関係者とのワークショップ、県民への報告会等実施</td> <td style="text-align: center;">1,466</td> </tr> <tr> <td>鳥取大学への奨学寄附（調査研究・普及啓発）</td> <td>メタンハイドレート関連の学生向け講義・調査研究・普及啓発を実施</td> <td style="text-align: center;">5,930</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>海洋エネルギー資源開発日本海連合負担金</td> <td style="text-align: center;">100</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: center;">10,496</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内 容	予算額	(新)メタンハイドレート重点調査	鳥取県沖・隠岐海嶺において塊状メタンハイドレートが採取されたことを踏まえ、海底環境調査等の追加調査を実施	3,000	メタンハイドレート基礎調査	・県の水産試験場の第一鳥取丸を活用し、メタンハイドレートが存在するとされる鳥取県沖等において、水質やメタン濃度等の海洋環境調査を実施 ・メタンハイドレートに知見のある学識関係者とのワークショップ、県民への報告会等実施	1,466	鳥取大学への奨学寄附（調査研究・普及啓発）	メタンハイドレート関連の学生向け講義・調査研究・普及啓発を実施	5,930	その他	海洋エネルギー資源開発日本海連合負担金	100	合 計		10,496
細事業名	内 容	予算額																								
(新)メタンハイドレート重点調査	鳥取県沖・隠岐海嶺において塊状メタンハイドレートが採取されたことを踏まえ、海底環境調査等の追加調査を実施	3,000																								
メタンハイドレート基礎調査	・県の水産試験場の第一鳥取丸を活用し、メタンハイドレートが存在するとされる鳥取県沖等において、水質やメタン濃度等の海洋環境調査を実施 ・メタンハイドレートに知見のある学識関係者とのワークショップ、県民への報告会等実施	1,466																								
鳥取大学への奨学寄附（調査研究・普及啓発）	メタンハイドレート関連の学生向け講義・調査研究・普及啓発を実施	5,930																								
その他	海洋エネルギー資源開発日本海連合負担金	100																								
合 計		10,496																								
水素エネルギー啓発事業	4,423	4,036	387			(基金繰入金) 1,000	3,423																			
トータルコスト	12,452千円（前年度 11,923千円） [正職員：1.0人]																									
<p>1 事業の目的、概要 2050年「脱炭素社会」の実現に向け、水素エネルギー学習施設である「鳥取すいそ学びうむ」の運営等を通じて再生可能エネルギーの一層の推進に資する水素エネルギーに対する県民理解を促進する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">細事業名</th> <th style="width: 50%;">内 容</th> <th style="width: 20%;">予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水素エネルギー啓発拠点整備運営費</td> <td>「鳥取すいそ学びうむ」の管理運営費等（負担金） 【事業主体】鳥取県水素エネルギー推進協議会</td> <td style="text-align: center;">3,423</td> </tr> <tr> <td>水素エネルギー体験教室</td> <td>「鳥取すいそ学びうむ」における展示物の整備や体験ツールの作成費</td> <td style="text-align: center;">1,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: center;">4,423</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内 容	予算額	水素エネルギー啓発拠点整備運営費	「鳥取すいそ学びうむ」の管理運営費等（負担金） 【事業主体】鳥取県水素エネルギー推進協議会	3,423	水素エネルギー体験教室	「鳥取すいそ学びうむ」における展示物の整備や体験ツールの作成費	1,000	合 計		4,423						
細事業名	内 容	予算額																								
水素エネルギー啓発拠点整備運営費	「鳥取すいそ学びうむ」の管理運営費等（負担金） 【事業主体】鳥取県水素エネルギー推進協議会	3,423																								
水素エネルギー体験教室	「鳥取すいそ学びうむ」における展示物の整備や体験ツールの作成費	1,000																								
合 計		4,423																								

令和 8 年度一般会計当初予算説明資料

4 款 衛生費

2 項 環境衛生費

脱炭素社会推進課（内線：7895）

4 目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考						
				国庫支出金	起債	その他	一般財源							
電源立地地域整備費	71,031	71,781	△750	71,031										
トータルコスト	71,834 千円（前年度 72,570 千円） [正職員：0.1 人]													
<p>1 事業の目的、概要 発電施設等の立地地域の活性化を図るため、発電用施設周辺地域整備法等に基づき、立地地域周辺の公共用施設の整備等を行う市町に交付金を交付する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交付金名 電源立地地域対策交付金 ・ 補助率 10/10（文部科学省） ・ 対象経費 公共用施設整備事業、地域活性化事業などに要する経費 ・ 限度額 対象市町の面積、人口や電力需要家数等により算定 ・ 対象市町 鳥取市（佐治町）、三朝町 <p>< 交付金の内訳 ></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">電源立地地域対策交付金</td> <td style="text-align: right;">71,031</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">鳥取市（佐治町）</td> <td style="text-align: right;">18,395</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">三朝町</td> <td style="text-align: right;">52,636</td> </tr> </table>									電源立地地域対策交付金	71,031	鳥取市（佐治町）	18,395	三朝町	52,636
電源立地地域対策交付金	71,031													
鳥取市（佐治町）	18,395													
三朝町	52,636													
脱炭素社会推進課管理運営費	8,522	8,522	0				8,522							
トータルコスト	9,325 千円（前年度 9,311 千円） [正職員：0.1 人]													
脱炭素社会推進課内の連絡調整・事業実施に要する経費である。														

令和8年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

1項 公衆衛生費

衛生環境研究所（電話：0858-35-5411）

6目 衛生環境研究所費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
衛生環境研究所調査研究費	13,685	16,368	△2,683	1,200			12,485	
トータルコスト	68,282千円（前年度 68,422千円） [正職員：6.8人]							

1 事業の目的、概要

湖沼の水質浄化や保全・再生、地球環境問題への対応、廃棄物等、県民ニーズを踏まえた課題について調査研究を行う。（課題数：8課題）

2 主な事業内容

(1) 新規課題

課題名	研究概要	予算額
環境調査への迅速分析法の適用に関する研究	土壌や廃棄物中に含まれる有害な重金属類の迅速分析法を検討し、現場レベルで活用できるスクリーニング手法を構築する	1,000

(2) その他課題

課題名	予算額
劇症型溶血性レンサ球菌の疫学調査及びゲノム解析	2,400
感染症及び食中毒に関する検査項目の拡充	1,000
残留農薬試験の内部品質管理試験方法の変更の検討	1,300
汽水湖の水質形成に関する研究	4,935
焼却残渣に含有する水銀のモニタリング調査	600
水環境における生物多様性保全事業	950
気候変動影響調査事業	1,500

令和8年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

1項 公衆衛生費

衛生環境研究所（電話：0858-35-5411）

6目 衛生環境研究所費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
衛生環境研究所 管理運営費	139,022	〔債務負担行為〕 114,657 88,600	〔債務負担行為〕 24,365 △88,600	831		(財産収入) 20 (受託事業収入) 6,156 6,176	132,015	

トータルコスト 200,953千円（前年度 174,693千円） [正職員：6.4人、会計年度任用職員：2.8人]

1 事業の目的、概要

衛生環境研究所の管理運営等に要する経費である。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
ISO17025 認定維持 及び精度管理事業	・ ISO17025 認定の継続に要する経費 ・ 専門研修派遣費 等	3,327
管理運営費	・ 衛生環境研究所の管理運営に要する経費	135,695

衛生環境研究所 情報発信・環境 学習等支援事業	2,159	1,771	388				2,159	
-------------------------------	-------	-------	-----	--	--	--	-------	--

トータルコスト 14,580千円（前年度 13,943千円） [正職員：1.5人、会計年度任用職員：0.1人]

1 事業の目的、概要

当所の研究成果や環境・感染症情報を積極的に発信するとともに、県民の環境学習や活動を支援し、研究成果や情報の有効活用と県民の意識向上を図る。

当所と韓国江原道保健環境研究院で学会（※）を開催し、環境衛生分野における学術交流の推進を図る。（※令和8年度 鳥取県・江原道環境衛生学会：開催予定地 江原道）

2 主な事業内容

- ・ 「鳥取県衛生環境研究所調査研究外部評価委員会」の開催経費
- ・ 「鳥取県・江原道環境衛生学会」への研究員等派遣経費
- ・ 環境学習及び環境活動の提供に係る経費 等

令和8年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

6項 防災費

原子力環境センター（電話：0858-35-5416）

1目 防災総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考												
				国庫支出金	起債	その他	一般財源													
島根原子力発電所に係る環境放射能等モニタリング事業	27,807	41,354	△13,547	27,807																
トータルコスト	55,412千円（前年度 67,900千円） [正職員：2.5人、会計年度任用職員：2.0人]																			
<p>1 事業の目的、概要 島根原子力発電所に係る環境放射能モニタリング拠点施設として、島根原子力発電所 30km圏内（UPZ）の環境放射能の平常時モニタリングを行う。 放射能測定に係る専門研修等に職員を派遣し、放射能測定の知識及び技術を有する人材を育成する。 ※放射線監視等交付金（原子力規制庁）充当</p> <p>2 主な事業内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平常時モニタリング</td> <td>・平常時モニタリングに要する経費</td> <td style="text-align: center;">3,078</td> </tr> <tr> <td>センター職員に係る人材育成</td> <td>・放射能分析研修、専門講習会等への派遣経費 ・放射線取扱主任者の資格者の養成経費 等</td> <td style="text-align: center;">1,830</td> </tr> <tr> <td>センターの管理運営</td> <td>・原子力環境センターの管理運営に要する経費</td> <td style="text-align: center;">22,899</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内容	予算額	平常時モニタリング	・平常時モニタリングに要する経費	3,078	センター職員に係る人材育成	・放射能分析研修、専門講習会等への派遣経費 ・放射線取扱主任者の資格者の養成経費 等	1,830	センターの管理運営	・原子力環境センターの管理運営に要する経費	22,899
細事業名	内容	予算額																		
平常時モニタリング	・平常時モニタリングに要する経費	3,078																		
センター職員に係る人材育成	・放射能分析研修、専門講習会等への派遣経費 ・放射線取扱主任者の資格者の養成経費 等	1,830																		
センターの管理運営	・原子力環境センターの管理運営に要する経費	22,899																		

4款 衛生費

2項 環境衛生費

原子力環境センター（電話：0858-35-5416）

4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考						
				国庫支出金	起債	その他	一般財源							
放射能調査事業	18,868	26,343	△7,475	18,868										
トータルコスト	28,254千円（前年度 35,278千円） [正職員：0.7人、会計年度任用職員：1.0人]													
<p>1 事業の目的、概要 県内の原子力施設周辺以外の地域の放射線量率や環境試料等の人工核種による放射能濃度を測定して報告し、全国的な水準を把握するとともに、フォールアウト（核爆発実験・原子力発電所事故等による放射性粒子の降下）の環境への影響を平時から捉える。 ※原子力規制庁からの委託事業（全都道府県が受託）</p> <p>2 主な事業内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>空間放射線量率調査</td> <td>県内6地点（鳥取市、湯梨浜町、琴浦町、大山町、南部町、日野町）での空間放射線量率測定に要する経費</td> </tr> <tr> <td>環境試料中の放射能濃度測定</td> <td>県内の降下物、土壌、野菜などの環境試料に含まれる放射性核種濃度測定に要する経費</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内容	空間放射線量率調査	県内6地点（鳥取市、湯梨浜町、琴浦町、大山町、南部町、日野町）での空間放射線量率測定に要する経費	環境試料中の放射能濃度測定	県内の降下物、土壌、野菜などの環境試料に含まれる放射性核種濃度測定に要する経費
細事業名	内容													
空間放射線量率調査	県内6地点（鳥取市、湯梨浜町、琴浦町、大山町、南部町、日野町）での空間放射線量率測定に要する経費													
環境試料中の放射能濃度測定	県内の降下物、土壌、野菜などの環境試料に含まれる放射性核種濃度測定に要する経費													

令和8年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

自然共生課 (内線: 7978)

4目 環境保全費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) ネイチャーポジティブ推進事業	債務負担行為 7,500 26,510		債務負担行為 7,500 26,510			(寄附金)6,500 (基金繰入金)2,183 8,683	債務負担行為 7,500 17,827	

トータルコスト 38,831千円 (前年度0千円) [正職員:1.3人、会計年度任用職員:0.5人]

1 事業の目的、概要

とっとりネイチャーポジティブ宣言に基づき、地域と企業、団体、大学、自治体等が連携してネイチャーポジティブ経済の実現に取り組むとともに、自然体験活動を通じたネイチャーポジティブの普及啓発を行い、自然共生サイトの認定促進に取り組む。

※ネイチャーポジティブ (Nature Positive) とは、生物多様性の負 (損失) の流れを止めて正 (回復) に反転させることを指す。

※ネイチャーポジティブ経済とは、経済活動を通じて生物多様性の損失を止め、自然を回復軌道に乗せることを目指す経済のあり方。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
【新規】ネイチャーポジティブ経済の実現に向けた推進体制づくり	生物多様性保全の推進を通じて、地域課題の解決や新たな地域の魅力や価値を創造するため、地域と企業、団体、大学、自治体等が連携して取り組む仕組みをつくり、ネイチャーポジティブ経済を推進。 ・参画企業等の意見交換や情報提供の場である官民連携プラットフォームの運営 (764千円) ・活動支援を行おうとする全国の企業への働きかけ (8,436千円) ・県内の保全活動地域の現地視察・ワークショップの開催 (2,367千円) ・活動支援を希望する企業と保全活動を行う地域団体とのマッチング (150千円)	11,717
【新規】自然体験活動を通じた普及啓発	大阪・関西万博シグネチャーパビリオン「いのちめぐる冒険」と締結したネイチャーポジティブ実現に向けた相互協力等に関する連携協定の理念を継承し、鳥取県をフィールドとした自然体験活動を通じたネイチャーポジティブの普及啓発に取り組む。 ・県民参加によるいきもの探しイベントの開催 (3,680千円) ・自然観察会等を行う団体への支援 (1,000千円)	4,680
【継続】自然共生サイトの認定促進	生物多様性国家戦略における主要目標の一つである「2030年までに国土の30%を保全する目標 (30by30)」を達成するため、民間企業等との連携を進め、自然共生サイトの認定を促進する。 ・自然共生サイト認定の促進支援等 (6,500千円) [債務負担行為] 7,500千円 (R9年度) ・自然共生サイト候補地と関係団体のコーディネート (1,430千円) ・自然共生サイトの認知度向上 (2,183千円)	10,113
合 計		26,510

3 その他 (改善点等)

・令和7年11月に「とっとりネイチャーポジティブ宣言」を表明するとともに官民連携の枠組みとして「とっとりネイチャーポジティブ推進プラットフォーム」を設立したところで、今後はこのプラットフォームを活用しながら官民連携によりネイチャーポジティブの実現に向けた取組を行う。

令和8年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

自然共生課(内線:7978)

4目 環境保全費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
生物多様性保全事業	16,162	14,374	1,788	3,957			12,205	
トータルコスト	29,286千円(前年度 39,969千円) [正職員:1.4人、会計年度任用職員:0.5人]							

1 事業の目的、概要

鳥取県生物多様性地域戦略の目標である「人と自然が共生するとっとり」を実現するため、とっとり生物多様性推進センターを中心に、希少野生動植物の保全、外来生物の防除、生物多様性に関する県民への普及・啓発を行い、県民参加による生物多様性の保全を推進する。
また、鳥獣保護思想の普及啓発、傷病鳥獣の保護を行うとともに、野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルスの監視調査により、国内野鳥への感染の早期発見に努め、家きん等への感染予防や感染拡大の防止を図る。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額															
希少野生動植物保護対策事業	○希少野生動植物の保護等の活動を行う団体への支援(3,450千円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>補助金名</th> <th>補助対象事業・経費</th> <th>実施主体</th> <th>補助率等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>希少野生動植物保護管理事業補助金</td> <td>特定希少野生動植物の保護等に係る経費</td> <td>鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例で認定する団体</td> <td>定額 [補助上限] 250千円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">生物多様性保全活動支援事業補助金</td> <td>生物多様性の保全に資する保護・防除等に係る経費</td> <td>自然保護団体等</td> <td>定額 [補助上限] 100千円</td> </tr> <tr> <td>開発における生息地の代替措置に係る経費</td> <td>民間事業者</td> <td>1/2 [補助上限] 100千円</td> </tr> </tbody> </table>	補助金名	補助対象事業・経費	実施主体	補助率等	希少野生動植物保護管理事業補助金	特定希少野生動植物の保護等に係る経費	鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例で認定する団体	定額 [補助上限] 250千円	生物多様性保全活動支援事業補助金	生物多様性の保全に資する保護・防除等に係る経費	自然保護団体等	定額 [補助上限] 100千円	開発における生息地の代替措置に係る経費	民間事業者	1/2 [補助上限] 100千円	4,450
補助金名	補助対象事業・経費	実施主体	補助率等														
希少野生動植物保護管理事業補助金	特定希少野生動植物の保護等に係る経費	鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例で認定する団体	定額 [補助上限] 250千円														
生物多様性保全活動支援事業補助金	生物多様性の保全に資する保護・防除等に係る経費	自然保護団体等	定額 [補助上限] 100千円														
	開発における生息地の代替措置に係る経費	民間事業者	1/2 [補助上限] 100千円														
生物多様性の推進・自然環境保全地域管理事業	○自然保護団体の研修会、「生物多様性アドバイザー」の派遣等 ○自然環境保全地域(15地域)の維持管理・巡視等	662															
特定外来生物防除事業	○特定外来生物(チュウゴクオオサンショウウオ)の侵入状況調査及び防除実施計画の策定(2,915千円) ○定着初期の特定外来生物(セアカコケグモ等)について市町村が行う調査や駆除等を支援(1,250千円) [補助率] 防除事業:3/4(国1/2、県1/4) 調査・計画事業:国定額(上限額2,500千円以内※) ※上限額を超える部分は3/4(国1/2、県1/4) ※環境省「特定外来生物防除等対策事業(交付金)」を活用 ○県内に定着する特定外来生物の防除活動を行う地域団体等への支援(1,000千円) [補助対象者]民間団体 [補助率]定額(上限250千円)	5,165															
野生鳥獣の保護及び感染症対策事業	・傷病野生鳥獣の治療 ・愛鳥週間ポスターコンクール等の開催 ・渡り鳥の渡来状況等の調査 ・高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査(便採取、死亡野鳥等)	5,885															
合計		16,162															

3 その他(改善点等)

・外来生物対策について、防除を優先する種や各主体の役割を定めた「県特定外来生物防除指針」(令和7年度策定)に基づき、市町村と連携した対策を進めるとともに、防除を行う団体を支援する。

令和 8 年度一般会計当初予算説明資料

4 款 衛生費

2 項 環境衛生費

自然共生課（内線：7200）

4 目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
国立公園満喫プロジェクト等推進事業	228,992	244,023	△15,031	105,650	<74,000> 95,000	(寄附金) 404 (雑入) 2,079 2,483	25,859	県費負担 99,859
トータルコスト	286,801 千円（前年度 300,809 千円） [正職員：7.2 人]							

1 事業の目的、概要

国の進める、国立公園を世界基準である「ナショナルパーク」としてブランド化を図る「国立公園満喫プロジェクト」の一環として、大山隠岐国立公園内施設を国内外の誘客につながる魅力あるものとするための整備を行う。また、大山登山者から大山入山協力金を募る受益者負担制度を活用し、持続可能な大山の山岳環境の保全と利用に繋げる。

2 主な事業内容

細事業名	内 容	予算額
国立公園満喫プロジェクト等推進事業	・大山夏山登山道改修（木道、丸太階段）（100,000 千円） ・大山夏山登山道標識改修（頂上木道付近）（3,000 千円） ・大山滝吊橋架替工事（琴浦町野井倉）（108,300 千円）	211,300
大山入山協力金運営事業	大山登山者から大山入山協力金を募る受益者負担制度を運営する「大山山岳環境保全協議会」に対しての負担金交付	2,306
大山キャリーアップ・ダウン事業	大山夏山登山道の修繕に必要な資材の運搬（キャリーアップ）、頂上避難小屋トイレ浄化槽に堆積した汚泥の運搬（キャリーダウン）をボランティアにより実施	1,886
【新規】大山隠岐国立公園 90th Anniversary 事業	○指定 90 周年記念フェスティバルの開催（10,000 千円） ・大山の魅力を発信するステージイベント ・出演者と行くトレッキングツアー ・サステナブルイベント（登山道修繕、山頂木道下のクリーンアップ等） ・国立公園の取組紹介、登山グッズ販売等のブース出展・ワークショップ ・大山の恵みを食す飲食ブース出店 ○岡山県、島根県と連携したイベントを実施（3,500 千円） ・スタンプラリー ・フォトコンテスト ・大山隠岐国立公園内の主要スポットを巡るクイズラリー ・ノベルティ、グッズ製作等	13,500
合 計		228,992

3 その他（改善点等）

- ・大山隠岐国立公園における国内外からの観光客の誘客促進に向け、登山道の改修、大山滝吊橋の架替えなど大山地域全体を活かす総合的な整備を進める。
- ・令和 4 年度から本格導入した入山協力金について、さらなる協力率向上に向けて、募金箱設置場所の拡充等の取組を進めていく。
- ・令和 8 年 2 月に大山隠岐国立公園指定 90 周年を迎えるため、秋に記念フェスティバルを開催するとともに岡山県、島根県と連携したイベントを実施し、大山隠岐国立公園の魅力を発信する。

（注）起債欄の〈 〉書きは交付税措置額を除いた額である。

県費負担額は、起債欄の〈 〉書きの金額に一般財源の金額を加算した額である。

令和8年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

自然共生課（内線：7200）

4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
自然公園等魅力向上事業	101,783	165,280	△63,497	17,962	<14,000> 18,000	(寄附金) 3,196 (雑入) 2,539 5,735	60,086	県費負担 74,086
トータルコスト	189,414千円（前年度249,649千円）〔正職員：8.1人、会計年度任用職員：6.0人〕							

1 事業の目的、概要

自然公園法の目的である「優れた自然の風景地の利用の増進」を実現し、安全で快適な自然公園等の利用を確保するため、自然公園施設等の整備・修繕工事、維持管理等を実施する。

また、鳥取の景勝地や主要な山々の魅力等を情報発信し、新たな観光需要を喚起するとともに、自然保護思想の普及啓発等により保護と利活用のバランスの取れた自然保護行政を推進する。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
自然歩道・登山道及び自然公園施設等の安全対策等	○県営整備 ・近畿自然歩道（網代）防護柵設計（10,000千円） ・那岐山頂上トイレ浄化槽改修設計（5,764千円） ・氷ノ山スキー場トイレ改修工事（23,041千円） ○市町村営整備 ・羽衣石城跡整備（案内標識新設、駐車場整備）（2,500千円） 〔実施主体〕湯梨浜町〔補助率〕1/2	41,305
自然公園等維持管理事業	○自然公園施設等修繕工事等 ・〔新規〕那岐山頂上トイレ汚物撤去（8,500千円） ・鴨ヶ磯斜面点検（2,500千円） ・公園施設修繕工事等枠（15,000千円） ○公衆トイレ及び自然歩道等の管理委託等（28,573千円）	54,573
「とっとりの山」魅力発信事業	わかさ氷ノ山・山フェス実行委員会負担金、氷ノ山キャリーダウン登山ほか	2,005
国立公園清掃活動費補助金	国立公園内の清掃を行う民間団体等に対する支援 〔負担割合〕国1/4、県1/4、市町村1/2	2,720
日本山岳ガイド協会公認ガイド資格取得支援事業	日本山岳ガイド協会公認ガイド資格取得者に対する資格取得に要した経費の補助	900
自然保護監視事業	自然保護ボランティア保険等	280
合計		101,783

3 その他（改善点等）

自然公園施設、自然歩道等の修繕工事は、危険性・利便性等を考慮し、重点投資による効果的な施設整備を実施している。

（注）起債欄の〈 〉書きは交付税措置額を除いた額である。

県費負担額は、起債欄の〈 〉書きの金額に一般財源の金額を加算した額である。

令和8年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

自然共生課（内線：7980）

4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
氷ノ山自然ふれあい館管理運営事業	(債務負担行為) 2,112 60,100	64,706	(債務負担行為) 2,112 △4,606	5,425			(債務負担行為) 2,112 54,675	
トータルコスト	64,115千円（前年度 68,650千円） [正職員：0.5人]							

1 事業の目的、概要

氷ノ山の魅力を紹介する拠点施設「氷ノ山自然ふれあい館」を適切に管理・運営する。
また、国立公園氷ノ山の豊かな自然を紹介し、その魅力を体験できる場及びプログラムを提供することにより、自然を大切にすることを育む。

2 主な事業内容

細事業名	内 容	予算額
指定管理料	[指定管理者]（一財）鳥取県観光事業団 [指定管理期間]令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年間） （うち見直しによる算定額9,273千円） [債務負担行為] 2,112千円（令和9年度～10年度）	56,036
施設改修等	○氷ノ山自然ふれあい館と高原の宿氷太くんを結ぶ連絡橋の転落防止柵の補修（4,000千円） ○[新規]指定管理施設運営評価委員会に係る経費（64千円）	4,064
合 計		60,100

【参考】指定管理料の見直しの考え方

- ・人件費：各年度の民間給与実態調査を基に積算した人件費が、予算設定時（再算定を行った場合は再算定時）と比較して施設ごとに±3%以上の増減があった場合、再算定を行う。
- ・物件費等：予算設定時（再算定を行った場合は再算定時）と比較して、鳥取市物価指数に±3%以上の増減があった場合、再算定を行う。
- ・光熱費：物価指数を考慮して算定した額を毎年度別枠で措置する。

令和8年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

自然共生課（内線：7200）

4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取砂丘ビジターセンター管理運営事業	32,620	28,258	4,362				32,620	
トータルコスト	35,832千円（前年度 31,413千円）〔正職員：0.4人〕							

1 事業の目的、概要

「山陰海岸国立公園鳥取砂丘ビジターセンター」（以下「鳥取砂丘ビジターセンター」という。）及び「山陰海岸国立公園鳥取砂丘フィールドハウス」（以下「鳥取砂丘フィールドハウス」という。）を管理運営する。

また、鳥取砂丘の多様な楽しみ方を紹介することにより、砂丘を訪れる県民、観光客等の理解と関心を深め、ワンストップでのおもてなしにより観光客等の利便性向上を図る。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
負担金の交付	山陰海岸国立公園鳥取砂丘ビジターセンター管理運営協議会（以下「協議会」という。）に対して負担金を交付する。 【拡充】 ・多言語総合案内デジタルサイネージの導入 ・職員の処遇改善 ・繁忙期におけるアルバイト職員の導入	32,620

<参考>

○施設の所管

- ・鳥取砂丘ビジターセンター：環境省所管
- ・鳥取砂丘フィールドハウス：環境省所管「風紋館」と県所管「オアシス館」の2館で構成

○協議会の概要及び経費負担の考え方

建物及び展示設備の維持管理経費については各施設を所管する環境省及び県が負担し、人件費、事務費及び事業費については県及び鳥取市が応分の負担をする。

3 その他（改善点等）

○鳥取砂丘ビジターセンター

- ・今後も魅力のあるイベントや館内企画展示の実施等、更なる認知度アップに取り組んでいく。
- ・増加傾向にあるインバウンド観光客への効果的な情報発信及びおもてなし（コンテンツ提供）を実施する。

○鳥取砂丘フィールドハウス

- ・自然体験活動や環境学習の拠点として更に認知度を向上させ、利用促進を図るため、砂丘西側施設と連携したイベントやガイドツアー等の定期的な実施に取り組んでいく。

令和8年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

自然共生課（電話：0857-22-0582）

4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
日本一の鳥取砂丘を守り育てる事業	(債務負担行為) 14,334 39,888	33,040	(債務負担行為) 14,334 6,848				(債務負担行為) 14,334 39,888	

トータルコスト 71,636千円(前年度 63,341千円)[正職員:2.5人、会計年度任用職員:3.1人]

1 事業の目的、概要

「日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例」に基づき、条例の趣旨の普及啓発、巡視指導、砂丘の魅力を伝える活動により、鳥取砂丘の保全と再生、適正な利活用の推進を図るほか、砂丘内の熱中症対策を強化し観光客が安全に過ごすことができる環境を整える。また、民間と行政で構成する鳥取砂丘未来会議が行う鳥取砂丘の景観保全再生事業に要する経費を負担する。

2 主な事業内容

細事業名	内 容	予算額
鳥取砂丘景観保全再生事業負担金	「砂の動く生きている砂丘」の保全・再生を目指し、鳥取砂丘未来会議が行う事業に要する経費について、県・鳥取市が各 1/2 ずつ負担する。 【拡充】機械除草範囲の拡大、海岸清掃ボランティア制度の創設	30,487
鳥取砂丘ドローン巡視委託	鳥取砂丘地内での熱中症対策のため、ドローン巡視に係る業務を委託する。 【拡充】巡視日数を10日増 [債務負担行為] 14,334千円（令和9～10年度）	7,170
【新規】鳥取砂丘未来会議WG研修経費	鳥取砂丘ランドデザインを実現するための関係者向け研修に要する経費について県・鳥取市が各 1/2 ずつ負担する。	431
事務費	事務所賃借料等	1,800
合 計		39,888

3 その他（改善点等）

- ・ボランティア除草や機械除草の取組により、植物分布の割合は平成3年が約40%だったものが、現在は20%台まで縮小している。令和8年度は機械除草面積を約1ha拡大するなどさらに取組を強化する。
- ・令和7年度のドローン巡視業務委託は、砂丘東側エリアの巡視導入により、体調不良者（5件）、落書き（5件）、遊泳（18件）、危険飛行（1件）を発見し、指導等につながった。令和8年度は巡視日数を10日間拡充し巡視体制のさらなる強化を図る。
- ・鳥取砂丘ランドデザイン改訂案に係るパブリックコメントの結果、海岸漂着ゴミに関する意見が多く寄せられたことを受け、新たにアクティビティ団体等と連携した海岸清掃ボランティア制度を創設し、官民一体となった砂丘の保全活動を推進する。

自然共生課管理運営費	7,449	7,283	166				7,449	
------------	-------	-------	-----	--	--	--	-------	--

トータルコスト 8,252千円（前年度 8,072千円）[正職員:0.1人]

自然共生課内の連絡調整・事業実施に要する経費である。

令和8年度一般会計当初予算説明資料

7 款 商工費

3 項 観光費

自然共生課（内線：7702）

1 目 観光費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
山陰海岸ユネスコ世界ジオパーク活動推進事業	56,179	62,254	△6,075				56,179	
トータルコスト	118,465 千円（前年度 122,125 千円） [正職員：5.6 人、会計年度任用職員：4.6 人]							

1 事業の目的、概要

ユネスコ世界ジオパークの完全再認定を契機に、県内のジオパーク活動の活性化を図るため、トレイルや自然体験活動等のジオツーリズムの推進、認知度向上に向けた情報発信、調査研究や自然講座等による普及啓発、次世代を担うジオパーク人材の育成、民間事業者・市町が行うジオパーク活動への支援等を実施し、山陰海岸ジオパークの魅力向上、山陰海岸の自然を守り育てるジオパーク活動を展開していく。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
ツーリズム・普及啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○（新）ジオパークを活用した地域経済好循環モデル事業 地域の観光地形成の司令塔となる DMO と連携し、ジオパークで稼ぐためのモデル事例を創出する（R8 テーマ：「ガイドで稼ぐ」） ○ジオパークの魅力及び認知度向上のための情報発信 <ul style="list-style-type: none"> ・ジオパークトレイルの魅力を発信するアウトドア情報誌への掲載 ・新聞、雑誌、ラジオ等による情報発信 ・県内外の集客施設やイベントへのブース出展 	10,576
民間活力の振興	<ul style="list-style-type: none"> ○民間事業者及び市町が実施する産業振興、ツーリズム振興、普及・啓発の推進等、ジオパーク活動の取組支援 <ul style="list-style-type: none"> ・山陰海岸ジオパーク魅力活用総合補助金 ・山陰海岸ジオウォーク補助金 	22,386
調査研究・教育活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○（新）ジオパーク次世代育成事業 県内の中・高・大学生を対象に、ジオパークの理念や基礎知識を学ぶジオ講座や国内外のジオパーク大会への派遣など、次世代を担うジオパーク人材を育成する。 ○大学等の教育研究機関との調査研究 ○自然講座、生き物観察会等の教育普及講座の開催 	6,311
魅力ある中核拠点施設としての整備	<ul style="list-style-type: none"> ○自然館のデジタルサイネージの運用 	429
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○山陰海岸ジオパーク推進協議会負担金 ○自然歩道の眺望景観回復に要する経費 ○標準事務費 	16,477
合 計		56,179

3 その他（改善点等）

前回再審査（R6）でのユネスコからのレコメンデーション（推奨事項及び提案事項）を踏まえ、山陰海岸ジオパークを一層活用し、産業やツーリズム振興等の経済活動及びジオパークを通じたグローバルな視点を持つ人材育成に繋げる事業を新たに実施する。

令和8年度一般会計当初予算説明資料

7 款 商工費

3 項 観光費

自然共生課（内線：7702）

1 目 観光費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考												
				国庫支出金	起債	その他	一般財源													
山陰海岸ジオパーク 海と大地の自然館 運営費	11,733	10,403	1,330			(使用料) 72	11,661													
トータルコスト	22,725 千円（前年度 20,915 千円） [正職員：0.9 人、会計年度任用職員：1.0 人]																			
<p>1 事業の目的、概要 「山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館」の管理運営に要する経費である。</p> <p>2 主な事業内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">細事業名</th> <th style="width: 55%;">内 容</th> <th style="width: 20%;">予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設・設備維持 管理費等</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・施設管理 一般廃棄物収集処理、ろ過海水搬入、展示水槽清掃 等 ・設備管理 自動ドア保守点検 等 ・（新）常設展示物の体験型コンテンツ保守管理 </td> <td style="text-align: center;">6,372</td> </tr> <tr> <td>事務費等</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県ミュージアムネットワーク負担金 ・標準事務費 </td> <td style="text-align: center;">5,361</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: center;">11,733</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内 容	予算額	施設・設備維持 管理費等	<ul style="list-style-type: none"> ・施設管理 一般廃棄物収集処理、ろ過海水搬入、展示水槽清掃 等 ・設備管理 自動ドア保守点検 等 ・（新）常設展示物の体験型コンテンツ保守管理 	6,372	事務費等	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県ミュージアムネットワーク負担金 ・標準事務費 	5,361	合 計		11,733
細事業名	内 容	予算額																		
施設・設備維持 管理費等	<ul style="list-style-type: none"> ・施設管理 一般廃棄物収集処理、ろ過海水搬入、展示水槽清掃 等 ・設備管理 自動ドア保守点検 等 ・（新）常設展示物の体験型コンテンツ保守管理 	6,372																		
事務費等	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県ミュージアムネットワーク負担金 ・標準事務費 	5,361																		
合 計		11,733																		

令和8年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

循環型社会推進課 (内線: 7198)

4目 環境保全費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
ごみゼロ社会実現化県民プロジェクト事業	(債務負担行為) 174 10,159	(債務負担行為) 0 12,741	(債務負担行為) 174 △2,582			(基金繰入金) 8,188	(債務負担行為) 174 1,971	
トータルコスト	21,400千円 (前年度 22,994千円) [正職員: 1.4人]							

1 事業の目的、概要

ごみゼロ社会の実現に向けたごみ排出量の一層の削減を図るため、引き続き食品ロス削減に重点的に取り組み、県民のごみゼロ意識の醸成を図るとともに、循環型社会を目指した取組を推進する。

一人一日あたりのごみ排出量 目標: 895g/日・人 (令和12年度) [令和5年度実績: 963g/日・人]

一人一日あたりの食品ロス量 目標: 80g/日・人 (令和10年度) [令和3年度実績: 94g/日・人]

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
【新規】需要予測による食品ロス削減推進事業	・食品小売店や飲食店を対象に、AI需要予測システムの導入による食品ロス削減の効果検証を行うモデル事業を実施 [債務負担行為] 174千円 (令和9年度)	365
【新規】リチウムイオン電池の火災防止等に係る普及啓発事業	・リチウムイオン電池の危険性や適切な廃棄方法等について、市町村と連携した周知・啓発の実施	489
事業系ごみの削減・リサイクル率向上事業	・事業系一般廃棄物の多量排出者等に対し専門家を派遣し、排出量削減やリサイクル率向上に向けた指導助言等を実施	800
フードドライブ事業	・市町村・市町村社協が実施するフードドライブの取組に係る普及啓発 ・フードドライブを実施する団体の支援 [対象] 事業者 [補助率] 1/2 [補助上限] 100千円	2,036
食品ロス削減等普及啓発事業	・食品ロス削減やプラスチックごみ削減・リサイクル推進に対する意識啓発を目的としたポスターコンクールの実施 ・宴会等での食べ残しを減らす「30・10食べきり運動」や外食時に余った料理の持ち帰りの普及など、食品ロス削減に係る意識啓発	4,389
鳥取県食品ロス削減推進協議会の運営	食料支援活動団体、食品流通事業者、商工団体、消費者団体及び行政等で構成する協議会において、食品ロスの削減等に向けた方策を検討	482
ごみゼロ関係補助金・交付金	・Let's 4R実践活動推進補助金 ごみ減量・リサイクルの実践活動を支援 [実施主体] 実践活動団体 [補助率] 1/2 [補助上限] 500千円 ・4R推進交付金 地域の実情に応じたごみ減量・リサイクルの取組を支援 [実施主体] 市町村等 [補助率] ソフト事業 1/2、ハード事業 1/3 [補助上限] ソフト事業 5,000千円、ハード事業 20,000千円	1,598
合計		10,159

3 その他 (改善点等)

- ・ごみ排出量の削減に向け、可燃ごみの中で割合の大きい「食品ロス」の削減を促進するため、外食や買い物等の各場面に応じた取組を県民運動として推進している。
- ・鳥取県廃棄物処理計画に基づき、ごみ排出量削減、リサイクル率向上に向けて、事業系ごみも含めた施策や、県民の意識を高め行動に繋げるための具体的な施策に取り組んでいく。

令和8年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

循環型社会推進課 (内線：7198)

4目 環境保全費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
「とっとりプラごみゼロ」チャレンジ事業	6,577	9,096	△2,519			(基金繰入金) 1,677	4,900	
トータルコスト	10,592千円 (前年度 13,040千円) [正職員：0.5人]							

1 事業の目的、概要

プラスチックごみ(以下「プラごみ」という。)が環境問題となっているなか、本県においても、県民・企業・行政が一体となりプラごみの排出抑制や再資源化に向けた取組を行う。

プラごみ分別収集・再商品化実施市町村数 目標：19市町村(令和10年度) [令和7年度末実績：6市町]

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
プラスチック資源分別回収支援事業	市町村等によるプラスチックごみ分別収集・リサイクルの実証実験や検討会等の取組を支援 【拡充】実施主体に一部事務組合、広域連合を追加 [補助率] 1/2 [補助上限] 1,500千円	3,000
「とっとりプラごみゼロ」チャレンジ事業補助金	・テイクアウト用容器を環境配慮容器へ切り替える事業者を支援 [補助率] 1/2 [補助上限] 50千円 ・イベント等でリユース容器を活用する団体等を支援 [補助率] 10/10 [補助上限] 100千円 ・プラごみ削減の活動に取り組む団体等を支援 [補助率] 1/2 [補助上限] 250千円 ・河川・海岸における清掃活動、プロギングやプラスチック・フィッシングツアーを行う団体等を支援 [補助率] 10/10 [補助上限] 250千円	2,650
マイボトル使用推進事業	マイボトル協力店を募りマイボトルの活用を県民に啓発	927
合計		6,577

3 その他(改善点等)

- ・プラスチックごみの排出抑制や再商品化を推進するため、引き続き、市町村などによる分別収集・リサイクル等の取組に対する支援や、県民・事業者への啓発事業を実施していく。

※琴浦町：令和7年10月よりプラスチックごみの分別収集・再商品化を開始。

令和8年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

循環型社会推進課（内線：7681）

4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
管理型最終処分場 設置促進事業	1,365,621	債務負担行為 〔4,929,809〕 1,075,557	債務負担行為 〔△4,929,809〕 290,064		<746,000> 746,000		619,621	県費負担 1,365,621
トータルコスト	1,373,650千円（前年度 1,083,444千円）〔正職員:1.0人〕							

1 事業の目的、概要

（公財）鳥取県環境管理事業センター（以下「センター」）に対し、廃棄物処理法の設置許可を受けた淀江処分場の建設工事（I期）、地域振興、センター運営等に必要な経費を支援する。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
処分場建設・関連経費	処分場建設工事（I期） ・センターが行う処分場の土木工事、水処理施設工事、施工監理等 ・【新規】センターが行う用地買取（30,770／貸付金） ・R8年度予算額内訳：〔補助金〕643,069（補助率：2/3）、〔貸付金〕352,305	995,374
産業廃棄物処理施設周辺整備事業交付金	・産業廃棄物処理施設設置促進条例に基づく「産業廃棄物処理施設周辺整備事業交付金」を地域住民の意見を反映した周辺整備事業の実施者に交付	314,489
センター管理運営費等経費	運営費補助金・人件費貸付金 ・センター管理運営費等の補助及び県派遣職員手当の貸付 ・R8年度予算額内訳：〔補助金〕42,622（補助率：10/10）、〔貸付金〕13,136	55,758

3 その他（改善点等）

- ・センターは、処分場建設に係る準備を進めており、今後、処分場建設工事に本格的に着手する。
- ・県は、センターの事業の円滑な運営、管理型最終処分場の設置に向けて必要な支援等を行う。

（注）起債欄の〈 〉書きは交付税措置額を除いた額である。

県費負担額は、起債欄の〈 〉書きの金額に一般財源の金額を加算した額である。

令和8年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

循環型社会推進課（内線：7562）

4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考															
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																
災害廃棄物処理円滑化推進事業	4,450	5,500	△1,050				4,450																
トータルコスト	5,253千円（前年度 7,077千円） [正職員：0.1人]																						
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>地震や台風などによる大規模災害が頻発する中で、国、県、市町村、関係団体が連携を深め災害廃棄物処理に係る対応能力の向上を図るとともに、災害廃棄物処理計画の実行性をより高めるため、各機関を対象とした災害廃棄物処理図上訓練を実施する。</p> <p>※災害廃棄物処理計画：災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するために、平時に県・市町村が策定する計画。 ・主な内容：発生量推計、災害時の対応（仮置場運用、処理方針等）、平時の備え など</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>【新規】災害廃棄物処理に係る知見を有するコンサルタントに委託し、実際の災害状況を模した図上訓練を実施する。</p> <p>3 その他（改善点等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県は災害廃棄物処理に係る連携協定を関係団体と締結し、定期的に連絡訓練を行ってきた。 また、令和6年度までに全市町村が策定した市町村の災害廃棄物処理計画及び県の災害廃棄物処理計画（令和7年度改定）に基づき災害廃棄物処理の対応能力向上に取り組んでいく。 																							
不法投棄廃棄物対策事業	8,645	8,421	224			(雑入) 4,787	3,858																
トータルコスト	46,687千円（前年度 45,220千円） [正職員：3.8人、会計年度任用職員：2.0人]																						
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>生活環境の保全を図るため、不法投棄及び不適正処理の監視・指導、投棄者不明の産業廃棄物を処理する市町村への支援、不法投棄廃棄物の行政代執行による撤去・処理・原状回復を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">細事業名</th> <th style="width: 55%;">内 容</th> <th style="width: 20%;">予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>不法投棄対策強化事業</td> <td>不法投棄重点警戒箇所の夜間パトロールを警備会社へ委託等</td> <td style="text-align: center;">2,885</td> </tr> <tr> <td>不法投棄廃棄物処理事業</td> <td>投棄者不明の産業廃棄物の処理費用を市町村に助成等 [補助率] 1/2 [補助上限]10,000千円</td> <td style="text-align: center;">973</td> </tr> <tr> <td>不法投棄産業廃棄物代執行対策事業</td> <td>問題の生じるおそれがある不法投棄廃棄物について行政代執行による速やかな撤去等</td> <td style="text-align: center;">4,787</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: center;">8,645</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内 容	予算額	不法投棄対策強化事業	不法投棄重点警戒箇所の夜間パトロールを警備会社へ委託等	2,885	不法投棄廃棄物処理事業	投棄者不明の産業廃棄物の処理費用を市町村に助成等 [補助率] 1/2 [補助上限]10,000千円	973	不法投棄産業廃棄物代執行対策事業	問題の生じるおそれがある不法投棄廃棄物について行政代執行による速やかな撤去等	4,787	合 計		8,645
細事業名	内 容	予算額																					
不法投棄対策強化事業	不法投棄重点警戒箇所の夜間パトロールを警備会社へ委託等	2,885																					
不法投棄廃棄物処理事業	投棄者不明の産業廃棄物の処理費用を市町村に助成等 [補助率] 1/2 [補助上限]10,000千円	973																					
不法投棄産業廃棄物代執行対策事業	問題の生じるおそれがある不法投棄廃棄物について行政代執行による速やかな撤去等	4,787																					
合 計		8,645																					

令和 8 年度一般会計当初予算説明資料

4 款 衛生費

2 項 環境衛生費

循環型社会推進課（内線：7684）

4 目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考												
				国庫支出金	起債	その他	一般財源													
産業廃棄物適正処理推進事業	24,458	28,764	△4,306				24,458													
トータルコスト	146,826千円（前年度 148,882千円）〔正職員：15.1人、会計年度任用職員：0.3人〕																			
<p>1 事業の目的、概要 産業廃棄物の適正処理を推進するため、廃棄物処理法及びPCB特別措置法に基づく処理施設等への立入検査、業者に対する指導、処理状況調査等を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内 容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>産業廃棄物の適正処理・リサイクル関係事業</td> <td>・処理施設等の立入検査、排出事業者や廃棄物処理業者に対する指導 ・県内の産業廃棄物処理状況を把握するための調査</td> <td style="text-align: center;">22,831</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理施設紛争予防事業</td> <td>・鳥取県廃棄物審議会の開催 ・必要に応じた学識経験者等からの意見聴取</td> <td style="text-align: center;">1,627</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: center;">24,458</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内 容	予算額	産業廃棄物の適正処理・リサイクル関係事業	・処理施設等の立入検査、排出事業者や廃棄物処理業者に対する指導 ・県内の産業廃棄物処理状況を把握するための調査	22,831	廃棄物処理施設紛争予防事業	・鳥取県廃棄物審議会の開催 ・必要に応じた学識経験者等からの意見聴取	1,627	合 計		24,458
細事業名	内 容	予算額																		
産業廃棄物の適正処理・リサイクル関係事業	・処理施設等の立入検査、排出事業者や廃棄物処理業者に対する指導 ・県内の産業廃棄物処理状況を把握するための調査	22,831																		
廃棄物処理施設紛争予防事業	・鳥取県廃棄物審議会の開催 ・必要に応じた学識経験者等からの意見聴取	1,627																		
合 計		24,458																		
鳥取県産業廃棄物適正処理基金積立事業	6,419	8,071	△1,652			(財産収入) 96	6,323													
トータルコスト	7,222千円（前年度 8,860千円）〔正職員：0.1人〕																			
<p>鳥取県産業廃棄物処分場税の税込について、産業廃棄物処理施設の設置の促進及び産業廃棄物の発生の抑制、再生その他適正な処理に関する施策に充当するための基金に積立を行う。</p>																				
循環型社会推進費	5,582	5,604	△22				5,582													
トータルコスト	22,443千円（前年度 22,167千円）〔正職員：2.1人〕																			
<p>循環型社会推進課内の連絡調整・事業実施に要する経費である。</p>																				

令和 8 年度一般会計当初予算説明資料

4 款 衛生費

2 項 環境衛生費

水環境保全課（内線：7401）

3 目 環境衛生連絡調整費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
水道施設監視指導等事務費	2,723	2,190	533	500			2,223	
トータルコスト	10,752千円（前年度 10,077千円）〔正職員:1.0人〕							
<p>水道法の規定に基づく適正な水道事業の運営を確保するため、県内の水道事業に対する監視指導、衛生指導等を行う。</p> <p>なお、令和8年度は国からの依頼に基づき5年に一度実施している県内の水道全体を把握する水道地図の更新を行う。</p>								

令和8年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

水環境保全課（内線：7870）

4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
“ラムサール条約登録湿地”中海水質浄化対策推進事業	19,048	25,721	△6,673			(基金繰入金) 1,408 (雑入) 600 2,008	17,040	
トータルコスト	36,712千円（前年度 43,072千円）[正職員:2.2人]							

1 事業の目的、概要

県民の貴重な資源である中海の豊かな自然環境を次世代へ引き継ぐため、「調査研究」「保全再生」「交流学習」及び「ワイズユース（賢明な利用）」の各種施策を島根県等と連携し実施する。

【水質目標値】※COD：化学的酸素要求量 [mg/L]

水質項目	目標値(R10)	実績(R6)	達成・未達成
COD (75%値)	4.4	5.2	未達成
全窒素 (年平均値)	0.46	0.49	未達成
全りん (年平均値)	0.046	0.059	未達成

2 主な事業内容

区分	内 容	予算額
調査研究	・中海の水質分析や評価、モニタリング手法の検討、水質改善に繋がる底質・窪地対策の調査・研究等を行う。 ・米子湾の水質浄化に向けて、新たな技術導入の検討を行う。	16,270
保全再生	・鳥取・島根両県の県議会議員及び関係自治体等で構成する協議会を開催する。 ・県民モニターを選考し、五感（見る・聞く・触れる・嗅ぐ・味わう）による湖沼環境の評価を行う。	470
交流学習	・中海等で活動するこどもたちと他のラムサール条約登録湿地で活動するこどもたちとの交流を通じ、次世代の人材育成や人的ネットワークの構築を図る。 ・次世代を担うこどもたちへの環境教育の実施、様々な世代に環境学習の機会を提供し、専門人材の育成を図る。	1,708
賢明な利用	・ワイズユースに着目した体験型の中海利活用イベント、中海・宍道湖一斉清掃を開催する。	600

3 その他（改善点等）

- ・水質は長期的には改善傾向にあるが、米子湾中央部などで一部目標未達成のため、第8期(令和6年度～令和10年度)の湖沼水質保全計画に基づき、引き続き流入負荷量の分析や底質及び窪地の現地調査・研究を継続し、今後の水質改善対策に活かしていく。
また、豊かな中海を目指すための新たな指標の設定に向けた調査・研究も継続して実施する。

令和8年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

水環境保全課 (内線: 7870)

4目 環境保全費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
三湖沼水質浄化対策推進事業	22,542	債務負担行為 638 24,649	債務負担行為 △638 △2,107			(基金繰入金) 2,385	20,157	
トータルコスト	40,206千円 (前年度 42,000千円) [正職員:2.2人]							

1 事業の目的、概要

県民の貴重な資源である県内三大湖沼のうち主に湖山池、東郷池の豊かな自然や恵みを次世代へ引き継ぐため、「水質浄化」及び「ワイズユース（賢明な利用）」を目的として、「第4期湖山池水質管理計画（令和4年度～令和13年度）」及び令和8年度中に策定する「第3期東郷池水質管理計画（令和8年度～令和18年度）」等に基づく各種施策を関係市町と連携して実施する。

【水質目標値】※COD：化学的酸素要求量 [mg/L]

水質項目	湖山池			東郷池		
	目標値(R13)	実績(R6)	達成・未達成	目標値(R7)	実績(R6)	達成・未達成
COD (75%値)	4.4	5.5	未達成	4.5	4.6	未達成
全窒素 (年平均値)	0.60	0.40	達成	0.46	0.37	達成
全りん (年平均値)	0.061	0.073	未達成	0.032	0.043	未達成

2 主な事業内容

区分	内容	予算額
湖山池	<水質観測> ・湖山池の水質観測システムの保守管理を行う。 <保全・環境教育> ・湖山池環境モニタリング委員会を開催し、水質等のモニタリング結果の評価及び汽水化で生じた課題について、専門家の助言等を受け、必要な対策を検討する。 ・学校教育と連携した環境学習や自然体験イベントを開催する。 <水門操作> ・湖山池で令和4年度に構築した水質シミュレーションモデルを基に、蓄積した水門操作情報、水質、流動データ等を組み合わせて改良し、塩分管理及び水質改善に効果がある最適な水門操作方法について検討する。(令和6～8年度検討の3年目)	12,318
東郷池	<環境教育> ・東郷池及び周辺環境に係る地域住民向けの普及啓発イベントを実施する。	500
湖沼共通	<生態系モニタリング等> ・湖山池及び東郷池において、塩分濃度等の変化による生態系への影響や変化等について追跡調査する。	7,584
	<保全再生> ・湖山池及び東郷池の県民モニターが、五感（見る・聞く・触れる・嗅ぐ・味わう）による湖沼環境の評価を行う。 ・住民団体やNPO法人等が行う湖沼環境の保全及び普及啓発等の活動に必要な経費の一部を支援する。(補助率1/2等)	2,140

令和8年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

水環境保全課 (内線: 7870)

4目 環境保全費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
みんなで守ろう! 持続可能な水循環 事業	(債務負担行為) 2,500 7,268	(債務負担行為) 212 7,121	(債務負担行為) 2,288 147				(債務負担行為) 2,500 7,268	
トータルコスト	37,778千円 (前年度 37,092千円) [正職員:3.8人]							

1 事業の目的、概要

健全な水循環の維持・回復を目的とした「水循環基本法」の趣旨を踏まえ、また「とっとりの豊かで良質な地下水の保全及び持続可能な利用に関する条例」に基づき、県内の水資源量の把握及び水循環に関する調査研究を進め、調査結果をもとに本県の豊かな地下水の保全に取り組んでいく。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
協議会費	鳥取県持続可能な地下水利用協議会への負担金	60
研究会運営	鳥取県地下水研究プロジェクトを開催し、県等が収集した水資源に関するデータ(降水量、融雪水量、河川流量等)の評価や調査研究を行う。	305
水資源量調査等	水資源に関するデータを観測する機器の保守点検やデータ回収、関連する資料の収集を行う。 [債務負担行為] 2,500千円 (令和9年度)	6,903

水環境保全課管理運営費	15,698	15,413	285	92			15,606	
トータルコスト	17,304千円 (前年度 16,990千円) [正職員:0.2人]							

- ・水環境保全課内の連絡調整・事業実施に要する経費である。
- ・災害時協力井戸登録の運営に要する経費である。
- ・国土交通省からの委託を受け、県内の水道、工業用水及び農業用水ごとの渇水状況や河川の水供給可能量など、水需給の動態調査を実施する。

令和8年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

水環境保全課（内線：7401）

4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考	
				国庫支出金	起債	その他	一般財源		
鉱山鉱害・土壌汚染防止事業	112,118	122,748	△10,630	83,024			29,094		
トータルコスト	120,950千円（前年度131,424千円）〔正職員：1.1人〕								
1 事業の目的、概要									
<p>旧岩美鉱山及び旧太宝（たほう）鉱山の廃止坑道等から流出する強酸性坑廃水の中和処理を行い、鉱害防止等を図る。</p> <p>また、土壌汚染対策法の適正な運用を図るため、周辺自治体や関係機関と連携を図る。</p>									
2 主な事業内容									
細事業名	内 容						予算額		
旧岩美鉱山鉱害防止事業 （義務者不存在）	坑廃水の中和処理や坑廃水処理施設の改修等の管理運営を行う。 （岩美町委託） 【令和8年度の主な修繕工事】 耐用年数が経過した装置の更新、劣化した足場等の補強・塗装塗替え工事 [負担割合] 国 3/4、県 1/4						110,800		
旧太宝鉱山鉱害防止事業 （義務者存在）	公益社団法人資源環境センターが行う坑廃水処理事業に必要な費用の一部を補助する。 ※総事業費の1%（義務者の行為に起因する汚染分）を同センターが負担し、99%（義務者の行為に起因しない汚染分）を国と県が負担する。[負担割合] 国 3/4、県 1/4						1,198		
土壌汚染防止対策事業	汚染土壌処理業の許可に係る事務手続等、土壌汚染対策法を適正に運用するための関係機関との連絡調整及び指導・助言を行う。						120		
合 計						112,118			
3 その他（改善点等）									
<ul style="list-style-type: none"> ・坑廃水処理施設の耐震調査などを行い、計画的に修繕（改修）を行っている。 ・旧岩美鉱山の中和脱水殿物の処理費用低減のため、脱硫剤の原料として有価売却の契約を締結した。 									
水質汚濁防止対策費	61,673	57,942	3,731				61,673		
トータルコスト	97,804千円（前年度 93,434千円）〔正職員：4.5人〕								
1 事業の目的、概要									
<p>公共用水域及び地下水の水質汚濁防止のため、水質状況の把握や汚濁物質の排出源に対する監視指導を行うとともに、水質測定結果を水質改善施策の検討や事業者への指導に用いる。</p>									
2 主な事業内容									
細事業名	内 容						予算額		
公共用水域等水質測定業務	河川、湖沼、海域、地下水の採水分析を行い、水質の維持・保全及び汚濁の原因究明を図るとともに、県民の健康保護や生活環境保全の指標としてホームページ等で公開する。 （測定地点：公共用水域76、地下水17）						55,937		
事業場排水調査業務	特定事業場への立入検査及び排水の採水分析を行うとともに、分析結果に基づいた水質汚濁防止法の排水基準の遵守等の指導を行い、水環境を保全する。（調査事業場数（計画）：61）						5,736		

令和8年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

水環境保全課（内線：7401）

4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
合併処理浄化槽設置推進事業	60,744	59,827	917	82		(手数料) 184	60,478	

トータルコスト 62,350千円（前年度 61,404千円）[正職員:0.2人]

1 事業の目的、概要

単独処理浄化槽又はくみ取り便槽（以下「単独処理浄化槽等」という。）から合併処理浄化槽への転換に係る浄化槽の設置費用及び集合処理から個別処理に転換をする場合等の新規設置費用の一部を市町村に補助することにより、生活排水処理施設の設置を推進する。また、浄化槽管理者への維持管理指導や普及啓発等を行う。

※第三次鳥取県生活排水処理施設整備構想に係る「汚水処理人口普及率」の目標：97.6%（R8年度）

	R2	R3	R4	R5	R6
汚水処理人口普及率（実績）	95.0%	95.5%	95.8%	96.0%	96.3%

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
個人設置型浄化槽への補助（合併転換）	<p>浄化槽の設置、購入費用等の一部を、国庫補助を活用し設置者に助成する市町村に対して補助する。</p> <p>（1）合併転換 単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽に転換する場合の設置。 [県補助額] 国が定める設置基準額の40%×1/3（実質：設置基準額の13.3%） ※市町村が、受益者が負担すべき部分に上乗せ支援を行った場合、支援部分の1/2も補助。（国が定める設置基準額の10%を上限。）</p> <p>（2）撤去費・宅内配管工事費 合併転換に伴い旧単独浄化槽等の撤去・宅内配管に要する経費 [県補助額] 国が定める基準額の1/3</p>	48,728
鳥取県浄化槽設置推進基金造成事業費補助金（合併転換）	<p>市町村が自ら浄化槽設置を行う事業に要する経費を基金として造成することに対して支援をする。 [県補助額] 国が定める設置基準額の5%</p>	978
個人設置型浄化槽への補助（最適化転換）	<p>浄化槽の設置、購入費用等の一部を、国庫補助を活用し設置者に助成する市町村に対して補助する。 [県補助額] 国が定める設置基準額の40%×1/3（実質：設置基準額の13.3%） [要件] 次のいずれかに該当し、受益者が負担すべき部分に5%以上上乗せ支援を行い受益者負担を軽減した場合。 ・集合処理から個別処理に転換をする場合の浄化槽の新規設置 ・令和8年度までに下水道整備区域から浄化槽処理促進区域に計画変更をした地域の浄化槽の新規設置（令和9年度までに設置するもの。）</p>	10,488

令和 8 年度一般会計当初予算説明資料

4 款 衛生費

2 項 環境衛生費

水環境保全課（内線：7401）

4 目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
浄化槽適正管理推進事業	6,208	2,027	4,181	1,972		(雑入) 532	3,704	
トータルコスト	7,814 千円（前年度 3,604 千円） [正職員：0.2 人]							

1 事業の目的、概要

浄化槽の整備及び適正な維持管理を推進するため、関係機関、団体と一体となって本事業を実施し、公共用水域等の水質の保全、向上を図る。

※浄化槽の法定検査の目標実施率：R5 年度末 60.0%→R13 年度末 82%（R6 年度末速報値 61.4%）

2 主な事業内容

細事業名	内 容	予算額
浄化槽管理士研修	浄化槽管理士が技術の高度化に適応し、維持管理に関する新たな知識や実務上の技術の習得を図るための研修を鳥取市と共同で開催する。	97
浄化槽台帳整備	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な維持管理を行う上で基礎となる台帳システムの保守管理を行う。 ・行政の浄化槽台帳手入力省力化、事業者からの実績報告をリアルタイムで把握し、行政指導に活用するため、新たに浄化槽台帳集約システムの導入を行う。 	5,621
鳥取県浄化槽整備及び適正管理推進協議会	浄化槽整備の推進と維持管理向上を目的として有識者、関係機関、団体等を構成員とする協議会を開催する。	490
合 計		6,208

3 その他（改善点等）

令和 3 年度に設立した、鳥取県浄化槽整備及び適正管理推進協議会（法定協議会）において、関係者間で合意形成を図りながら、浄化槽適正管理推進事業に取り組んでいる。

令和 8 年度一般会計当初予算説明資料

6 款 農林水産業費

3 項 農地費

水環境保全課（内線：7401）

2 目 土地改良費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(公共事業) 農業集落排水事業	89,521	92,797	△3,276	81,900			7,621	
トータルコスト	99,959 千円（前年度 103,050 千円） [正職員：1.3 人]							

1 事業の目的、概要

農業用水の水質保全と農村の生活環境改善を図るため、生活雑排水及びし尿の処理を行う農業集落排水施設の整備、改築を行う市町へ、国庫補助の交付を行う。

また、既存施設の保全及び効率的な維持管理が図られるよう、機能保全計画（最適整備構想）及び維持管理適正化計画を策定する市町へ、国庫補助の交付を行う。

※市町が国庫補助を活用して行う事業への間接補助。

2 主な事業内容

事業概要	補助率	事業主体	地区名	予算額
施設整備・改築	国 1/2 (市町 1/2)	鳥取市	社中	28,750
			豊美	650
		伯耆町	岸本	7,500
		日野町	日野	14,000
維持管理適正化 計画策定	国 10/10	鳥取市	明豊・河内下条	13,000
		智頭町	智頭第二	14,000
最適整備構想策定	国 10/10	江府町	吉原	4,000
合計				81,900

※人件費（一般職員 1 名分）は県費負担（一般財源 7,621 千円）

（参考）令和 7 年度補正予算額（農業集落排水事業（国補正）） 31,730 千円（令和 8 年度実施予定箇所の前倒し）

令和8年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

5項 都市計画費

4目 下水道費

水環境保全課 (内線: 7401)

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
下水道事業促進費	4,630	4,597	33	1,852		(繰入金) 2,000	778	
トータルコスト	14,265 千円 (前年度14,061 千円) [正職員: 1.2 人]							
下水道事業に係る資材価格の調査及び市町村が行う下水道事業の国庫補助金交付事務等を行う。								
天神川流域下水道事業 会計繰出金	90,744	103,161	△12,417				90,744	
トータルコスト	91,547 千円 (前年度 103,950 千円) [正職員: 0.1 人]							
天神川流域下水道の建設事業、減価償却費等に充当するため同事業会計へ繰り出すもの。								

令和 8 年度一般会計当初予算説明資料

2 款 総務費

2 項 企画費

くらしの安心推進課 (内線: 7989)

3 目 交通対策費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考															
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																
(新) 高齢者安全運転サポート事業	5,500	0	5,500				5,500																
トータルコスト	9,515千円 (前年度 0千円) [正職員:0.5人]																						
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>本県における交通死亡事故のうち65歳以上の高齢運転者が原因者である割合は大幅な増加傾向にあるため、高齢運転者に対する交通事故防止対策を強化する。</p> <p>※近年20～30%台で推移してきていたが、令和5年に5割に急増し、令和5年～令和7年平均も47%となっている。</p>																							
<p>2 主な事業内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">細事業名</th> <th style="width: 60%;">内 容</th> <th style="width: 20%;">予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者交通安全講習事業</td> <td>○自動車学校での高齢者交通安全講習 県内の自動車学校において、高齢者に対して安全運転の意識づけ及び一時停止や徐行しても車両や歩行者を見落とすなど高齢者に多い交通事故の要因 (安全不確認) の自覚を促す等の講習会を開催する。 [対象者] 県内に居住する満65歳以上の者 [内容] 座学と実車講習 (2時間程度)</td> <td style="text-align: center;">1,500</td> </tr> <tr> <td>安全運転装置普及促進補助事業</td> <td>○高齢者安全運転装置普及促進補助金 既に使用している自家用車に安全運転装置を購入・設置する高齢者を支援する。 [補助対象者] ・県内に居住する満65歳以上の者で上記高齢者交通安全講習の受講者 [補助対象経費] 次の機器の購入・設置に要する経費 ・安全運転支援機能 (車線逸脱警告及び前方車接近警告機能) 付きのドライブレコーダー ・ペダルの踏み間違いによる誤発進を防ぐペダル踏み間違い時加速抑制装置 [補助額] 上限20千円 (定額補助)</td> <td style="text-align: center;">2,000</td> </tr> <tr> <td>交通安全 TVCM 作成放映事業</td> <td>○TV スポット CM の作成放映委託 高齢者向けに交通安全を呼びかける TV スポット CM を作成放映する。</td> <td style="text-align: center;">2,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: center;">5,500</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内 容	予算額	高齢者交通安全講習事業	○自動車学校での高齢者交通安全講習 県内の自動車学校において、高齢者に対して安全運転の意識づけ及び一時停止や徐行しても車両や歩行者を見落とすなど高齢者に多い交通事故の要因 (安全不確認) の自覚を促す等の講習会を開催する。 [対象者] 県内に居住する満65歳以上の者 [内容] 座学と実車講習 (2時間程度)	1,500	安全運転装置普及促進補助事業	○高齢者安全運転装置普及促進補助金 既に使用している自家用車に安全運転装置を購入・設置する高齢者を支援する。 [補助対象者] ・県内に居住する満65歳以上の者で上記高齢者交通安全講習の受講者 [補助対象経費] 次の機器の購入・設置に要する経費 ・安全運転支援機能 (車線逸脱警告及び前方車接近警告機能) 付きのドライブレコーダー ・ペダルの踏み間違いによる誤発進を防ぐペダル踏み間違い時加速抑制装置 [補助額] 上限20千円 (定額補助)	2,000	交通安全 TVCM 作成放映事業	○TV スポット CM の作成放映委託 高齢者向けに交通安全を呼びかける TV スポット CM を作成放映する。	2,000	合 計		5,500
細事業名	内 容	予算額																					
高齢者交通安全講習事業	○自動車学校での高齢者交通安全講習 県内の自動車学校において、高齢者に対して安全運転の意識づけ及び一時停止や徐行しても車両や歩行者を見落とすなど高齢者に多い交通事故の要因 (安全不確認) の自覚を促す等の講習会を開催する。 [対象者] 県内に居住する満65歳以上の者 [内容] 座学と実車講習 (2時間程度)	1,500																					
安全運転装置普及促進補助事業	○高齢者安全運転装置普及促進補助金 既に使用している自家用車に安全運転装置を購入・設置する高齢者を支援する。 [補助対象者] ・県内に居住する満65歳以上の者で上記高齢者交通安全講習の受講者 [補助対象経費] 次の機器の購入・設置に要する経費 ・安全運転支援機能 (車線逸脱警告及び前方車接近警告機能) 付きのドライブレコーダー ・ペダルの踏み間違いによる誤発進を防ぐペダル踏み間違い時加速抑制装置 [補助額] 上限20千円 (定額補助)	2,000																					
交通安全 TVCM 作成放映事業	○TV スポット CM の作成放映委託 高齢者向けに交通安全を呼びかける TV スポット CM を作成放映する。	2,000																					
合 計		5,500																					

令和8年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

くらしの安心推進課 (内線：7989)

3目 交通対策費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考												
				国庫支出金	起債	その他	一般財源													
支え愛交通安全総合推進事業	8,817	9,310	△493				8,817													
トータルコスト	29,195千円 (前年度 28,757千円) [正職員:1.6人、会計年度任用職員:2.0人]																			
<p>1 事業の目的、概要 交通事故のない地域社会を実現するため、市町村、関係機関、団体等と連携を図りながら、県民への意識啓発など各種交通安全対策を推進する。</p>																				
<p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交通安全対策事業</td> <td>○安全運転サポート車体験試乗会の開催 ○おもてなしヘルメット購入支援事業補助金 [補助対象者]観光客・宿泊客に自転車の貸出を行う事業者 [補助率]1/2 [補助上限]2,000円/個 ○鳥取県交通安全対策会議の開催 ○交通事故相談所の運営</td> <td>1,139</td> </tr> <tr> <td>鳥取県交通対策協議会補助事業</td> <td>○鳥取県交通対策協議会の活動支援 [補助率] 10/10 ・啓発用品の作成及び広報啓発活動 ・交通安全県民大会の開催 ・鳥取県交通対策協議会の運営</td> <td>7,678</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">合計</td> <td>8,817</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内容	予算額	交通安全対策事業	○安全運転サポート車体験試乗会の開催 ○おもてなしヘルメット購入支援事業補助金 [補助対象者]観光客・宿泊客に自転車の貸出を行う事業者 [補助率]1/2 [補助上限]2,000円/個 ○鳥取県交通安全対策会議の開催 ○交通事故相談所の運営	1,139	鳥取県交通対策協議会補助事業	○鳥取県交通対策協議会の活動支援 [補助率] 10/10 ・啓発用品の作成及び広報啓発活動 ・交通安全県民大会の開催 ・鳥取県交通対策協議会の運営	7,678	合計		8,817
細事業名	内容	予算額																		
交通安全対策事業	○安全運転サポート車体験試乗会の開催 ○おもてなしヘルメット購入支援事業補助金 [補助対象者]観光客・宿泊客に自転車の貸出を行う事業者 [補助率]1/2 [補助上限]2,000円/個 ○鳥取県交通安全対策会議の開催 ○交通事故相談所の運営	1,139																		
鳥取県交通対策協議会補助事業	○鳥取県交通対策協議会の活動支援 [補助率] 10/10 ・啓発用品の作成及び広報啓発活動 ・交通安全県民大会の開催 ・鳥取県交通対策協議会の運営	7,678																		
合計		8,817																		

令和8年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

6項 防災費

くらしの安心推進課(内線:7185)

1目 防災総務費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 災害時給油所地下タンク製品備蓄促進支援事業	533	0	533				533	
トータルコスト	1,336千円(前年度 0千円) [正職員:0.1人]							

1 事業の目的、概要

災害時における石油製品の供給体制の整備を図るため、国の災害時給油所地下タンク製品備蓄促進支援事業を活用し、鳥取県石油協同組合が県内のサービスステーション(SS)へ石油製品を備蓄するために要する管理経費について支援する。

<災害時給油所地下タンク製品備蓄促進支援事業>

- ・所管省庁：経済産業省(資源エネルギー庁)
- ・事業期間：5年間
- ・補助率：10/10(初年度(令和7年度)：国10/10、2年度目(令和8年度)以降：県10/10)

※4年間の備蓄の管理費を都道府県等が補助することが国庫補助の要件となっている。

2 主な事業内容

中核SS及び住民拠点SSが行う地下タンク製品の備蓄管理に要した経費について、鳥取県石油協同組合に対して助成する。

- ・令和8年度～令和11年度(債務負担行為/令和8年度以降は県が補助事業を実施)

事業主体	鳥取県石油協同組合
補助対象経費	管理費(保管費、人件費)
補助対象施設数	上限13施設
県の補助率	10/10
県の補助額	2,132千円(年額：533千円)

【参考】令和7年度(経済産業省が補助事業を実施(直接支援))

事業主体	鳥取県石油協同組合
補助対象経費	燃料購入費、管理費(保管費、人件費)
補助対象施設数	上限13施設
国の補助率	10/10
補助の要件	県が緊急車両等への優先給油に係る協定等を締結し、2年目以降の管理費を県が負担すること。

※中核SSとは・・・災害時に地域における石油製品の供給拠点となり、警察・消防等の緊急車両に優先給油を実施する役割を担うサービスステーション

※住民拠点SSとは・・・自家発電機を備え、災害などが原因の停電時にも継続して地域の住民の方々に供給できるサービスステーション

令和8年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

くらしの安心推進課 (内線：7593)

1目 社会福祉総務費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
犯罪被害者寄り添い支援事業	120,960	59,653	61,307	25,321		(寄附金) 27,500 (基金繰入金) 10,000 (雑入) 583 38,083	57,556	
トータルコスト	144,302千円 (前年度 81,726千円) [正職員:1.5人、会計年度任用職員:3.0人]							

1 事業の目的、概要

行政が主体となり、民間支援団体等と連携し、犯罪被害者に被害直後から寄り添って中長期にわたりワンストップで支援を提供するとともに、犯罪被害者が再び平穏な生活を営むことができるよう、被害からの早期回復・負担軽減のための支援を行う。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額																		
【新規】 犯罪被害者のための経済的支援制度	<p>県・市町村が連携して国制度を補完する県独自の経済的支援制度を創設</p> <p>(1) 緊急支援金等(10,000千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>支援対象者</th> <th>支援額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急支援金</td> <td>死亡・重傷病 支援金</td> <td>死亡 100万円 重傷病 30万円又は50万円</td> </tr> <tr> <td>緊急支援金</td> <td>転居・防犯 対策支援金</td> <td>自宅などで被害にあい転居・防犯対策を余儀なくされた被害者 上限20万円</td> </tr> <tr> <td>緊急支援金</td> <td>生活維持 支援金</td> <td>被害により一時的に生活維持が困難となった者 30万円</td> </tr> <tr> <td>遺児等支援金</td> <td>死亡・重度の障がいを負った被害者の家族である子ども</td> <td>年齢に応じて 10万円/年まで</td> </tr> <tr> <td>再提訴等支援金</td> <td>死亡・重傷病に係る損害賠償の債務名義取得後、時効更新のために再提訴をした者等</td> <td>上限33万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 基金 緊急支援金等の財源に充てるため、県と市町村が協調して基金を造成 積立額 50,000千円 拠出内訳 県：22,500千円、市町村22,500千円、寄付5,000千円</p>	区分	支援対象者	支援額	緊急支援金	死亡・重傷病 支援金	死亡 100万円 重傷病 30万円又は50万円	緊急支援金	転居・防犯 対策支援金	自宅などで被害にあい転居・防犯対策を余儀なくされた被害者 上限20万円	緊急支援金	生活維持 支援金	被害により一時的に生活維持が困難となった者 30万円	遺児等支援金	死亡・重度の障がいを負った被害者の家族である子ども	年齢に応じて 10万円/年まで	再提訴等支援金	死亡・重傷病に係る損害賠償の債務名義取得後、時効更新のために再提訴をした者等	上限33万円	60,000
区分	支援対象者	支援額																		
緊急支援金	死亡・重傷病 支援金	死亡 100万円 重傷病 30万円又は50万円																		
緊急支援金	転居・防犯 対策支援金	自宅などで被害にあい転居・防犯対策を余儀なくされた被害者 上限20万円																		
緊急支援金	生活維持 支援金	被害により一時的に生活維持が困難となった者 30万円																		
遺児等支援金	死亡・重度の障がいを負った被害者の家族である子ども	年齢に応じて 10万円/年まで																		
再提訴等支援金	死亡・重傷病に係る損害賠償の債務名義取得後、時効更新のために再提訴をした者等	上限33万円																		
犯罪被害者総合サポートセンター運営費	<p>○被害直後に必要となる支援等を直接提供 (5,212千円) 緊急避難場所の提供、遺体修復、医療・生活支援等</p> <p>○広報啓発 (4,200千円)</p> <p>○総合相談窓口の設置、支援調整会議等の開催等 (2,187千円)</p>	11,599																		
総合相談窓口業務の委託	○犯罪被害者や家族等からの相談対応、付き添い等の直接支援を民間支援団体に委託	41,711																		
民間支援団体への補助金	○民間支援団体が実施する広報啓発、支援員研修等に要する経費を助成 [補助率] 10/10	7,650																		
	計	120,960																		

3 その他(改善点等)

- 令和6年4月、知事部局に犯罪被害者支援の専門組織である「犯罪被害者総合サポートセンター」を設置し、県、県警察、民間支援団体が連携した支援を実施している。
- 令和8年4月、被害者等の意見を踏まえ、国の支援制度の足らざるところを補完的に支援するため、県・市町村が連携した県独自の経済的支援制度を創設する。

令和8年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

くらしの安心推進課 (内線: 7183)

1目 社会福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
犯罪のないまちづくり推進事業	7,244	9,462	△2,218				7,244	

トータルコスト 20,090千円 (前年度19,715千円) [正職員:1.6人]

1 事業の目的、概要

県民の防犯意識を高め、安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため、ながら見守り等の自主防犯活動の活性化、鍵かけ、万引き防止等の広報啓発活動、優良防犯施設認定、闇バイト等による犯罪被害防止等の活動を推進する。

2 主な事業内容

細事業名等	内容	予算額
防犯意識の啓発	○街頭広報、ながら見守り活動啓発イベント等の実施 ○地域防犯研修会の開催 ○地域安全フォーラム開催補助金 [実施主体] (公社) 鳥取県防犯連合会 [補助率] 10/10	1,866
防犯活動の支援	○青色防犯パトロールの活動促進 ○優良防犯施設の認定 ○犯罪のないまちづくり活動支援補助金 [実施主体] (公財) 鳥取県暴力追放センター [補助率] 1/3 ほか	903
闇バイト等による犯罪加担から県民を守る事業	○中学校・高校での謎解き・追体験ゲーム(レイの失踪)を活用した出前授業の実施 ○闇バイト加担防止マンガ、マンガ動画の作成	4,200
その他	○鳥取県犯罪のないまちづくり協議会の開催	275
合 計		7,244

3 その他(改善点等)

- ・「ながら見守り」活動の推進に向けて、街頭広報の実施や啓発グッズの配布により、県民の自主防犯意識を高め、安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図っていく。
- ・闇バイトに端を発する特殊詐欺、SNS型投資詐欺・ロマンス詐欺等が全国で発生していることを踏まえ、県民の犯罪被害防止及び犯罪加担防止のための対策を行う。

令和8年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

1項 公衆衛生費

くらしの安心推進課（内線：7877）

3目 予防費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
人と動物の共生社会推進事業	(債務負担行為) 41,436 108,845	(債務負担行為) 0 69,408	(債務負担行為) 41,436 39,437	18,298	<1,000> 2,000	(手数料)673 (寄附金)200 (雑入)3 876	(債務負担行為) 41,436 87,671	県費負担 88,671
トータルコスト	162,639千円（前年度 122,251千円）[正職員:6.7人]							

1 事業の目的、概要

人と動物が共生する社会の実現に向け、動物の愛護及び管理に関する法律、鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例及び狂犬病予防法に基づき、動物取扱事業者や飼い主等への指導、適正飼養の啓発、収容動物の譲渡促進及び猫の繁殖制限対策等を実施する。

2 主な事業内容

細事業名	内 容	予算額
動物愛護センター運営事業	○「鳥取県動物愛護センター」の運営（人と動物の未来センター“アミティエ”） ・（公財）動物臨床医学研究所に県が収容した犬猫の飼養管理、譲渡活動及び動物愛護の普及啓発等を委託するほか施設整備費用を補助	24,299
動物収容施設運営事業	○倉吉保健所犬管理所の休日管理・施設管理委託、照明のLED化等 ○西部犬猫センターの運営管理等 ・近年増加傾向である高齢者からの引取り依頼や、高齢犬やケアが必要な動物の長期管理に対応するため、施設の増改築を実施するほか委託内容を見直し。	65,140
動物愛護管理推進事業	○飼い主のいない猫の繁殖制限対策 ①不妊去勢手術費用の助成 ※市町村への間接補助 [補助率]1/2 [補助上限額]5千円/頭 ②TNR活動技術支援及び活動経費の助成 ・生活環境が悪化している地域を対象にTNRを行うほか、ボランティア団体等が行うTNR活動の経費（餌代等）を助成 ※TNR活動：所有者のいない猫を捕獲し、不妊去勢手術を行い、元の場所に返す活動 ③地域猫活動モデル実施地域への助成（手術費・管理費）※市町村間接補助 ※地域猫活動：地域に住みついた飼い主のいない猫を不妊去勢手術したうえで、餌やり等のルールを決め、適切に飼養管理する活動 ④不妊去勢手術連携病院の整備 ・飼い主のいない猫に特化した不妊去勢手術を行う環境を整備する動物病院（連携病院）を支援 ○飼い猫の繁殖制限対策 [補助額]メス4千円/頭、オス2千円/頭 ※（公社）鳥取県獣医師会への支援 ○動物福祉推進事業補助金 ・民間団体等が行う動物愛護や適正飼養の普及啓発等の活動を支援 ○犬猫譲渡促進サイト「鳥取わんにゃん家族」の運営、動物愛護管理普及啓発に係る講習会の開催等	19,406
合 計		108,845

3 その他（改善点等）

急な入院等に伴う高齢者からのペットの引取り依頼が、近年増加傾向である。また譲渡困難な高齢犬やケアが必要な動物については、収容期間が長期化する傾向がある。飼い主やその家族が責任を持って終生飼養し、万が一の場合のペットの処遇を、事前に考えておくよう啓発するほか、収容動物の譲渡推進に力を入れる必要がある。

（注）起債欄の〈 〉書きは交付税措置額を除いた額である。

県費負担額は、起債欄の〈 〉書きの金額に一般財源の金額を加算した額である。

令和8年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

くらしの安心推進課(内線:7211)

2目 食品衛生指導費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
食品衛生指導事業	31,348	30,848	500	190		(手数料) 14,228	16,930	
トータルコスト	187,914千円(前年度 184,645千円) [正職員:19.5人]							

1 事業の目的、概要

食品の安全確保のため、食品営業施設の許可・監視指導・食品検査及び食品衛生の普及・啓発を行う。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
食品衛生対策事業	食品衛生法に基づく営業許可、監視指導等により食中毒の未然防止を図るとともに、食中毒発生時には緊急検査等、被害拡大防止のための対応を行う。 ・監視指導 ・営業許可 ・食中毒対応(疫学調査、施設への衛生指導等) ・食品衛生検査の信頼性確保(精度管理調査) ・(一社)鳥取県食品衛生協会が行う食品衛生指導等の支援	29,962
食品衛生啓発事業	消費者等へ食中毒予防啓発を行うとともに、県の食品安全施策について、消費者を含めた食品関係者による会議を開催する。 ・消費者等向け食中毒予防啓発(新聞広報・イベント等) ・食の安全推進会議等	1,386
合計		31,348

3 その他(改善点等)

食品衛生監視指導計画に基づき食品関係施設への監視指導を行い、食品衛生法違反防止に引き続き努める。

令和8年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

くらしの安心推進課 (内線: 7982)

2目 食品衛生指導費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考															
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																
食肉衛生検査所管理運営事業	46,609	13,048	33,561	660		(手数料) 36,450	9,499																
トータルコスト	151,789千円 (前年度 116,368千円) [正職員:13.1人]																						
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>食肉衛生検査所において、と畜場法に基づく適正な「と畜検査」等を行い、食肉の衛生確保を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>冷暖房・換気システム工事</td> <td>換気設備更新・エアコン設置・ペレットボイラー撤去工事</td> <td>34,173</td> </tr> <tr> <td>備品購入費</td> <td>フリーザーの更新</td> <td>688</td> </tr> <tr> <td>施設運営費</td> <td>庁舎警備委託、感染性廃棄物等処理委託、浄化槽保守点検清掃委託、と畜検査データ管理システムの保守等</td> <td>11,748</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>46,609</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内容	予算額	冷暖房・換気システム工事	換気設備更新・エアコン設置・ペレットボイラー撤去工事	34,173	備品購入費	フリーザーの更新	688	施設運営費	庁舎警備委託、感染性廃棄物等処理委託、浄化槽保守点検清掃委託、と畜検査データ管理システムの保守等	11,748	合計		46,609
細事業名	内容	予算額																					
冷暖房・換気システム工事	換気設備更新・エアコン設置・ペレットボイラー撤去工事	34,173																					
備品購入費	フリーザーの更新	688																					
施設運営費	庁舎警備委託、感染性廃棄物等処理委託、浄化槽保守点検清掃委託、と畜検査データ管理システムの保守等	11,748																					
合計		46,609																					
くらしの安心推進課管理運営事業	5,449	6,669	△1,220				5,449																
トータルコスト	23,113千円 (前年度 24,020千円) [正職員: 2.2人]																						
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>くらしの安心推進課の連絡調整・事業実施に要する経費である。</p> <p>2 主な事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・くらしの安心推進課内の連絡調整・事業実施 ・調理師等の免許登録事務等 ・食品の表示等に係る法令に基づく指導・立入検査等 																							

令和8年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

くらしの安心推進課 (内線: 7185)

3目 環境衛生連絡調整費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
生活衛生等向上推進事業	27,158	25,226	1,932	9,331		(手数料) 2,134	15,693	
トータルコスト	62,486千円 (前年度 60,718千円) [正職員:4.4人]							

1 事業の目的、概要

生活衛生関係営業の各法令及び温泉法に基づく届出受理、許可、監視指導を行うとともに、温泉資源の保護及び適正利用の推進を図るため源泉調査を行う。

併せて、補助事業等により生活衛生等の振興を図り、公衆衛生の向上を推進する。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
生活衛生営業等の許可・監視指導等	○生活衛生営業及び温泉(掘削、動力設置等)に係る許認可・監視指導、資格試験(クリーニング師)等の実施 ※生活衛生営業: 理容業、美容業、クリーニング業、旅館業、公衆浴場業、興行場、特定建築物、民泊 ○各種生活衛生同業組合の育成指導、鳥取県生活衛生営業審議会の開催等 ○県下の利用源泉の温泉成分・温度等の定例調査	3,397
生活衛生営業の支援	○(公財)鳥取県生活衛生営業指導センター補助金(18,663千円) [補助対象者] (公財)鳥取県生活衛生営業指導センター [補助対象経費]センターの運営費 [補助率] 10/10 (国 1/2、県 1/2) ○生活衛生関係営業振興事業補助金(2,598千円) [補助対象者] (公財)鳥取県生活衛生営業指導センター、生活衛生同業組合 [補助対象経費]生活衛生関係営業者の衛生水準の維持・向上及び業界の活性化を図る事業に要する経費 [補助率] 1/2 (県 33/100、鳥取市 17/100) ○公衆浴場確保対策費市町村補助金(2,500千円) [補助対象者]市町村(鳥取市除く) [補助対象経費]営業日数が年間200日以上的一般公衆浴場(※)の運営・利用促進及び施設整備に対して市町村が補助した額 [補助率] 市町村補助額の1/2(運営経費等) 市町村補助額の1/4(施設整備) ※一般公衆浴場: 物価統制令の適用を受けている公衆浴場	23,761
合計		27,158

令和8年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

くらしの安心推進課(内線:7185)

3目 環境衛生連絡調整費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 公衆浴場原油価格高騰対策事業	402	0	402	402				

トータルコスト 2,008千円(前年度 0円) [正職員:0.2人]

1 事業の目的、概要

ガソリン税・軽油引取税暫定税率廃止による燃料価格の定額引下げ措置(補助金)廃止に伴い、重油・灯油価格が上昇した場合の激変緩和措置として、一般公衆浴場(※)に対し、効率化等(省エネ対策による光熱水費の削減等)に要する期間(半年間)の燃料費を助成することにより、事業施設の適正な管理・運営を図る。

※一般公衆浴場:物価統制令の適用を受ける公衆浴場

2 主な事業内容

内容	予算額
一般公衆浴場に対して燃料価格の高騰対策として燃料費を助成する市に補助する。 [対象施設] 4施設(2市) ※重油・灯油をボイラーに使用している一般公衆浴場のみ [補助対象額] 重油・灯油使用量(4~9月の6ヶ月分) × 5円/L [補助率] 1/2(市間接補助)	402

(新) クリーニング業燃料費高騰対策事業

6,060

0

6,060

6,060

トータルコスト 6,863千円(前年度 0円) [正職員:0.1人]

1 事業の目的、概要

ガソリン税・軽油引取税暫定税率廃止による燃料価格の定額引下げ措置(補助金)廃止に伴い、重油・灯油価格が上昇した場合の激変緩和措置として、クリーニング所に対し、効率化等(省エネ対策による光熱水費の削減等)に要する期間(半年間)の燃料費を助成することにより、事業施設の適正な管理・運営と消費者価格の安定を図る。

2 主な事業内容

内容	予算額
県内のクリーニング事業者に対する燃料費(重油、灯油)の高騰分について、支援を行う。 [補助対象者] 県内クリーニング事業者(取次所を除く、103事業所) [補助対象額] 燃料(重油、灯油)の使用量(4~9月の6ヶ月分) × 5円/L [補助率] 10/10	6,060

令和 8 年度一般会計当初予算説明資料

7 款 商工費

2 項 工鉦業費

くらしの安心推進課（内線：7601）

4 目 計量検定費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考						
				国庫支出金	起債	その他	一般財源							
計量検定事業	2,666	10,216	△7,550			(手数料) 2,666								
トータルコスト	21,936 千円（前年度 29,145 千円） [正職員：2.4 人]													
<p>1 事業の目的、概要 適正な計量を確保するため、計量法に基づく計量器の検定・検査及び関係事業者等の監視指導を行うとともに、県民に対する適正計量の重要性等の普及啓発を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">細事業名</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> <th style="text-align: center;">予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計量関係事業</td> <td>特定計量器の検定・検査、計量関係事業者の監視指導、特定商品の販売事業者への立入検査等</td> <td style="text-align: center;">2,666</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内 容	予算額	計量関係事業	特定計量器の検定・検査、計量関係事業者の監視指導、特定商品の販売事業者への立入検査等	2,666
細事業名	内 容	予算額												
計量関係事業	特定計量器の検定・検査、計量関係事業者の監視指導、特定商品の販売事業者への立入検査等	2,666												

令和 8 年度一般会計当初予算説明資料

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

消費生活センター（電話：0859-34-2705）

7 目 消費者支援対策費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
消費生活センター事業費	63,954	54,593	9,361	12,280			51,674	
トータルコスト	98,785 千円（前年度 87,448 千円） [正職員：3.4 人、会計年度任用職員：2.0 人]							

1 事業の目的、概要

消費者からの消費生活相談・苦情に対応するとともに、市町村が行う相談対応の支援など、消費者保護の拠点機関となる消費生活センターの設置運営を行う。

また、市町村・警察・国等の関係機関と連携し、消費者被害等の注意喚起を行うほか、消費者の取引の安全を図るため、不当な取引方法を用いた事業者へ改善指導等を行う。

2 主な事業内容

細事業名	内 容	予算額
消費生活相談事業	○消費生活相談業務の委託（39,794千円） ○多重債務・法律相談会の開催（849千円）	40,643
市町村消費者行政強化交付金	○市町村等が取り組む消費者行政強化事業に対する交付金 [補助対象] 啓発資料作成費、研修参加費等 [補助率] 定額、1/2	10,000
その他	○消費生活センターの管理運営費（10,753千円） ○相談員等スキルアップ研修の開催（1,992千円） ○消費生活審議会開催経費等（566千円）	13,311
合 計		63,954

3 その他（改善点等）

- ・ 県と市町村の役割分担の下、全ての市町村に消費生活センター又は消費生活相談窓口が設置されており、全県的な相談対応の体制を継続していく。

令和8年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

消費生活センター（電話：0859-34-2705）

7目 消費者支援対策費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考															
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																
消費者教育推進事業	9,359	13,996	△4,637	4,174			5,185																
トータルコスト	22,205千円（前年度 26,615千円） [正職員：1.6人]																						
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>県民が「自立した消費者」として消費者トラブルを未然に防止することができるとともに、被害にあった場合には適切に対処することができるよう、幼児期から高齢期までの各段階に応じて、また地域・職域・学校・家庭など様々な場で、体系的かつ継続的な消費者教育を推進する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消費者教育の推進 （とっとり消費者大学）</td> <td>○公開講座等の開催 ○教員向け消費者教育研修の開催</td> <td>5,749</td> </tr> <tr> <td>消費者トラブル未然防止 対策</td> <td>○消費生活相談窓口周知等の広報</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>○思いやり消費普及推進事業補助金(600千円) [補助対象者]思いやり消費に資する取組を実施する事業者 [補助率等]1/2（上限500千円）、定額（上限50千円） ○消費者団体活動支援補助金（200千円） [補助対象者]消費者教育に関する取組を行う団体 [補助率等]定額（上限：100千円） ○消費者教育推進地域協議会の開催等（810千円）</td> <td>1,610</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td> <td>9,359</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内容	予算額	消費者教育の推進 （とっとり消費者大学）	○公開講座等の開催 ○教員向け消費者教育研修の開催	5,749	消費者トラブル未然防止 対策	○消費生活相談窓口周知等の広報	2,000	その他	○思いやり消費普及推進事業補助金(600千円) [補助対象者]思いやり消費に資する取組を実施する事業者 [補助率等]1/2（上限500千円）、定額（上限50千円） ○消費者団体活動支援補助金（200千円） [補助対象者]消費者教育に関する取組を行う団体 [補助率等]定額（上限：100千円） ○消費者教育推進地域協議会の開催等（810千円）	1,610	合 計		9,359
細事業名	内容	予算額																					
消費者教育の推進 （とっとり消費者大学）	○公開講座等の開催 ○教員向け消費者教育研修の開催	5,749																					
消費者トラブル未然防止 対策	○消費生活相談窓口周知等の広報	2,000																					
その他	○思いやり消費普及推進事業補助金(600千円) [補助対象者]思いやり消費に資する取組を実施する事業者 [補助率等]1/2（上限500千円）、定額（上限50千円） ○消費者団体活動支援補助金（200千円） [補助対象者]消費者教育に関する取組を行う団体 [補助率等]定額（上限：100千円） ○消費者教育推進地域協議会の開催等（810千円）	1,610																					
合 計		9,359																					

令和8年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

消費生活センター（電話：0859-34-2705）

7目 消費者支援対策費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考															
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																
消費生活相談員担 い手養成事業	2,648	187	2,461	510			2,138																
トータルコスト	4,254千円（前年度 976千円）[正職員:0.2人]																						
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>県内の消費生活相談体制を持続可能なものとするため、消費生活相談員への就業希望者を発掘し、資格取得のための支援や職場体験の機会を提供することで担い手を養成する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(新)相談員仕事説明会の開催</td> <td>消費生活相談員の仕事のやりがい、必要な資格、資格取得に向けた支援内容についての説明会を開催し、相談員への就業希望者を発掘する。 （被養成者として6名までを選抜）</td> <td>84</td> </tr> <tr> <td>(新)資格取得に向けた伴走支援</td> <td>被養成者には、消費者庁が実施する資格試験対策講座（オンライン）等の受講環境を整備するとともに、消費生活相談員による実務研修として職場体験の機会を提供する。 ○試験対策講座受講のための環境整備（会場・タブレット借上）（410千円） ○職場体験実務研修の開催（350千円）</td> <td>760</td> </tr> <tr> <td>資格取得の経費支援</td> <td>被養成者に対し、資格取得に要する経費支援を行うほか、被養成者以外に対しても新たな資格取得者には、受験にかかる経費の支援を行う。 ○(新)被養成者 試験対策講座の受講料、受験手数料、交通費等を支援（1,617千円） ○被養成者以外の資格取得者 鳥取県消費生活相談員資格者確保補助金（187千円） [補助対象者] 消費生活相談員資格試験の合格者 [補助率] 1/2 [補助対象経費] 受験手数料、交通費</td> <td>1,804</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>2,648</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内容	予算額	(新)相談員仕事説明会の開催	消費生活相談員の仕事のやりがい、必要な資格、資格取得に向けた支援内容についての説明会を開催し、相談員への就業希望者を発掘する。 （被養成者として6名までを選抜）	84	(新)資格取得に向けた伴走支援	被養成者には、消費者庁が実施する資格試験対策講座（オンライン）等の受講環境を整備するとともに、消費生活相談員による実務研修として職場体験の機会を提供する。 ○試験対策講座受講のための環境整備（会場・タブレット借上）（410千円） ○職場体験実務研修の開催（350千円）	760	資格取得の経費支援	被養成者に対し、資格取得に要する経費支援を行うほか、被養成者以外に対しても新たな資格取得者には、受験にかかる経費の支援を行う。 ○(新)被養成者 試験対策講座の受講料、受験手数料、交通費等を支援（1,617千円） ○被養成者以外の資格取得者 鳥取県消費生活相談員資格者確保補助金（187千円） [補助対象者] 消費生活相談員資格試験の合格者 [補助率] 1/2 [補助対象経費] 受験手数料、交通費	1,804	合計		2,648
細事業名	内容	予算額																					
(新)相談員仕事説明会の開催	消費生活相談員の仕事のやりがい、必要な資格、資格取得に向けた支援内容についての説明会を開催し、相談員への就業希望者を発掘する。 （被養成者として6名までを選抜）	84																					
(新)資格取得に向けた伴走支援	被養成者には、消費者庁が実施する資格試験対策講座（オンライン）等の受講環境を整備するとともに、消費生活相談員による実務研修として職場体験の機会を提供する。 ○試験対策講座受講のための環境整備（会場・タブレット借上）（410千円） ○職場体験実務研修の開催（350千円）	760																					
資格取得の経費支援	被養成者に対し、資格取得に要する経費支援を行うほか、被養成者以外に対しても新たな資格取得者には、受験にかかる経費の支援を行う。 ○(新)被養成者 試験対策講座の受講料、受験手数料、交通費等を支援（1,617千円） ○被養成者以外の資格取得者 鳥取県消費生活相談員資格者確保補助金（187千円） [補助対象者] 消費生活相談員資格試験の合格者 [補助率] 1/2 [補助対象経費] 受験手数料、交通費	1,804																					
合計		2,648																					

令和 8 年度一般会計当初予算説明資料

2 款 総務費

2 項 企画費

まちづくり課 (内線 : 7 3 6 6)

4 目 土地対策費

(単位 : 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
土地対策費	13,898	13,889	9			(手数料) 13	13,885	
トータルコスト	22,304千円 (前年度 22,117千円) [正職員 : 1.0人、会計年度任用職員 : 0.1人]							

1 事業の目的、概要

国土利用計画法等に基づき、土地取引規制制度の運用、地価調査により土地の正常な取引価格を公表すること等を通じて、適正かつ合理的な土地利用の確保を図る。

2 主な事業内容

細事業名	内 容	予算額
地価調査	基準地の標準価格 (毎年 7 月 1 日時点) の調査費	13,432
国土利用計画法施行の事務費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国土利用計画地方審議会の運営費 ・ 土地利用審査会の運営費 ・ 土地対策全国連絡協議会の会費 	466
合 計		13,898

令和8年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

5項 都市計画費

まちづくり課 (内線: 7234)

1目 都市計画総務費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
景観等行政費	8,884	6,619	2,265			(手数料) 398	8,486	
トータルコスト	32,168千円 (前年度 29,491千円) [正職員:2.9人]							

1 事業の目的、概要

景観行政、屋外広告物行政の事務等を行うとともに、市町村と地域住民等が取り組むまちづくり活動の活性化を図るため、まちづくりの実践や横展開に繋げる人材を育成する研修会等を開催する。また、広域にわたる景観資源を共有する複数の市町村が連携して行う景観形成、保全、活用の取組を支援する。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額														
景観条例及び屋外広告物条例等の施行事務費	・景観審議会及び屋外広告物審議会の運営 ・景観形成巡視員の設置・研修 ・景観アドバイザーの設置・派遣、景観会議の負担金	2,054														
景観・まちづくり人材育成研修事業	市町村・民間のまちづくり人材の育成及びネットワークづくりを目的とした集中講義、ワークショップ等の研修を開催する。	2,630														
広域景観形成支援事業補助金	複数市町村が共同で策定する広域景観形成行動計画による取組等を支援する。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>対象事業</th> <th>補助対象者</th> <th>補助率</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>景観形成に係る住民啓発のための研修、広報等</td> <td>市町村 (直接)</td> <td rowspan="3">1/2</td> <td>100千円/件</td> </tr> <tr> <td>展望地・滞留拠点等の整備</td> <td>市町村 (直接)</td> <td>500千円/件</td> </tr> <tr> <td>景観に配慮して行う屋外広告物の撤去、改修等</td> <td>市町村 (間接)</td> <td>1,000千円/市町村</td> </tr> </tbody> </table>	対象事業	補助対象者	補助率	限度額	景観形成に係る住民啓発のための研修、広報等	市町村 (直接)	1/2	100千円/件	展望地・滞留拠点等の整備	市町村 (直接)	500千円/件	景観に配慮して行う屋外広告物の撤去、改修等	市町村 (間接)	1,000千円/市町村	4,200
対象事業	補助対象者	補助率	限度額													
景観形成に係る住民啓発のための研修、広報等	市町村 (直接)	1/2	100千円/件													
展望地・滞留拠点等の整備	市町村 (直接)		500千円/件													
景観に配慮して行う屋外広告物の撤去、改修等	市町村 (間接)		1,000千円/市町村													
合 計		8,884														

3 その他 (改善点等)

- ・広域景観形成支援事業について、日野郡3町が連携して新たに広域景観形成行動計画を策定 (R8.3) する予定であるため、日野郡の景観資源を活かした景観向上の取組を支援する。

令和8年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

5項 都市計画費

まちづくり課 (内線: 7234)

1目 都市計画総務費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
とっどりの美しい街 なみづくり事業	4,411	4,507	△96				4,411	

トータルコスト 6,017千円 (前年度 6,084千円) [正職員: 0.2人]

1 事業の目的、概要

とっどりの風土や暮らしに根ざした美しいまちなみの維持・保全等による景観形成を促進するため、市町村と住民が一体となって取り組む街なみ環境の整備を支援する。

また、居心地のよい新しい街の滞在風景を創出し、誘客や賑わいづくりに繋げるため、公民連携による市町村のまちづくり実証実験等の支援を通じて、県民意識の醸成等につなげる。

2 主な事業内容

細事業名	内容	補助対象者	補助率	限度額	予算額
とっどりの美しい街 なみづくり補助金	国交付金を活用して住宅修景等 を行う市町村への上乗せ支援	市町村 (間接)	1/9	—	2,391
公民連携まちづくり 支援事業補助金	滞在風景づくり支援事業 ・街なみの統一感向上や路上空 間活用による滞在環境づくり 等の取組	市町村 (間接)	1/2	500千円/件	2,000
	実証実験等支援事業 ・公民連携で行う景観づくりな どに資する実証実験等	市町村 (直接)	1/2	1,000千円/件	

3 その他 (改善点等)

- ・実証実験等支援事業について、市町村と民間が一緒に取り組む公民連携を要件とする見直しを行い、地域の持続的な発展や課題の効果的な解決に繋げる。

令和8年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

5項 都市計画費

まちづくり課 (内線: 7366)

1目 都市計画総務費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
都市計画費	13,401	15,421	△2,020			(手数料) 974	12,427	
トータルコスト	44,466千円 (前年度 45,651千円) [正職員:3.4人、会計年度任用職員:1.0人]							

1 事業の目的、概要

都市計画法に基づき、健康的で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保するほか、適正な制限のもとに土地の合理的な利用を図る。

また、盛土等による災害発生を防止するため必要な規制を行うほか、地震等の災害発生に備えて被災宅地危険度判定士の養成・訓練等を実施する。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
都市計画法の施行事務費	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画区域マスタープラン改訂 都市計画道路再検証 都市計画基本図作成負担金 (県負担率 1/3、対象: 智頭町) 	10,746
	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画審議会、開発審査会の運営 都市計画協会、土地区画整理協会負担金 都市計画決定の住民等参画機会に要する経費 	1,466
盛土規制法の施行事務費等	<ul style="list-style-type: none"> 盛土規制法・条例の施行事務費 宅地液状化リスク対応の啓発 被災宅地危険度判定士養成事業 	1,189
合計		13,401

まちづくり課管理運営費	6,481	6,501	△20				6,481	
-------------	-------	-------	-----	--	--	--	-------	--

トータルコスト	7,284千円 (前年度 7,290千円) [正職員:0.1人]							
---------	----------------------------------	--	--	--	--	--	--	--

まちづくり課内の連絡調整・事業実施に要する経費である。

令和8年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

5項 都市計画費

まちづくり課 (内線：7981)

3目 公園費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																																																							
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																																																								
地域で進める緑のまちづくり事業	14,976	9,012	5,964	4,278			10,698																																																								
トータルコスト	23,808千円 (前年度 17,688千円) [正職員:1.1人]																																																														
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>鳥取県で開催された「第30回全国都市緑化とっとりフェア」(平成25年)及び「第30回全国『みどりの愛護』のつどい」(令和元年)を契機に高まった都市緑化推進の機運を継承していくため、地域が主体で取り組む緑のまちづくりを支援する。</p>																																																															
<p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>細事業</th> <th>内 容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">県民参加の体制整備</td> <td>「鳥取県みどりの伝道師」の派遣</td> <td>地域の緑化活動団体のスキルアップにつなげるため、緑化の指導、助言を行うみどりの伝道師を派遣する。</td> <td>786</td> </tr> <tr> <td>緑化推進セミナーの開催</td> <td>緑化について県内学生の理解と関心を高めるため、緑化や造園に造詣が深い講師による講演会、身近に緑を感じることができる体験会等を開催する。</td> <td>900</td> </tr> <tr> <td>花と緑のまちづくり支援事業補助金</td> <td>地域住民が実施する緑化活動、市町村や地域団体等が取り組む芝生化の活動経費を支援する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象事業</th> <th>補助対象者</th> <th>補助率</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緑化推進事業</td> <td>市町村(間接)</td> <td>市町村負担額の1/2</td> <td>50千円/件</td> </tr> <tr> <td>芝生化事業</td> <td>市町村(直接、間接)</td> <td></td> <td>1,600千円/件</td> </tr> </tbody> </table> </td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">緑化の人材育成・普及啓発</td> <td rowspan="3">地域緑化活動育成支援事業補助金</td> <td>緑化を推進する人材育成、講演、イベントの開催等公益的な活動に取り組む民間団体等の活動経費の一部を支援する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象事業</th> <th>補助対象者</th> <th>補助率</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緑化の人材育成、調査・研究</td> <td rowspan="2">民間団体</td> <td>10/10</td> <td>1,000千円/件</td> </tr> <tr> <td>講座・講演・研修・イベント等の開催</td> <td>3/4</td> <td>600千円/件</td> </tr> </tbody> </table> </td> <td rowspan="3">3,000</td> </tr> <tr> <td>花と緑のフェア開催負担金</td> <td>「花と緑のフェア」の開催(東中西部)経費の一部を負担する。(負担率:1/3)</td> <td>1,350</td> </tr> <tr> <td>【臨時】 全国都市緑化フェアへの出展</td> <td>県外へ緑を通じた「ととりの魅力」を発信するとともに、県内造園技術者の育成、向上、伝承の機会として「全国都市緑化フェア in 京都丹波」(令和8年9月18日～11月8日)に出展する。</td> <td>5,940</td> </tr> <tr> <td colspan="7" style="text-align: center;">合 計</td> <td>14,976</td> </tr> </tbody> </table>									区分	細事業	内 容	予算額	県民参加の体制整備	「鳥取県みどりの伝道師」の派遣	地域の緑化活動団体のスキルアップにつなげるため、緑化の指導、助言を行うみどりの伝道師を派遣する。	786	緑化推進セミナーの開催	緑化について県内学生の理解と関心を高めるため、緑化や造園に造詣が深い講師による講演会、身近に緑を感じることができる体験会等を開催する。	900	花と緑のまちづくり支援事業補助金	地域住民が実施する緑化活動、市町村や地域団体等が取り組む芝生化の活動経費を支援する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象事業</th> <th>補助対象者</th> <th>補助率</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緑化推進事業</td> <td>市町村(間接)</td> <td>市町村負担額の1/2</td> <td>50千円/件</td> </tr> <tr> <td>芝生化事業</td> <td>市町村(直接、間接)</td> <td></td> <td>1,600千円/件</td> </tr> </tbody> </table>	対象事業	補助対象者	補助率	限度額	緑化推進事業	市町村(間接)	市町村負担額の1/2	50千円/件	芝生化事業	市町村(直接、間接)		1,600千円/件	3,000	緑化の人材育成・普及啓発	地域緑化活動育成支援事業補助金	緑化を推進する人材育成、講演、イベントの開催等公益的な活動に取り組む民間団体等の活動経費の一部を支援する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象事業</th> <th>補助対象者</th> <th>補助率</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緑化の人材育成、調査・研究</td> <td rowspan="2">民間団体</td> <td>10/10</td> <td>1,000千円/件</td> </tr> <tr> <td>講座・講演・研修・イベント等の開催</td> <td>3/4</td> <td>600千円/件</td> </tr> </tbody> </table>	対象事業	補助対象者	補助率	限度額	緑化の人材育成、調査・研究	民間団体	10/10	1,000千円/件	講座・講演・研修・イベント等の開催	3/4	600千円/件	3,000	花と緑のフェア開催負担金	「花と緑のフェア」の開催(東中西部)経費の一部を負担する。(負担率:1/3)	1,350	【臨時】 全国都市緑化フェアへの出展	県外へ緑を通じた「ととりの魅力」を発信するとともに、県内造園技術者の育成、向上、伝承の機会として「全国都市緑化フェア in 京都丹波」(令和8年9月18日～11月8日)に出展する。	5,940	合 計							14,976
区分	細事業	内 容	予算額																																																												
県民参加の体制整備	「鳥取県みどりの伝道師」の派遣	地域の緑化活動団体のスキルアップにつなげるため、緑化の指導、助言を行うみどりの伝道師を派遣する。	786																																																												
	緑化推進セミナーの開催	緑化について県内学生の理解と関心を高めるため、緑化や造園に造詣が深い講師による講演会、身近に緑を感じることができる体験会等を開催する。	900																																																												
	花と緑のまちづくり支援事業補助金	地域住民が実施する緑化活動、市町村や地域団体等が取り組む芝生化の活動経費を支援する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象事業</th> <th>補助対象者</th> <th>補助率</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緑化推進事業</td> <td>市町村(間接)</td> <td>市町村負担額の1/2</td> <td>50千円/件</td> </tr> <tr> <td>芝生化事業</td> <td>市町村(直接、間接)</td> <td></td> <td>1,600千円/件</td> </tr> </tbody> </table>	対象事業	補助対象者	補助率	限度額	緑化推進事業	市町村(間接)	市町村負担額の1/2	50千円/件	芝生化事業	市町村(直接、間接)		1,600千円/件	3,000																																																
対象事業	補助対象者	補助率	限度額																																																												
緑化推進事業	市町村(間接)	市町村負担額の1/2	50千円/件																																																												
芝生化事業	市町村(直接、間接)		1,600千円/件																																																												
緑化の人材育成・普及啓発	地域緑化活動育成支援事業補助金	緑化を推進する人材育成、講演、イベントの開催等公益的な活動に取り組む民間団体等の活動経費の一部を支援する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象事業</th> <th>補助対象者</th> <th>補助率</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緑化の人材育成、調査・研究</td> <td rowspan="2">民間団体</td> <td>10/10</td> <td>1,000千円/件</td> </tr> <tr> <td>講座・講演・研修・イベント等の開催</td> <td>3/4</td> <td>600千円/件</td> </tr> </tbody> </table>	対象事業	補助対象者	補助率	限度額	緑化の人材育成、調査・研究	民間団体	10/10	1,000千円/件	講座・講演・研修・イベント等の開催	3/4	600千円/件	3,000																																																	
		対象事業	補助対象者	補助率	限度額																																																										
		緑化の人材育成、調査・研究	民間団体	10/10	1,000千円/件																																																										
	講座・講演・研修・イベント等の開催	3/4		600千円/件																																																											
花と緑のフェア開催負担金	「花と緑のフェア」の開催(東中西部)経費の一部を負担する。(負担率:1/3)	1,350																																																													
【臨時】 全国都市緑化フェアへの出展	県外へ緑を通じた「ととりの魅力」を発信するとともに、県内造園技術者の育成、向上、伝承の機会として「全国都市緑化フェア in 京都丹波」(令和8年9月18日～11月8日)に出展する。	5,940																																																													
合 計							14,976																																																								

令和8年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

5項 都市計画費

まちづくり課(内線:7403)

3目 公園費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
都市公園管理費	(債務負担行為) 111,646 674,702	(債務負担行為) 506,366 642,473	(債務負担行為) △394,720 32,229	82,640		(使用料) 5,087 (雑入) 22,356 27,443	(債務負担行為) 111,646 564,619	
トータルコスト	696,381千円(前年度 672,444千円) [正職員:2.7人]							

1 事業の目的、概要

県立都市公園の充実した管理運営を図るため、指定管理者による管理、備品の購入等を行う。

2 主な事業内容

細事業名	内 容	予算額
布勢総合運動公園	指定管理料 (341,866千円) (うち見直しによる算定額 69,580千円) 備品等購入費、リース料等 (26,200千円)	368,066
東郷湖羽合臨海公園	東郷池北エリア (藤津、浅津、南谷) 指定管理料 (132,174千円) (うち見直しによる算定額 13,472千円、南谷地区再整備に係る管理料の増額 1,576千円) 備品等購入費 (1,815千円)	133,989
	東郷池南エリア (引地、長和田) 指定管理料 (132,930千円) (うち見直しによる算定額 11,438千円) 備品等購入費 (341千円)	133,271
	日本海エリア (はわい長瀬、宇野) 指定管理料 (28,928千円) (うち見直しによる算定額 212千円、松くい虫防除対策(樹幹注入)に係る管理料の増額 4,663千円) 備品等購入費 (113千円) 直営管理費(松くい虫防除) (2,095千円)	31,136
臨海公園東郷池南エリア 活性化検討に係る経費	検討会開催経費 (45千円) 業務委託料(課題抽出、検討支援等) (3,850千円)	3,895
運営評価委員会開催経費	指定管理施設運営評価委員会開催経費	191
完成セレモニー開催経費	臨海公園南谷地区、宇野地区のリニューアルに係る完成セレモニー開催経費	1,000
その他	(一社)日本公園緑地協会等会費、標準事務費等	3,154
合 計		674,702

※債務負担行為 [日本海エリア] 66,572千円(令和9年度~26年度)

[日本海エリア以外] 45,074千円(令和9年度~10年度)

【参考】指定管理料の見直しの考え方

- ・人件費:各年度の民間給与実態調査を基に積算した人件費が、予算設定時(再算定を行った場合は再算定時)と比較して施設ごとに±3%以上の増減があった場合、再算定を行う。
- ・物件費等:予算設定時(再算定を行った場合は再算定時)と比較して、鳥取市物価指数に±3%以上の増減があった場合、再算定を行う。
- ・光熱費:物価指数を考慮して算定した額を毎年度別枠で措置する。

3 その他(改善点等)

日本海エリアでは、パークビジョン(令和5年7月策定)に基づき、令和7年11月から公園管理の手法にPark-PFIを導入し、公園の利便性向上や魅力度アップを図っている。

また、同エリアにおける松くい虫の防除について、松林を守りつつ、より一層地域の振興等との両立を図ることのできる防除方法である樹幹注入を令和8年度から実施する。

令和8年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

5項 都市計画費

3目 公園費

まちづくり課 (内線: 7369)

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(公共事業) 都市公園整備事業	239,713	351,000	△111,287	119,856	<83,500> 107,000		12,857	県負担額 96,357
トータルコスト	246,136千円 (前年度 357,310千円) [正職員:0.8人]							

1 事業の目的、概要

県立都市公園利用者の安全・安心の確保、満足度の向上を図るため、公園施設の長寿命化、バリアフリー化、機能向上等の整備・改修を実施する。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
布勢総合運動公園	・シャワー室等改修[陸上競技場] ・監視カメラ修繕設計[県民体育館他]等	35,767
東郷湖羽合臨海公園	・トイレバリアフリー化及び老朽化改修[浅津地区、はわい長瀬地区、藤津地区、南谷地区] ・公園再整備[南谷地区] ・外灯修繕[浅津地区]等	203,946
合計		239,713

(公共事業) 都市公園維持費	231,211	191,231	39,980		<10,500> 21,000		210,211	県負担額 220,711
トータルコスト	243,255千円 (前年度 203,062千円) [正職員:1.5人]							

1 事業の目的、概要

県立都市公園の各施設において、計画的な修繕等を行うことにより、安全で安心して利用できる都市公園の整備を行う。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
布勢総合運動公園	・トレーニングルーム、更衣室等エアコン設置[陸上競技場等] ・ロッカールーム改修[陸上競技場] ・冷水器設置[野球場・テニスコート]等	132,886
東郷湖羽合臨海公園	・夢広場人工芝改修設計[南谷地区] ・灯浮標の更新[宇野地区] ・護岸、防護柵修繕[藤津地区]等	15,617
燕趙園	・道の駅、飲食棟等エアコン修繕 ・トイレ洋式化改修	77,708
その他	・災害等による緊急修繕対策費	5,000
合計		231,211

(注) 起債欄の〈 〉書きは交付税措置額を除いた額である。

県費負担額は、起債欄の〈 〉書きの金額に一般財源の金額を加算した額である。

令和8年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

1項 土木管理費

住宅政策課（内線：7697）

4目 建築指導費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
ぼうさい・とっとり住宅耐震事業	(債務負担行為) 72,593 169,087	(債務負担行為) 83,208 154,101	(債務負担行為) △10,615 14,986	158,401			(債務負担行為) 72,593 10,686	
トータルコスト	181,934千円（前年度166,721千円）[正職員:1.6人]							

1 事業の目的、概要

大規模地震に備え、住宅・建築物の耐震化を促進し、県民の生命・財産を守り減災に繋げるため、県民が安心して耐震対策に取り組むことができる環境の総合的な整備を図る。

※住宅耐震対策率の目標値：令和12年度92%（令和7年度87%）

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額																		
(拡充) 震災に強いまちづくり促進事業 (市町村間接補助)	住宅・建築物の耐震診断・補強設計・耐震改修等に対して補助 ※補助率10/10への引上げは令和8年度からの3年間限定措置 <主な拡充内容> ・市町村が耐震対策※を促進する重点区域を設定し、住宅に対して耐震対策に係る支援制度の補助率を嵩上げ支援する場合に、県は嵩上げ部分についても市町村補助額（国費を除く）の1/2を補助する制度を新設。 ・ただし、市町村が嵩上げ支援しない場合は、従前の支援内容。 ※耐震対策：耐震改修、居室単位改修、耐震シェルター、耐震ベッド <table border="1"> <thead> <tr> <th>支援制度</th> <th>補助率</th> <th>補助上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>耐震診断</td> <td>2/3 → 10/10</td> <td>132千円 → 204千円</td> </tr> <tr> <td>補強設計</td> <td>1/2 → 10/10</td> <td>160千円 → 320千円</td> </tr> <tr> <td>耐震改修</td> <td rowspan="4">4/5 → 10/10</td> <td>1,400千円 → 1,750千円</td> </tr> <tr> <td>居室単位改修</td> <td>1,000千円 → 1,250千円</td> </tr> <tr> <td>耐震シェルター</td> <td>800千円 → 1,000千円</td> </tr> <tr> <td>耐震ベッド</td> <td>500千円 → 625千円</td> </tr> </tbody> </table>	支援制度	補助率	補助上限額	耐震診断	2/3 → 10/10	132千円 → 204千円	補強設計	1/2 → 10/10	160千円 → 320千円	耐震改修	4/5 → 10/10	1,400千円 → 1,750千円	居室単位改修	1,000千円 → 1,250千円	耐震シェルター	800千円 → 1,000千円	耐震ベッド	500千円 → 625千円	155,658 [債務負担] 72,593 (令和9年度)
支援制度	補助率	補助上限額																		
耐震診断	2/3 → 10/10	132千円 → 204千円																		
補強設計	1/2 → 10/10	160千円 → 320千円																		
耐震改修	4/5 → 10/10	1,400千円 → 1,750千円																		
居室単位改修		1,000千円 → 1,250千円																		
耐震シェルター		800千円 → 1,000千円																		
耐震ベッド		500千円 → 625千円																		
耐震ケースマネジメント事業	戸別訪問等による住宅所有者の課題把握、専門家の派遣等により、耐震改修に向けたフォローアップを実施	1,460																		
耐震化支援環境整備事業	・低コスト工法講習会等の開催及び技術者育成等を実施する団体を支援 ・耐震壁の工法認定に係る審査会の開催、耐震ベッドの実物展示等	3,670																		
応急危険度判定士育成事業等	・応急危険度判定士の技術向上を目的とした実地訓練の開催 ・平時の連絡体制の強化や招集訓練の実施を委託	2,299																		
(拡充) 感震ブレイカー設置事業補助金 (市町村間接補助)	・県内の建物に感震ブレイカーを設置する者に対し補助。 ※補助率10/10への引上げは令和8年度からの3年間限定措置 ・県は市町村補助額（補助率は市町村により異なる）の1/2を補助 ・ただし、市町村が嵩上げ支援しない場合は、従前の支援内容。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>電気工事の有無</th> <th>補助率</th> <th>補助上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事なしの場合</td> <td rowspan="2">2/3→10/10</td> <td>14千円 → 20千円</td> </tr> <tr> <td>工事ありの場合</td> <td>40千円 → 60千円</td> </tr> </tbody> </table>	電気工事の有無	補助率	補助上限額	工事なしの場合	2/3→10/10	14千円 → 20千円	工事ありの場合	40千円 → 60千円	6,000										
電気工事の有無	補助率	補助上限額																		
工事なしの場合	2/3→10/10	14千円 → 20千円																		
工事ありの場合		40千円 → 60千円																		
合計		169,087																		

3 その他（改善点等）

- ・鳥取県耐震改修促進計画で定める指標を見直し、従来から取り組んでいる耐震化と命を守る耐震対策の減災化を組み合わせた「耐震対策率」を新たに設定。住宅の耐震対策率を、令和12年度までに92%、令和17年度には耐震性が不十分な住宅を概ね解消という目標を掲げることとした。
- ・資金面を中心とする様々な課題で耐震化に踏み出せない高齢者等が安心して取り組みやすいよう、耐震対策に係る支援制度の拡充などを行い、より一層の住宅耐震対策の促進に繋げる。

令和8年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

1項 土木管理費

住宅政策課 (内線：7697)

4目 建築指導費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
とっとりUD施設普及推進事業	8,691	18,379	△9,688	327			8,364	

トータルコスト 17,523千円 (前年度 27,055千円) [正職員:1.1人]

1 事業の目的、概要

福祉のまちづくり条例 (以下「条例」という。)に基づき、建築物のバリアフリー化を推進するため、民間建築物のバリアフリー整備に係る経費について、市町村と協調して支援するとともに、高齢者、障がい者、妊婦、外国人などすべての人が支障なく利用できる建築物であるUD施設の普及を図り、福祉のまちづくりを推進する。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額												
とっとりUD施設普及推進事業	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の設計・施工段階において、利用者視点で助言するUDアドバイザーを養成・登録し、派遣 条例のバリアフリー基準を満たし、かつユニバーサルデザインに取り組む施設に対する認証 	180												
福祉のまちづくり推進事業補助金	民間の特定建築物及び特別特定建築物の新築・改修におけるバリアフリー整備の支援 (市町村間接補助) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>補助対象</th> <th>補助率</th> <th>補助上限額*</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定建築物(バリアフリー整備が努力義務)</td> <td>1/2</td> <td>165万円</td> </tr> <tr> <td>特別特定建築物(バリアフリー整備が義務)</td> <td>2/3</td> <td>366万円</td> </tr> <tr> <td>とっとりUD認証施設(県UD認証基準に適合)</td> <td>2/3</td> <td>733万円</td> </tr> </tbody> </table> ※車椅子使用者用トイレを改修整備する場合 (国、県、市町村の補助金額の合計)	補助対象	補助率	補助上限額*	特定建築物(バリアフリー整備が努力義務)	1/2	165万円	特別特定建築物(バリアフリー整備が義務)	2/3	366万円	とっとりUD認証施設(県UD認証基準に適合)	2/3	733万円	6,560
補助対象	補助率	補助上限額*												
特定建築物(バリアフリー整備が努力義務)	1/2	165万円												
特別特定建築物(バリアフリー整備が義務)	2/3	366万円												
とっとりUD認証施設(県UD認証基準に適合)	2/3	733万円												
とっとりUDマップ運営事業	障がい者、高齢者等がバリアフリー施設情報をスマートフォンで検索できるとっとりUDマップの保守運営費	1,472												
建築物バリアフリー対策会議の開催	関係者の意見を伺いながら必要な対策を次回見直し予定の整備基準に反映させるための会議の開催	479												
合 計		8,691												

令和8年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

1項 土木管理費

住宅政策課 (内線: 7697)

4目 建築指導費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考												
				国庫支出金	起債	その他	一般財源													
アスベスト撤去支援事業	25,000	10,675	14,325				25,000													
トータルコスト	28,212千円 (前年度13,830千円) [正職員:0.4人]																			
<p>1 事業の目的、概要 吹付アスベストの除去工事等に要する経費の一部を支援し、県民の健康被害防止及び生活環境の保全を図る。</p> <p>2 主な事業内容 アスベスト撤去支援事業補助金(市町村間接補助) 国交付金を活用して民間建築物のアスベストの除去対策に要する経費を補助 [補助率]2/3 [補助上限]20,000千円</p> <p>3 その他(改善点等) ・吹付アスベストが使用されている可能性のある延べ面積 300 m²以上の建築物の台帳を作成し、これを基に所有者に吹付アスベストの有無の調査及び除去の働きかけを強化する。</p>																				
建築・宅地建物取引業者指導費	4,898	11,716	△6,818			(手数料) 4,898														
トータルコスト	84,385千円 (前年度 89,797千円) [正職員:9.9人]																			
<p>1 事業の目的、概要 安全安心なまちづくり、良質な建築物の整備を促進するため、建築基準法に基づく許認可事務等、宅地建物取引業者の指導及び宅地建物取引士の資格登録業務等を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建築基準法、建築士法に関する事務</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 建築審査会等に要する人件費及び旅費等 全国建築審査会長協議会などへの参加費等 建築行政共用データベースシステム使用料 全国建築審査会協議会負担金 日本建築行政会議負担金 全国被災建築物応急危険度判定協議会負担金 建築士審査会に要する人件費及び旅費 等 </td> <td>3,642</td> </tr> <tr> <td>宅地建物取引業に関する業務</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 宅地建物取引業免許事務等電算処理委託 宅建システム使用料 宅地建物取引士証交付申請事務委託料 宅地建物取引業法主管者協議会負担金 </td> <td>1,256</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>4,898</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 その他(改善点等) ・令和8年度から、建築確認申請の電子受付を開始予定であり、申請者の利便性向上に繋がる取組を進めていく(宅地建物取引業の免許等の申請については令和7年4月から開始)。</p>									細事業名	内容	予算額	建築基準法、建築士法に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> 建築審査会等に要する人件費及び旅費等 全国建築審査会長協議会などへの参加費等 建築行政共用データベースシステム使用料 全国建築審査会協議会負担金 日本建築行政会議負担金 全国被災建築物応急危険度判定協議会負担金 建築士審査会に要する人件費及び旅費 等 	3,642	宅地建物取引業に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> 宅地建物取引業免許事務等電算処理委託 宅建システム使用料 宅地建物取引士証交付申請事務委託料 宅地建物取引業法主管者協議会負担金 	1,256	合計		4,898
細事業名	内容	予算額																		
建築基準法、建築士法に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> 建築審査会等に要する人件費及び旅費等 全国建築審査会長協議会などへの参加費等 建築行政共用データベースシステム使用料 全国建築審査会協議会負担金 日本建築行政会議負担金 全国被災建築物応急危険度判定協議会負担金 建築士審査会に要する人件費及び旅費 等 	3,642																		
宅地建物取引業に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> 宅地建物取引業免許事務等電算処理委託 宅建システム使用料 宅地建物取引士証交付申請事務委託料 宅地建物取引業法主管者協議会負担金 	1,256																		
合計		4,898																		

令和8年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

住宅政策課 (内線: 7411)

1目 住宅管理費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
県営住宅維持管理事業	(債務負担行為) 10,640 638,703	(債務負担行為) 19,421 672,768	(債務負担行為) △8,781 △34,065	1,892		(使用料) 405,785 (雑入) 3,002 408,787	(債務負担行為) 10,640 228,024	
トータルコスト	727,022千円 (前年度 759,525千円) [正職員:11人]							

1 事業の目的、概要

県営住宅86団地3,758戸(令和8年4月1日見込)を適正かつ効率的に維持管理するため、施設修繕、家賃徴収等の一部事務を鳥取県住宅供給公社又は市町に委託するとともに、県営住宅の入居等に係るシステム管理、設備点検等を行う。(住宅供給公社管理:62団地 3,307戸、市町管理(11市町):24団地 451戸)

2 主な事業内容

細事業名	内 容	予算額
管理代行委託	・鳥取県住宅供給公社および市町への県営住宅管理代行に係る委託経費(入居決定等に係る事務、小規模修繕等)	216,298
県の徴収管理等経費	・県営住宅管理システムの保守・運用に係る経費 ・債権回収に係る経費 ・水道局が直接徴収しない集合住宅の水道料金の徴収等に係る経費	27,350
施設の維持修繕費	・住宅施設の維持に必要な設備点検、修繕工事、量水器のリース等の経費 [債務負担行為] 10,640千円(令和9~15年度) ・国有資産等所在市町村交付金、下水道等負担金、火災共済保険料 ・県営住宅整備事業に伴う移転料	379,215
住宅管理人業務に係る経費	・県営住宅の共用施設の管理や入居者への連絡調整を担う住宅管理人の業務に必要な経費 ・住宅管理人の負担軽減のための共益費徴収業務の外部委託経費	9,733
借上団地に係る経費	・民間事業者から借上げている団地の賃借料	6,107
合 計		638,703

3 その他(改善点等)

・市町村が管理し、実質的に市町村営住宅のように機能している小規模団地等については、地域の実情に応じたきめ細かな対応が可能な市町村に委ねた方が適切であることなどから、市町村へ移管するという方針の下、無償譲渡することとしており、移管協議の整った以下の5団地 47戸をそれぞれ町へ移管(令和8年4月1日付)することについて令和8年2月定例県議会に付議している。

八頭町:8戸(土師百井団地)、北栄町:8戸(栄第一団地)、大山町:16戸(浜の上第一団地)、日南町:10戸(伯南第一団地)、4戸(伯南第二団地)

令和8年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

住宅政策課(内線:7408)

1目 住宅管理費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考															
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																
県営住宅入居者の孤独・孤立総合対策事業	8,672	8,909	△237	440		(使用料) 2,400	5,832																
トータルコスト	11,884千円(前年度12,064千円) [正職員:0.4人]																						
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>県営住宅において、身体上、生活上の困難を抱えながら必要な福祉的支援が届いていない入居者を早期に発見し福祉機関に繋げること等により、市町村と連携して入居者の社会的な孤立等に起因する諸課題(家賃滞納、生活困難、孤独死等)の抑制を図り、入居者が安心して生活できる環境の整備を行う。</p>																							
<p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>単身高齢者世帯等の訪問支援事業</td> <td>見守りや福祉的支援が必要な入居者を市町の支援機関等に繋げるため、県営住宅に入居する単身高齢者世帯等の訪問調査を実施する。 (令和7・8年度は対象団地を県全体に拡大) [訪問対象世帯] 単身世帯(70歳以上)、ひとり親世帯 [対象世帯数] 1,050世帯(R7・8の2か年で実施)</td> <td>5,029</td> </tr> <tr> <td>IoTによる高齢者見守りサービス普及事業</td> <td>IoT技術を活用した高齢者の見守りサービスを提供することにより、孤独死の未然防止又は早期発見に繋げるとともに、同サービスにおけるウェアラブルウォッチ※を活用して高齢者のフレイル予防や健康づくりの促進を図る。 [対象世帯] 単身高齢者(65歳以上) 設置希望世帯 ※腕時計型ウェアラブル端末では、体温、脈拍、SPO2、歩数、睡眠度の計測・データ蓄積が可能</td> <td>1,243</td> </tr> <tr> <td>県営住宅を活用した地域コミュニティ活性化事業</td> <td>県営住宅の空き住戸を活用して福祉事業者と連携し、高齢者の見守り、サロンの開催など的高齢者生活支援に取り組む。 (事業費から徴収した使用料とほぼ同額で見守り等を委託。) [実施団地] 末恒第一団地(鳥取市)、永江団地(米子市) [委託先] 社会福祉法人等</td> <td>2,400</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">合 計</td> <td>8,672</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内容	予算額	単身高齢者世帯等の訪問支援事業	見守りや福祉的支援が必要な入居者を市町の支援機関等に繋げるため、県営住宅に入居する単身高齢者世帯等の訪問調査を実施する。 (令和7・8年度は対象団地を県全体に拡大) [訪問対象世帯] 単身世帯(70歳以上)、ひとり親世帯 [対象世帯数] 1,050世帯(R7・8の2か年で実施)	5,029	IoTによる高齢者見守りサービス普及事業	IoT技術を活用した高齢者の見守りサービスを提供することにより、孤独死の未然防止又は早期発見に繋げるとともに、同サービスにおけるウェアラブルウォッチ※を活用して高齢者のフレイル予防や健康づくりの促進を図る。 [対象世帯] 単身高齢者(65歳以上) 設置希望世帯 ※腕時計型ウェアラブル端末では、体温、脈拍、SPO2、歩数、睡眠度の計測・データ蓄積が可能	1,243	県営住宅を活用した地域コミュニティ活性化事業	県営住宅の空き住戸を活用して福祉事業者と連携し、高齢者の見守り、サロンの開催など的高齢者生活支援に取り組む。 (事業費から徴収した使用料とほぼ同額で見守り等を委託。) [実施団地] 末恒第一団地(鳥取市)、永江団地(米子市) [委託先] 社会福祉法人等	2,400	合 計		8,672
細事業名	内容	予算額																					
単身高齢者世帯等の訪問支援事業	見守りや福祉的支援が必要な入居者を市町の支援機関等に繋げるため、県営住宅に入居する単身高齢者世帯等の訪問調査を実施する。 (令和7・8年度は対象団地を県全体に拡大) [訪問対象世帯] 単身世帯(70歳以上)、ひとり親世帯 [対象世帯数] 1,050世帯(R7・8の2か年で実施)	5,029																					
IoTによる高齢者見守りサービス普及事業	IoT技術を活用した高齢者の見守りサービスを提供することにより、孤独死の未然防止又は早期発見に繋げるとともに、同サービスにおけるウェアラブルウォッチ※を活用して高齢者のフレイル予防や健康づくりの促進を図る。 [対象世帯] 単身高齢者(65歳以上) 設置希望世帯 ※腕時計型ウェアラブル端末では、体温、脈拍、SPO2、歩数、睡眠度の計測・データ蓄積が可能	1,243																					
県営住宅を活用した地域コミュニティ活性化事業	県営住宅の空き住戸を活用して福祉事業者と連携し、高齢者の見守り、サロンの開催など的高齢者生活支援に取り組む。 (事業費から徴収した使用料とほぼ同額で見守り等を委託。) [実施団地] 末恒第一団地(鳥取市)、永江団地(米子市) [委託先] 社会福祉法人等	2,400																					
合 計		8,672																					
住宅政策課管理運営事業	11,434	12,491	△1,057				11,434																
トータルコスト	12,237千円(前年度13,280千円) [正職員:0.1人]																						
<p>住宅政策課内の連絡調整・事業実施に要する経費である。</p>																							

令和8年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

住宅政策課（内線：7398）

2目 住宅建設費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
とっとり住まいる支援事業	(債務負担行為) 111,271 274,167	(債務負担行為) 111,271 250,055	(債務負担行為) 0 24,112	24,112		(受託収入) 250	(債務負担行為) 111,271 249,805	
トータルコスト	286,211千円（前年度261,886千円） [正職員：1.5人]							

1 事業の目的、概要

県産材を活用した住宅の新築や改修に対して助成することにより、県民の住まいづくりを支援するとともに県産材の需要拡大、地場産業の振興を図る。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額	
(拡充) とっとり住まいる支援事業	住宅の新築	269,917 [債務負担] 111,271 (令和9年度)	
	必須要件		県産材 10㎡以上を使用（定額 15万円）
	(拡充) 加算要件		県産材を 10㎡を超えて使用する場合、1㎡あたり 1.5万円を補助（上限 15万円）
その他 加算要件	JAS製材、ヤング係数確認構造材、内外装材、地域建築技能活用、子育て世帯、三世代同居世帯等 (拡充) 補助事業実施前から三世代同居であった世帯も補助対象に追加		
	住宅の改修	県内事業者の施工により、県産材を活用して住宅の改修等を行う場合に支援する。（最大 50万円/戸）	
鳥取県木造住宅生産事業者間連携支援事業（工務店等への支援）	建設、設計、木材供給事業者等が2社以上連携して住宅見学会、動画作成等を行う際、県の住宅施策の広報を併せて行う場合に、広報内容に応じて経費の一部を支援する。 [補助率] 1/2、[補助上限] 20万円	4,000	
その他	住宅金融支援機構審査受託等事務費	250	
合計		274,167	

令和8年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

住宅政策課（内線：7412）

2目 住宅建設費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 県営住宅上粟島団地建替事業	58,149	0	58,149	29,073			29,076	
トータルコスト	86,834千円（前年度 0千円）[正職員：2.4人、会計年度任用職員：2.5人]							

1 事業の目的、概要

施設整備を効率的かつ効果的に実施するため、民間活力やノウハウを活用するPFI手法を導入しながら老朽化が進んでいる県営住宅上粟島団地（48戸）、富益団地（88戸）を、上粟島団地に集約（54戸）し、建替整備する。

2 主な事業内容

- (1) 事業方式 PFI（BT方式（Build-Transfer））＋管理代行方式）による設計・解体・建設
 ※BT方式：民間事業者が公営住宅の設計・建設を行い、竣工後に県へ所有権移転する方式
- (2) 事業期間 事業契約締結日から令和13年10月まで（設計・建設及び解体期間）
 ※令和8年度は事業者選定及び設計業務の一部を実施

(3) 事業概要

所在地：米子市彦名町7647-2他

敷地面積：約8,587㎡

事業規模：県営住宅3棟54戸（RC造（4～5階）1棟、木造（3階）2棟以上）及び附属施設の建設

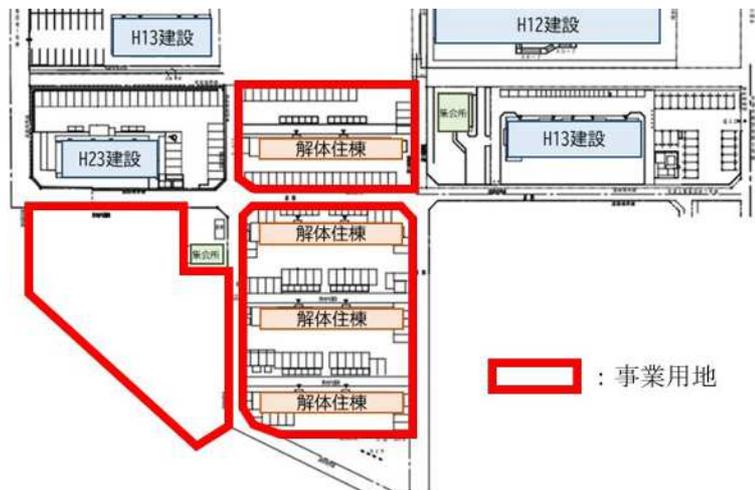
整備方針：とっとり健康省エネ住宅性能基準 NE-ST の採用、太陽光発電設備の設置、積極的な県産木材の活用（在来軸組工法、CLT 工法の採用）

3 その他（改善点等）

<事業者選定のスケジュール（予定）>

令和8年1月下旬	入札公告、入札説明書等の公表
令和8年5月中旬	1次選考の実施
令和8年9月上旬	2次選考プレゼンテーション（選考会）
令和8年9月中旬	落札者の決定・公表
令和8年10月下旬	特定事業契約（仮契約）の締結
令和8年12月中旬	県議会付議

<建替事業用地配置図（上粟島団地現状配置図）>



令和8年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

住宅政策課（内線：7412）

2目 住宅建設費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
公営住宅整備事業	1,284,261	1,213,036	△71,225	612,164			672,097	
トータルコスト	1,340,827千円（前年度 1,267,175千円） [正職員：4.7人、会計年度任用職員：5.0人]							

1 事業の目的、概要

昭和50年代以前に建設され老朽化した県営住宅（約1,600戸）に対し、公的資産の有効活用及び環境配慮の観点から長寿命化を図ることとし、順次、断熱・省エネ性能向上や設備改修等を実施する。

2 主な事業内容

(1) 公営住宅整備事業（844,673千円）

団地名	位置	構造・階数・戸数	事業内容
吉成東	鳥取市吉成	鉄筋コンクリート造・4階・16戸	エコ改善※（1期）工事
越殿	倉吉市広瀬町	鉄筋コンクリート造・4階・16戸	エコ改善（1期）工事
外江	境港市外江町	鉄筋コンクリート造・4階・16戸	エコ改善（1期）工事
徳尾	鳥取市徳尾	鉄筋コンクリート造・4階・16戸	エコ改善（1期）設計
上灘	倉吉市上灘町	鉄筋コンクリート造・4階・16戸	エコ改善（1期）設計
安部彦名	米子市彦名町	鉄筋コンクリート造・4階・16戸	エコ改善（1期）設計
日の出町	米子市日ノ出町	鉄筋コンクリート造・5階・26戸	設備エコ改善※※ 設計

※エコ改善：屋上及び外壁を外断熱改修、開口部の断熱改修（カバー工法、内窓）を行うとともに、給排水配管、水回り設備（浴室、トイレ、台所）の更新を行う。

※※設備エコ改善：給排水配管、水回り設備（浴室、トイレ、台所）の更新及び給水方式の変更を行う。

(2) 大規模改修事業（439,220千円）

外壁、屋根断熱改修（浜坂第二団地 他6団地10棟）

バリアフリー改修（上灘団地集会所）

設備改修（北園第一団地4棟）

脱炭素社会対応型改修（東浜団地 他3団地7棟）

3 その他（改善点等）

・既存改修については、令和5年度から既存住棟の断熱性能を ZEH 基準（※）に適合させる設計・工事を実施しており、令和8年度についてもエコ改善において実施予定。

※ZEH基準：住宅の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備の導入による国が定めるエネルギー消費量の削減基準

・昨今の物価高騰を踏まえ、公営住宅整備に伴う移転料を現行の149千円から223千円に改正する。

令和8年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

住宅政策課 (内線: 7398)

2目 住宅建設費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
とっとり健康省エネ住宅普及促進事業	(債務負担行為) 115,500 115,864	(債務負担行為) 115,500 130,584	(債務負担行為) 0 △14,720	(債務負担行為) 76,500 64,073		(基金繰入金) 39,000 9,000	(債務負担行為) 39,000 42,791	
トータルコスト	125,499千円 (前年度 138,471千円) [正職員:1.2人]							

1 事業の目的、概要

国の省エネ基準を上回る県独自の健康省エネ住宅性能基準を満たす高性能省エネ住宅（とっとり健康省エネ住宅「NE-ST」（ネスト））の普及を図り、県民の健康の維持・増進、住宅の省エネ化及びCO2排出量の削減を目指す。※新築木造戸建住宅に対する健康省エネ住宅の目標割合：73%（2026年）、100%（2030年）

2 主な事業内容

とっとり健康省エネ住宅の普及を図るため、新築又は既存住宅の改修において基準を満たす住宅を認定し、認定住宅に対し助成するほか、消費者向けの広報、技術者の養成を行う。

細事業名	内容	予算額
補助事業 住宅の新築	・NE-ST基準を満たす県産材を活用した新築木造戸建住宅に助成する。 [補助額] NE-STかつZEH（太陽光発電設備加算）：最大100万円/戸 NE-STのみ：最大50万円/戸 ただし、NE-STレベルの断熱性能の住宅を対象とする国制度*を併用する場合は、最大25万円/戸 ※[国制度]補助額：110万円 要件：断熱等級6以上及び太陽光発電等の設置	104,580 [債務負担] 115,500 (令和9年度)
住宅の改修	・県の省エネ改修基準等を満たす断熱改修を行う既存戸建住宅に助成する。 [補助上限] Re NE-ST:150万円/戸、ゾーン改修:100万円/戸 国省エネ基準改修:50万円/戸 (補助率1/3) ・Re NE-ST改修に新たに取り組んだ工務店に助成する。 [補助額] 1事業者あたり20万円 (定額)	
賃貸住宅の新築・改修	・基準を満たす賃貸住宅を新築・改修する事業者に応じて助成する。 [補助上限] NE-STかつZEH:最大90万円/戸 NE-ST:最大50万円/戸 (定額)	
(新)体感施設の新築・改修	・基準を満たすモデルハウス等を新築・改修する事業者に応じて助成する。 [補助上限] 最大200万円 (補助率1/3)	
普及啓発	・建築・不動産団体で構成する鳥取県住宅ストック性能向上コンソーシアムが行うNE-ST、Re NE-ST及びとっとり住宅評価システムの普及啓発等の活動を支援する。 [補助率] 10/10	9,000
工務店の研修等	・健康省エネ住宅の設計、施工ができる技術者の養成等を行う。	2,284
合計		115,864

3 その他（改善点等）

- ・数値では伝わりにくいNE-STの快適性を理解してもらうためには実際に体感できる機会を増やすことが有効であるため、工務店等が整備するNE-ST性能のモデルハウス等への支援を行う。
- ・国の令和7年度補正予算「みらいエコ2026事業」ではNE-STレベルの断熱性能の住宅に対し110万円の補助制度が創設されたため、県制度を見直し県費負担を軽減した。

<比較表>

要件	県制度	国制度	最大補助額
NE-STかつZEH (GX志向型※)	最大25万円	110万円	135万円
NE-STかつZEH	最大100万円	-	100万円
NE-ST	最大50万円	-	50万円

※GX志向型：NE-STレベルの断熱性能を有し、太陽光発電設備を設置した住宅

令和8年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

住宅政策課 (内線: 7398)

2目 住宅建設費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
非住宅NE-ST等普及 促進モデル事業	(債務負担行為) 19,500	(債務負担行為) 54,300	(債務負担行為) △34,800				(債務負担行為) 19,500	
	19,729	40,729	△21,000				19,729	
トータルコスト	20,532千円 (前年度 41,518千円) [正職員:0.1人]							

1 事業の目的、概要

冷暖房消費が特に多い又は温度管理の必要性が高い保育施設や福祉施設等において、ZEBを超えらるととり健康省エネ住宅性能基準 (NE-ST) に相当する高い断熱性能を確保することにより、非住宅の省エネ化及びCO2排出量の削減を目指す。

2 主な事業内容

NE-STの基準を満たす非住宅の新築に要する経費の一部を助成するとともに、ZEB等の設計ができる技術者の養成を行う。

細事業名	内 容	予算額												
非住宅NE-ST普及 促進モデル事業	県独自の断熱性能基準「NE-ST」を満たす建築物 (非住宅) を新築する施主に対し、設計費及び工事費の助成を行う。 【対象用途】 保育施設・学校・病院・福祉施設 ※面積要件無し	19,500												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>補助率</th> <th>補助額</th> <th>補助対象経費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設計費補助</td> <td>1/3</td> <td>上限 50万円</td> <td>省エネ計算等の費用</td> </tr> <tr> <td>工事費補助</td> <td>1/3</td> <td>上限 600万円</td> <td>窓や断熱等の工事費</td> </tr> </tbody> </table>	区分	補助率	補助額	補助対象経費	設計費補助	1/3	上限 50万円	省エネ計算等の費用	工事費補助	1/3	上限 600万円	窓や断熱等の工事費	[債務負担] 19,500 (令和9年度)
	区分	補助率	補助額	補助対象経費										
	設計費補助	1/3	上限 50万円	省エネ計算等の費用										
工事費補助	1/3	上限 600万円	窓や断熱等の工事費											
※令和7年度から2年間のモデル事業 (令和8年度は3件を見込む。)														
技術者養成事業	非住宅建築物においてNE-STやZEBの設計ができる技術者を養成する設計実務者向け講習会を開催する。	229												
合 計		19,729												

令和8年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

住宅政策課(内線:7408)

2目 住宅建設費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
住宅セーフティネット支援事業	23,098	19,574	△4,904	7,273		3,522	12,303	
トータルコスト	27,113千円(前年度23,518千円) [正職員:0.5人]							

1 事業の目的、概要

民間賃貸住宅を活用した重層的な住宅セーフティネットを構築することにより、高齢者、障がい者、子育て世帯等の住宅確保に配慮を要する方の住宅確保の円滑化を図る。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
セーフティネット住宅等改修・家賃低廉化等の助成	・登録住宅の事業者が行うバリアフリー改修等の費用を支援 [負担割合] 国 1/3、県 1/6、市町村 1/6、[上限] 500千円/戸 ・登録住宅の事業者が家賃低廉化等に要した費用を支援 [負担割合] 国 1/2、県 1/4、市町村 1/4、[上限] 家賃 10千円/月	6,090
鳥取県居住支援協議会活動支援事業等	・鳥取県居住支援協議会の活動経費を支援 [負担割合] 国 45%、県 27.5%、4市 27.5% ・鳥取県居住支援協議会が実施する県家賃債務保証事業を支援 [負担割合] 県 1/2、4市 1/2	11,648
住生活基本計画改定事業	・計画の見直しに係る内容の検討を行うため、住宅関係や福祉団体、学識経験者等の検討会を開催 ・計画見直しに必要なデータの収集分析、計画版下作成に係る業務を委託	5,360
合計		23,098

住宅新築資金等貸付助成事業	34,080	34,363	△283	22,574	(貸付金元利収入) 51	11,455
---------------	--------	--------	------	--------	-----------------	--------

トータルコスト 35,686千円(前年度35,940千円) [正職員:0.2人]

1 事業の目的、概要

住宅新築資金等貸付事業の実施に伴う市町村の財政負担を軽減し、事業の円滑な実施を促進するため、償還推進に要する事務的経費等に対して助成する。また、過去に金融機関と協調融資した住宅建設資金について、令和8年度当初時点の融資残高に応じた額を金融機関に預託する。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
住宅新築資金等貸付助成事業	・市町村の行う法的措置に係る弁護士費用等および回収不能債権の補填に要する経費の助成 [助成対象] 13市町 [負担割合] 国 1/2、県 1/4、市町村 1/4	34,029
個人住宅建設資金貸付事業	個人住宅の建設促進等のため、県と金融機関との協調融資の借入残高に対する預託(借入残高の12.08%)を行う。 (新規受付は平成14年度に終了) <継続分のみ>令和8年度予定残高:約420千円 貸付件数:2件(償還は令和9年度で終了)	51
合計		34,080

令和8年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

住宅政策課(内線:7408)

2目 住宅建設費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
地域建築技能継承普及事業	(債務負担行為) 2,000 8,000	(債務負担行為) 2,000 9,000	(債務負担行為) 0 △1,000	(債務負担行為) 900 3,600			(債務負担行為) 1,100 4,400	
トータルコスト	9,606千円(前年度10,577千円) [正職員:0.2人]							

1 事業の目的、概要

住宅・建築物の新築・改修に欠かすことのできない大工・左官・板金・瓦・畳・建具等の建築技能について関係団体が独自に行う建築技能の継承や魅力発信に資する活動を支援し、地域建築技能の継承・普及を推進する。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
地域建築技能継承普及支援事業	建築技能団体(大工・左官・板金・瓦・建具)による地域建築技能の継承・普及に係る取組に要する経費を補助。 [補助率] 1/2 (一部 2/3 等)	3,500
鳥取県木造住宅生産者団体活動支援事業	(一社)鳥取県木造住宅推進協議会による木造住宅及び地域建築技術の良さの普及啓発を目的とした活動費を補助。 [補助率] 1/2	2,500
「とっとり匠の技」活用モデル助成事業	地域建築技能を活用した非住宅の改修経費を補助。 [補助要件] 技能士(大工、左官、建具、畳、瓦)が行う改修工事 [補助率] 1/2 [補助上限] 500千円/件	2,000 [債務負担] 2,000 (令和9年度)
合計		8,000

被災者住宅再建支援基金積立事業	382,099	76,502	305,597	<59,200> 296,000	(寄附金) 50,000 (財産収入) 15,937 65,937	20,162	県費負担 79,362
トータルコスト	382,902千円(前年度77,291千円) [正職員:0.1人]						

1 事業の目的、概要

自然災害により、居住する住宅が著しい被害を受けた世帯に対して、相互扶助の観点から都道府県と国が造成した「被災者生活再建支援基金」(国制度)について、追加拠出を行う。

また、鳥取県被災者再建等支援条例に基づく「被災者住宅再建支援基金」(県制度)により、国制度を補完し、すべての被災住宅を支援することで地域の力強い復興を促進し、もって地域の維持と再生を図る。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
基金出捐金(国制度)	都道府県と国が造成する「被災者生活再建支援基金」に追加拠出を行う。 ※前回拠出は令和元年度	296,162
基金積立(県制度)	県と市町村が協調して造成する「被災者住宅再建等支援基金」に積み立てる。 [内訳] 県の拠出額:20,000千円 市町村の拠出額:50,000千円 運用利息:15,937千円	85,937
合計		382,099

3 その他(改善点等)

被災者生活再建支援基金(国制度)については、令和6年能登半島地震等への支払いが継続しており、令和7年度末には残高が226億円となる見込である。仮に熊本地震クラスの災害が発生した場合には、基金の枯渇が見込まれるため、全国で400億円追加し、600億円まで基金を積み立てることが全国知事会で決議された。

(注) 起債欄の〈 〉書きは交付税措置額を除いた額である。

県費負担額は、起債欄の〈 〉書きの金額に一般財源の金額を加算した額である。

令和8年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

西部県民福祉局（電話：0859-31-9384）

1目 企画総務費＜地方機関計上予算＞

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考												
				国庫支出金	起債	その他	一般財源													
淀江産業廃棄物処分場 安全監視・指導事業	4,061	4,162	△101				4,061													
トータルコスト	28,148千円（前年度 27,823千円） [正職員：3.0人]																			
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>長期間にわたる淀江産業廃棄物管理型最終処分場の施設の安全を確保するため、施設の設置前から廃棄物処理法による通常の検査等に加え、県として特別な安全監視体制により、専門家の知見も加えながら、（公財）鳥取県環境管理事業センター（以下「センター」という。）への監視・指導を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">細事業名</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> <th style="text-align: center;">予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最終処分場安全監視顧問</td> <td>センターへの監視・指導等を行うに当たり、次の点に関し客観的かつ専門的知見から県に対し必要な助言等を行う。（顧問：3名） ・処分場の建設・維持管理・埋立管理に関すること。 ・その他処分場の運営及び管理に関すること。</td> <td style="text-align: center;">428</td> </tr> <tr> <td>監視・モニタリングの実施</td> <td>センターの施設整備の進捗に合わせて、監視・モニタリングを実施する。</td> <td style="text-align: center;">3,633</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: center;">4,061</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内 容	予算額	最終処分場安全監視顧問	センターへの監視・指導等を行うに当たり、次の点に関し客観的かつ専門的知見から県に対し必要な助言等を行う。（顧問：3名） ・処分場の建設・維持管理・埋立管理に関すること。 ・その他処分場の運営及び管理に関すること。	428	監視・モニタリングの実施	センターの施設整備の進捗に合わせて、監視・モニタリングを実施する。	3,633	合 計		4,061
細事業名	内 容	予算額																		
最終処分場安全監視顧問	センターへの監視・指導等を行うに当たり、次の点に関し客観的かつ専門的知見から県に対し必要な助言等を行う。（顧問：3名） ・処分場の建設・維持管理・埋立管理に関すること。 ・その他処分場の運営及び管理に関すること。	428																		
監視・モニタリングの実施	センターの施設整備の進捗に合わせて、監視・モニタリングを実施する。	3,633																		
合 計		4,061																		

令和 8 年度一般会計当初予算説明資料

4 款 衛生費

2 項 環境衛生費

西部県民福祉局（電話：0859-31-9636）

4 目 環境保全費〈地方機関計上予算〉

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考										
				国庫支出金	起債	その他	一般財源											
大山屋内駐車場泡消火設備 改修工事	205,130	138,030	67,100				205,130											
トータルコスト	205,933 千円（前年度 138,819 千円） [正職員：0.1 人]																	
<p>1 事業の目的、概要 大山屋内駐車場利用者の安全性の確保や施設の予防保全に努めるため、中長期保全計画等に基づき泡消火設備の修繕等を行う。（令和 7 年 6 月～令和 8 年 12 月 工事実施）</p> <p>2 その他（改善点等） 予定より早期で工事進行しており、令和 8 年度のスキーシーズンまでには余裕を持って工事が完了する見込みである。</p>																		
大山駐車場運営事業	3,718	34,173	△30,455				3,718											
トータルコスト	7,733 千円（前年度 38,117 千円） [正職員：0.5 人]																	
<p>1 事業の目的、概要 県立大山駐車場の円滑な管理運営のため、融雪装置の維持管理等を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">内 容</th> <th style="text-align: center;">予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大山駐車場融雪装置維持管理（融雪装置保守点検委託料、電気代）</td> <td style="text-align: right;">3,190</td> </tr> <tr> <td>大山屋内駐車場 NTT ドコモ基地局電気代</td> <td style="text-align: right;">400</td> </tr> <tr> <td>大山駐車場指定管理候補者審査等委員会委員への報酬及び旅費</td> <td style="text-align: right;">128</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: right;">3,718</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 その他（改善点等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 18 年度から指定管理者制度の導入を行い、毎年点検・評価を行うことで運営・サービスの改善等を促している。（現行期間 令和 4～8 年度） ・駐車場利用者の安全性・利便性の向上のために、令和 2～3 年度に融雪装置の延長工事を実施し、また令和 7 年度には老朽化した内部鉄骨等の改修工事を行った。 									内 容	予算額	大山駐車場融雪装置維持管理（融雪装置保守点検委託料、電気代）	3,190	大山屋内駐車場 NTT ドコモ基地局電気代	400	大山駐車場指定管理候補者審査等委員会委員への報酬及び旅費	128	合 計	3,718
内 容	予算額																	
大山駐車場融雪装置維持管理（融雪装置保守点検委託料、電気代）	3,190																	
大山屋内駐車場 NTT ドコモ基地局電気代	400																	
大山駐車場指定管理候補者審査等委員会委員への報酬及び旅費	128																	
合 計	3,718																	

令和8年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

西部環境建築局（内線 0859-31-9628）

4目 環境保全費〈地方機関計上予算〉

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
大山自然歴史館 管理運営費	（債務負担行為） 177,815 35,531	（債務負担行為） 725 34,615	（債務負担行為） 177,090 916	4,649			（債務負担行為） 177,815 30,882	
トータルコスト	38,743千円（前年度 37,770千円） [正職員：0.4人]							

1 事業の目的、概要

鳥取県立大山自然歴史館の管理運営を指定管理者へ委託する。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
指定管理料	[指定管理者] (一社) 大山観光局 [指定管理期間] 令和4年4月1日～令和9年3月31日（5年間） 指定管理料（35,349千円） （うち見直しによる算定額1,212千円） [債務負担行為] 177,815千円（令和9年度～13年度）	35,349
外部評価委員会開催経費	次期指定管理期間の候補者審査・選定を実施する。	182
合 計		35,531

【参考】指定管理料の見直しの考え方

- ・人件費：各年度の民間給与実態調査を基に積算した人件費が、予算設定時（再算定を行った場合は再算定時）と比較して施設ごとに±3%以上の増減があった場合、再算定を行う。
- ・物件費等：予算設定時（再算定を行った場合は再算定時）と比較して、鳥取市物価指数に±3%以上の増減があった場合、再算定を行う。
- ・光熱費：物価指数を考慮して算定した額を毎年度別枠で措置する。

3 その他（改善点等）

- ・指定管理者の創意工夫により、大山の魅力を発信する展示、自然観察会、移動歴史館、ワークショップ等を行っている。
- ・利用者アンケートの反映、教育団体等からの要望による自然観察会の開催、園児・児童への館内解説でクイズを取り入れるなど、リピーターにも魅力のある内容を提供するとともに、大山の観光に携わる方を対象とした学習会を開催し、地元をあげてのおもてなしができるよう「大山あれこれ勉強会」を開催するなど、メニューの充実に取り組んでいる。

令和 8 年度一般会計当初予算説明資料

4 款 衛生費

2 項 環境衛生費

西部環境建築局（電話：0859-31-9325）

4 目 環境保全費＜地方機関計上予算＞

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
大山オオタカの森 保全・利活用推進事業	18,175	15,721	2,454	8,120		(財産収入) 1,485	8,570	
トータルコスト	18,978 千円（前年度 16,510 千円） [正職員：0.1 人]							

1 事業の目的、概要

「鳥取県立大山オオタカの森の保全に関する条例」に基づき、県民との協働により豊かな自然環境を貴重な財産として将来に継承するため、当該マツ林においてオオタカの営巣環境に適した環境整備及び松くい虫による被害拡大を抑制するための伐倒駆除を実施する。

2 主な事業内容

細事業名	内 容	予算額
森林環境整備	オオタカの営巣環境に適した森林環境整備を実施する。 ・マツ林の更新伐、除伐、下刈り、伐木の売却	10,034
松くい虫被害木の伐倒 駆除	松くい虫による被害拡大を抑制するための伐倒駆除を実施する。	5,295
観察路維持管理業務	令和 5 年度に整備した観察路側道の除草を実施する。	846
(新)モニタリング調査	自然共生サイト更新に備えて、オオタカの繁殖状況及び生物 多様性等の調査を実施する。	2,000
合 計		18,175

3 その他（改善点等）

平成 26 年度からオオタカの生息・営巣可能環境整備と森林経営を両立すべく更新伐（7 割強度間伐）や松くい虫被害木の伐倒駆除を実施しており、伐採されたアカマツ等は市場で競り売りし、県の収入になっている。

令和8年度公共事業当初予算総括表

生活環境部(単位:千円)

事業名	令和7年度 当初計上予算額 (A)	令和8年度 当初計上予算額 (B)	財源内訳				B/A	備考	事業内容の説明 (主な事業・箇所)
			国庫支出金	起債	その他	一般財源			
一般公共事業	443,797	329,234	201,756	<83,500> 107,000		20,478	74.2%	県費負担 103,978	
農業集落排水事業	92,797	89,521	81,900			7,621	96.5%	県費負担 7,621	
県営農業集落排水事業	-	-					-		
団体営農業集落排水事業	92,797	89,521	81,900			7,621	96.5%	県費負担 7,621	鳥取市、伯耆町、智頭町、江府町、日野町
公園事業	351,000	239,713	119,856	<83,500> 107,000		12,857	68.3%	県費負担 96,357	布勢総合運動公園、東郷湖羽合臨海公園
単県公共事業	191,231	231,211		<10,500> 21,000		210,211	120.9%	県費負担 220,711	
公園事業	191,231	231,211		<10,500> 21,000		210,211	120.9%	県費負担 220,711	布勢総合運動公園、東郷湖羽合臨海公園、燕趙園
生活環境部合計	635,028	560,445	201,756	<94,000> 128,000		230,689	88.3%	県費負担 324,689	

(注)起債欄の上段<>書きは交付税措置額を除いた金額である。
 県費負担額は起債欄の<>書きの金額に一般財源の金額を加算したものである。

令和8年度公共事業箇所別概要

生活環境部(単位:千円)

事業名	地区名	実施期間	総事業費	事業概要	令和8年度 事業費	令和8年度 事業内容
団体営 農業集落排水事業	鳥取市 社中	R7~R9	72,900 (145,800)	処理施設改築 N=1箇所 管路 L=1.0km ポンプ施設 N=1箇所	28,750 (57,500)	管路施設L=1.28km
団体営 農業集落排水事業	伯耆町 岸本	R7~R10	55,000 (110,000)	非常通報装置更新 N=36基 機器更新 N=3箇所	7,500 (15,000)	施設改修一式(機器更新)
団体営 農業集落排水事業【新規】	鳥取市 豊実	R8~R9	79,950 (159,900)	処理施設改築 N=1箇所	650 (1,300)	実施設計一式
団体営 農業集落排水事業【新規】	日野町 日野	R8~R9	37,000 (74,000)	非常用通報装置更新 N=17基 処理施設機器更新 N=2箇所	14,000 (28,000)	非常用通報装置:5基 処理場機器更新:1箇所
団体営 農業集落排水事業【新規】	鳥取市 明豊・河内下条	R8	13,000 (13,000)	維持管理適正化計画:1式	13,000 (13,000)	維持管理適正化計画策定 1式
団体営 農業集落排水事業【新規】	智頭町 智頭第二	R8	20,000 (20,000)	維持管理適正化計画:1式	14,000 (14,000)	維持管理適正化計画策定 1式
団体営 農業集落排水事業【新規】	江府町 吉原	R8	5,000 (5,000)	最適整備構想:1処理区	4,000 (4,000)	最適整備構想策定 1処理区
都市公園整備事業【新規】	布勢総合 運動公園 (鳥取市)	R8~R9	267,329	長寿命化、バリアフリー 化、機能向上に係る公園 施設の整備及び改修	35,767	工事1箇所 測量設計6箇所
都市公園整備事業	東郷湖羽合 臨海公園 (湯梨浜町)	R7~R9	876,845	長寿命化、バリアフリー 化、機能向上に係る公園 施設の整備及び改修	203,946	工事6箇所 測量設計4箇所
単県 都市公園維持費	布勢総合 運動公園 (鳥取市)	R4~R9	739,124	利便性向上に係る公園施 設整備及び施設修繕	132,886	工事3箇所 測量設計8箇所
単県 都市公園維持費	東郷湖羽合 臨海公園 (湯梨浜町)	R7~R9	98,722	利便性向上に係る公園施 設整備及び施設修繕	15,617	工事3箇所 測量設計2箇所
単県 都市公園維持費	燕趙園 (湯梨浜町)	R7~R9	144,254	利便性向上に係る公園施 設整備及び施設修繕	77,708	工事2箇所 測量設計1箇所
単県 都市公園維持費	—	R8	5,000	施設修繕	5,000	緊急修繕費
合計	12地区		2,414,124 (527,700)		552,824 (132,800)	上段 : 県予算 下段(): 市町村事業費

(注)国の認証等により変更になる場合がある。

令和8年度 当初予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位：千円)

節	2款 総務費						
		2項 企画費				6項 防災費	
			1目 企画総務費	3目 交通対策費	4目 土地対策費		1目 防災総務費
1 報酬	7,858	7,858	7,443	77	338		
2 給料	32,392	32,392	32,392				
3 職員手当等	20,067	20,067	20,067				
4 共済費	12,727	12,727	12,727				
5 災害補償費							
6 恩給及び退職年金							
7 報償費	389	191	131	60		198	198
8 旅費	2,249	711	513	168	30	1,538	1,538
費用弁償	338	338	216	92	30		
普通旅費	1,063	50		50		1,013	1,013
特別旅費	848	323	297	26		525	525
9 交際費							
10 需用費	7,984	215		215		7,769	7,769
11 役務費	1,519	525		525		994	994
12 委託料	37,387	20,334	3,633	3,269	13,432	17,053	17,053
13 使用料及び賃借料	430	215		125	90	215	215
14 工事請負費							
15 原材料費							
16 公有財産購入費							
17 備品購入費							
18 負担金、補助及び交付金	10,459	9,886		9,878	8	573	573
19 扶助費							
20 貸付金							
21 補償、補填及び賠償金							
22 償還金、利子及び割引料							
23 投資及び出資金							
24 積立金							
25 寄附金							
26 公課費							
27 繰出金							
予備費							
計	133,461	105,121	76,906	14,317	13,898	28,340	28,340
財源							
内 国庫支出金	34,732	6,925	6,925			27,807	27,807
内 地方債							
内 その他	281	281	268		13		
内 一般財源	98,448	97,915	69,713	14,317	13,885	533	533

令和8年度 当初予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位：千円)

節	3款 民生費				
		1項 社会福祉費			
			1目 社会福祉 総務費	7目 消費者支援 対策費	
1 報酬	6,211	6,211	611	5,600	
2 給料	20,245	20,245		20,245	
3 職員手当等	12,672	12,672		12,672	
4 共済費	8,048	8,048		8,048	
5 災害補償費					
6 恩給及び退職年金					
7 報償費	5,029	5,029	2,261	2,768	
8 旅費	7,330	7,330	1,789	5,541	
費用弁償	1,045	1,045	387	658	
普通旅費	1,392	1,392	492	900	
特別旅費	4,893	4,893	910	3,983	
9 交際費					
10 需用費	5,600	5,600	2,940	2,660	
11 役務費	5,313	5,313	2,250	3,063	
12 委託料	92,062	92,062	46,501	45,561	
13 使用料及び賃借料	2,862	2,862	902	1,960	
14 工事請負費					
15 原材料費					
16 公有財産購入費					
17 備品購入費					
18 負担金、補助及び交付金	23,837	23,837	9,850	13,987	
19 扶助費	11,100	11,100	11,100		
20 貸付金	20	20		20	
21 補償、補填及び賠償金					
22 償還金、利子及び割引料					
23 投資及び出資金					
24 積立金	50,000	50,000	50,000		
25 寄附金					
26 公課費					
27 繰出金					
予備費					
計	250,329	250,329	128,204	122,125	
財源	国庫支出金	42,285	42,285	25,321	16,964
	地方債				
	その他	38,120	38,120	38,083	37
	一般財源	169,924	169,924	64,800	105,124

令和8年度 当初予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位：千円)

節	4款 衛生費							
		1項 公衆衛生費				2項 環境衛生費		
			1目 公衆衛生 総務費	3目 予防費	6目 衛生環境 研究所費		1目 環境衛生 総務費	
1 報 酬	101,280	21,102	21,012	10	80	63,843	60,945	
2 給 料	724,771	101,225	101,225			412,998	412,998	
3 職員手当等	432,364	62,372	62,372			249,412	249,412	
4 共 済 費	268,595	39,251	39,251			154,215	154,215	
5 災害補償費								
6 恩給及び退職年金								
7 報 償 費	7,456	265		229	36	7,191		
8 旅 費	19,700	3,828	648	398	2,782	15,368	1,800	
費用弁償	5,337	787	648	40	99	4,046	1,800	
普通旅費	9,678	2,684		130	2,554	6,994		
特別旅費	4,685	357		228	129	4,328		
9 交 際 費	100					100		
10 需 用 費	105,336	46,224		4,666	41,558	59,112		
11 役 務 費	25,348	4,941		1,400	3,541	20,407		
12 委 託 料	745,546	100,373		48,023	52,350	645,173		
13 使用料及び賃借料	77,889	38,825		1,256	37,569	39,064		
14 工事請負費	959,205	35,948		35,948		923,257		
15 原 材 料 費								
16 公有財産購入費								
17 備品購入費	44,693	16,841			16,841	27,852		
18 負担金、補助及び交付金	1,605,881	17,024		16,915	109	1,588,857		
19 扶 助 費								
20 貸 付 金	365,441					365,441		
21 補償、補填及び賠償金	20					20		
22 償還金、利子及び割引料								
23 投資及び出資金								
24 積 立 金	6,419					6,419		
25 寄 附 金	8,930					8,930		
26 公 課 費								
27 繰 出 金								
予 備 費								
計	5,498,974	488,219	224,508	108,845	154,866	4,587,659	879,370	
財	国庫支出金	590,021	31,401	11,072	18,298	2,031	558,620	3,936
源	地 方 債	1,289,000	2,000		2,000		1,287,000	
内	そ の 他	218,592	13,706	6,654	876	6,176	204,766	62,206
訳	一 般 財 源	3,401,361	441,112	206,782	87,671	146,659	2,537,273	813,228

令和8年度 当初予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位：千円)

節	4款 衛生費					
	2項 環境衛生費			3項 保健所費		
	2目 食品衛生 指導費	3目 環境衛生 連絡調整費	4目 環境保全費		1目 保健所費	
1 報 酬	77	262	2,559	16,335	16,335	
2 給 料				210,548	210,548	
3 職員手当等				120,580	120,580	
4 共 済 費				75,129	75,129	
5 災害補償費						
6 恩給及び退職年金						
7 報 償 費	1,423	247	5,521			
8 旅 費	1,110	498	11,960	504	504	
費用弁償	21	27	2,198	504	504	
普通旅費	813	353	5,828			
特別旅費	276	118	3,934			
9 交 際 費			100			
10 需 用 費	17,511	2,785	38,816			
11 役 務 費	2,439	496	17,472			
12 委 託 料	15,772	1,558	627,843			
13 使用料及び賃借料	8,752	250	30,062			
14 工事請負費	34,173		889,084			
15 原 材 料 費						
16 公有財産購入費						
17 備品購入費	688		27,164			
18 負担金、補助及び交付金	1,461	30,247	1,557,149			
19 扶 助 費						
20 貸 付 金			365,441			
21 補償、補填及び賠償金			20			
22 償還金、利子及び割引料						
23 投資及び出資金						
24 積 立 金			6,419			
25 寄 附 金			8,930			
26 公 課 費						
27 繰 出 金						
予 備 費						
計	83,406	36,343	3,588,540	423,096	423,096	
財	国庫支出金	850	16,293	537,541		
源	地 方 債			1,287,000		
内	そ の 他	50,678	2,134	89,748	120	120
訳	一 般 財 源	31,878	17,916	1,674,251	422,976	422,976

令和8年度 当初予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

款項目 節	6款 農林水産業費		
		3項 農地費	
			2目 土地改良費
1 報酬			
2 給料	4,049	4,049	4,049
3 職員手当等	2,202	2,202	2,202
4 共済費	1,370	1,370	1,370
5 災害補償費			
6 恩給及び退職年金			
7 報償費			
8 旅費			
費用弁償			
普通旅費			
特別旅費			
9 交際費			
10 需用費			
11 役務費			
12 委託料			
13 使用料及び賃借料			
14 工事請負費			
15 原材料費			
16 公有財産購入費			
17 備品購入費			
18 負担金、補助及び交付金	81,900	81,900	81,900
19 扶助費			
20 貸付金			
21 補償、補填及び賠償金			
22 償還金、利子及び割引料			
23 投資及び出資金			
24 積立金			
25 寄附金			
26 公課費			
27 繰出金			
予備費			
計	89,521	89,521	89,521
財源			
国庫支出金	81,900	81,900	81,900
地方債			
その他			
訳一般財源	7,621	7,621	7,621

令和8年度 当初予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位：千円)

節	7款 商工費					
		2項 工鉱業費			3項 観光費	
			1目 工鉱業総務 費	4目 計量検定費		1目 観光費
1 報酬						
2 給料	8,098	8,098	8,098			
3 職員手当等	4,404	4,404	4,404			
4 共済費	2,740	2,740	2,740			
5 災害補償費						
6 恩給及び退職年金						
7 報償費	520				520	520
8 旅費	2,116	400		400	1,716	1,716
費用弁償	286				286	286
普通旅費	1,783	400		400	1,383	1,383
特別旅費	47				47	47
9 交際費						
10 需用費	5,343	800		800	4,543	4,543
11 役務費	3,590	800		800	2,790	2,790
12 委託料	24,121				24,121	24,121
13 使用料及び賃借料	5,882	650		650	5,232	5,232
14 工事請負費						
15 原材料費						
16 公有財産購入費						
17 備品購入費						
18 負担金、補助及び交付金	29,006	16		16	28,990	28,990
19 扶助費						
20 貸付金						
21 補償、補填及び賠償金						
22 償還金、利子及び割引料						
23 投資及び出資金						
24 積立金						
25 寄附金						
26 公課費						
27 繰出金						
予備費						
計	85,820	17,908	15,242	2,666	67,912	67,912
財源						
内						
訳						
国庫支出金						
地方債						
その他	2,738	2,666		2,666	72	72
一般財源	83,082	15,242	15,242		67,840	67,840

令和8年度 当初予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位：千円)

節	款項目	8款 土木費					
			1項 土木管理費		5項 都市計画費		
				1目 土木総務費	4目 建築指導費		1目 都市計画 総務費
1	報酬	39,596	334		334	1,692	1,561
2	給料	275,332	20,245	20,245		40,490	36,441
3	職員手当等	160,418	11,010	11,010		22,020	19,818
4	共済費	100,857	6,850	6,850		13,700	12,330
5	災害補償費						
6	恩給及び退職年金						
7	報償費	13,015	1,703		1,703	2,000	1,141
8	旅費	7,437	1,517		1,517	2,354	1,852
	費用弁償	1,970	244		244	226	166
	普通旅費	4,060	360		360	1,750	1,400
	特別旅費	1,407	913		913	378	286
9	交際費						
10	需用費	17,882	573		573	4,261	1,981
11	役務費	12,130	296		296	1,740	1,388
12	委託料	1,231,879	6,928		6,928	721,754	12,898
13	使用料及び賃借料	36,072	2,046		2,046	9,323	2,080
14	工事請負費	1,764,233				416,958	
15	原材料費						
16	公有財産購入費						
17	備品購入費	20,070				20,070	
18	負担金、補助及び交付金	850,034	194,279		194,279	109,001	10,276
19	扶助費						
20	貸付金	51					
21	補償、補填及び賠償金	13,962					
22	償還金、利子及び割引料						
23	投資及び出資金	296,162					
24	積立金	85,937					
25	寄附金						
26	公課費						
27	繰出金						
	予備費						
	計	4,925,067	245,781	38,105	207,676	1,365,363	101,766
財源内訳	国庫支出金	1,145,524	158,728		158,728	211,913	3,287
	地方債	424,000				128,000	
	その他	565,153	4,898		4,898	30,815	1,372
	一般財源	2,790,390	82,155	38,105	44,050	994,635	97,107

令和8年度 当初予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位：千円)

節	款項目	8款 土木費				生活環境部 合計	
		5項 都市計画費		6項 住宅費			
		3目 公園費	4目 下水道費		1目 住宅管理費		2目 住宅建設費
1	報酬	131		37,570	32,439	5,131	154,945
2	給料	4,049		214,597	214,597		1,064,887
3	職員手当等	2,202		127,388	127,388		632,127
4	共済費	1,370		80,307	80,307		394,337
5	災害補償費						
6	恩給及び退職年金						
7	報償費	859		9,312	8,795	517	26,409
8	旅費	152	350	3,566	3,157	409	38,832
	費用弁償	60		1,500	1,257	243	8,976
	普通旅費		350	1,950	1,900	50	17,976
	特別旅費	92		116		116	11,880
9	交際費						100
10	需用費	1,680	600	13,048	12,998	50	142,145
11	役務費	192	160	10,094	10,064	30	47,900
12	委託料	706,549	2,307	503,197	370,708	132,489	2,130,995
13	使用料及び賃借料	6,501	742	24,703	24,683	20	123,135
14	工事請負費	416,958		1,347,275	154,087	1,193,188	2,723,438
15	原材料費						
16	公有財産購入費						
17	備品購入費	20,070					64,763
18	負担金、補助及び交付金	7,510	91,215	546,754	74,537	472,217	2,601,117
19	扶助費						11,100
20	貸付金			51		51	365,512
21	補償、補填及び賠償金			13,962	716	13,246	13,982
22	償還金、利子及び割引料						
23	投資及び出資金			296,162		296,162	296,162
24	積立金			85,937		85,937	142,356
25	寄附金						8,930
26	公課費						
27	繰出金						
	予備費						
	計	1,168,223	95,374	3,313,923	1,114,476	2,199,447	10,983,172
財	国庫支出金	206,774	1,852	774,883	12,014	762,869	1,894,462
源	地方債	128,000		296,000		296,000	1,713,000
内	その他	27,443	2,000	529,440	450,680	78,760	824,884
訳	一般財源	806,006	91,522	1,713,600	651,782	1,061,818	6,550,826

節 の 明 細

項	目	金額(千円)等
2款 総務費		
2項 企画費		
1目 企画総務費		
給料	・一般職員	8人
報酬	・会計年度任用職員	3人
3目 交通対策費		
報酬	・鳥取県交通安全対策会議委員	7人
負担金、補助及び交付金	・鳥取県交通対策協議会補助金	7,678
	・おもてなしヘルメット購入支援事業補助金	200
	・高齢者安全運転装置普及促進補助金	2,000
4目 土地対策費		
報酬	・鳥取県土地利用審査会委員	7人
	・鳥取県国土利用計画地方審議会委員	12人
負担金、補助及び交付金	・土地対策全国連絡協議会負担金	8
6項 防災費		
1目 防災総務費		
負担金、補助及び交付金	・原子力施設等放射能調査機関連絡協議会負担金	40
	・災害時給油所地下タンク製品備蓄促進支援事業補助金	533
3款 民生費		
1項 社会福祉費		
1目 社会福祉総務費		
報酬	・鳥取県犯罪のないまちづくり協議会委員	10人
	・鳥取県犯罪被害者等緊急支援金等審査会	3人
負担金、補助及び交付金	・鳥取県地域安全フォーラム開催補助金	600
	・鳥取県犯罪のないまちづくり活動支援補助金	600
	・鳥取県犯罪被害者民間支援団体補助金	3,000
	・鳥取県性暴力被害者支援連携事業補助金	4,650
	・鳥取県犯罪被害者等見舞金給付補助金	400
	・コンベンションセンター共益費負担金	600
積立金	・鳥取県犯罪被害者等支援基金	50,000
7目 消費者支援対策費		
給料	・一般職員	5人
報酬	・会計年度任用職員	2人
	・鳥取県消費生活審議会委員	13人
	・苦情処理委員会委員	6人
	・鳥取県消費者教育推進地域協議会委員	17人
負担金、補助及び交付金	・市町村消費者行政強化交付金	10,000
	・米子コンベンションセンター施設管理費負担金	2,500
	・中部消費生活センター管理運営費等負担金	300
	・(一財)日本エシカル推進協議会会費	200
	・鳥取県消費生活相談員資格者確保事業補助金	187
	・鳥取県消費者団体等活動支援補助金	200
	・とっとり思いやり消費普及推進事業補助金	600
貸付金	・消費者被害訴訟貸付金	20

項 目		金額(千円)等
4款 衛生費		
1項 公衆衛生費		
1目 公衆衛生総務費		
給 料	・一般職員	25人
報 酬	・会計年度任用職員	9人
3目 予防費		
報 酬	・狂犬病評価人	2人
負担金、補助 及び交付金	・動物愛護センター施設費補助金	1,153
	・鳥取県動物福祉推進事業補助金	2,155
	・全国動物管理関係事業所協議会会費	25
	・動物愛護推進員活動費負担金	400
	・鳥取県猫不妊去勢手術助成事業費補助金	6,608
	・地域猫活動モデル事業補助金	574
	・鳥取県飼い主のいない猫不妊去勢手術連携病院施設整備補助金	4,000
	・鳥取県飼い主のいない猫不妊去勢手術に係る活動支援補助金	2,000
6目 衛生環境研究所費		
報 酬	・鳥取県衛生環境研究所調査研究外部評価委員	8人
負担金、補助 及び交付金	・全国衛生化学技術協議会負担金	15
	・地方衛生研究所全国協議会負担金	53
	・全国環境研協議会負担金	33
	・衛生微生物技術協議会会費	8
2項 環境衛生費		
1目 環境衛生総務費		
給 料	・一般職員	102人
報 酬	・会計年度任用職員	25人
2目 食品衛生指導費		
報 酬	・鳥取県ふぐ処理師試験委員	7人
負担金、補助 及び交付金	・全国食品衛生主管課長連絡協議会会費	13
	・鳥取県食品衛生協会補助金	1,401
	・全国食肉衛生検査所協議会負担金	47
3目 環境衛生連絡調整費		
報 酬	・鳥取県クリーニング師試験委員	7人
	・鳥取県生活衛生営業審議会委員	10人
負担金、補助 及び交付金	・日本水道協会年会費	17
	・全国生活衛生関係課課長会年会費負担金	7
	・鳥取県生活衛生営業指導センター補助金	18,663
	・鳥取県公衆浴場確保対策費市町村補助金	2,500
	・鳥取県生活衛生営業振興事業補助金	2,598
	・鳥取県公衆浴場原油価格高騰対策市町村補助金	402
	・鳥取県クリーニング業燃料費高騰対策事業補助金	6,060
4目 環境保全費		
報 酬	・鳥取県環境審議会委員	30人
	・鳥取県環境影響評価審査会委員	13人
	・鳥取県放射能調査専門家会議委員	3人
	・鳥取スタイルPPA関連事業の実施事業者等選定委員	2人
	・鳥取県公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会委員	5人
	・鳥取県廃棄物審議会委員	7人
	・湖山池環境モニタリング委員会委員	6人
	・鳥取県自然環境保全コンクール審査会	5人

項 目		金額(千円)等
	・鳥取県生活環境部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会	4人
	・西部総合事務所環境建築局指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会	4人
	・鳥取県西部総合事務所県民福祉局指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会	4人
負担金、補助 及び交付金	・「若者☆星取県」実践活動支援事業補助金	300
	・星空を活用した星空保全地域振興事業補助金	3,500
	・星空保全地域照明対策事業補助金	1,050
	・星空に優しい安全なまちづくりLED防犯灯設置等促進事業補助金	12,511
	・イクレイ日本年会費	420
	・トトリボーン！置き配ボックス設置事業補助金	2,300
	・トトリボーン！学生プラットフォーム運営補助金	3,600
	・トトリボーン！環境活動支援補助金	5,500
	・グリーン購入ネットワーク会費	20
	・自然エネルギー協議会会費	50
	・鳥取県環境推進企業協議会会費	10
	・海洋エネルギー資源開発促進日本海連合負担金	100
	・鳥取県水素エネルギー推進協議会負担金	3,423
	・鳥取県電源立地地域対策交付金	71,031
	・地域資源活用エネルギー導入推進事業(体制づくり・啓発支援)補助金	1,200
	・地域資源活用エネルギー導入推進事業(調査・計画策定支援)補助金	6,000
	・地域資源活用エネルギー導入推進事業(事業化支援)補助金	10,000
	・鳥取県小規模発電設備等導入推進補助金	62,358
	・鳥取スタイルPPAによる太陽光発電設備設置促進事業補助金	195,750
	・鳥取県企業の省エネ・再エネ推進補助金	17,000
	・鳥取県脱炭素人材育成支援補助金	1,100
	・鳥取県内産J-クレジット創出支援補助金	3,000
	・脱炭素コミュニケーター育成補助金	400
	・自動車のCO2排出量削減普及啓発補助金	500
	・鳥取県希少野生動植物保護管理事業補助金	2,250
	・生物多様性保全活動支援事業補助金	1,200
	・鳥取県特定外来生物早期防除活動等支援補助金	1,250
	・鳥取県特定外来生物防除活動推進事業補助金	1,000
	・ヒナを拾わないでキャンペーン協賛金	15
	・大山山岳環境保全協議会負担金	2,306
	・鳥取県立自然公園施設整備事業補助金	2,500
	・わかさ氷ノ山・山フェス実行委員会負担金	800
	・(一財)全国山の日協議会負担金	30
	・日本みどりのプロジェクト推進協議会負担金	100
	・鳥取県国立公園清掃活動費補助金	2,720
	・(公社)日本山岳ガイド協会公認ガイド資格取得支援事業補助金	900
	・鳥取砂丘ビジターセンター管理運営協議会負担金	32,620
	・鳥取砂丘景観保全再生事業負担金	30,487
	・自然共生サイト保全活動推進事業補助金	4,500
	・自然観察会等への支援補助金	1,000
	・フードドライブ支援補助金	200
	・Let's4R実践活動推進補助金	1,598
	・プラスチック資源分別回収支援補助金	3,000
	・「とっとりプラごみゼロ」チャレンジ事業補助金	2,650
	・(公財)鳥取県環境管理事業センター整備事業費補助金	643,069
	・(公財)鳥取県環境管理事業センター運営費補助金	42,622

項		目	金額(千円)等
		・産業廃棄物処理施設周辺整備事業交付金	314,489
		・鳥取県不法投棄廃棄物処理事業補助金	901
		・全国環境衛生・廃棄物関係課長会負担金	7
		・鳥取県浄化槽設置推進事業費補助金	48,728
		・鳥取県浄化槽設置推進基金造成事業費補助金	978
		・鳥取県浄化槽最適化設置推進事業費補助金	10,488
		・全国金属鉱業振興対策協議会負担金	50
		・鳥取県休廃止鉱山鉱害防止事業費補助金	1,198
		・湖山池環境モニタリング委員会運営高速道路代負担金	10
		・みんなで守る湖沼の自然環境保全推進事業補助金	2,000
		・こどもラムサール交流事業補助金	300
		・鳥取県持続可能な地下水利用協議会負担金	60
	貸付金	・産業廃棄物管理型処分場整備資金貸付金	352,305
		・産業廃棄物処理施設確保資金貸付金	13,136
	積立金	・鳥取県産業廃棄物適正処理基金積立	6,419
	寄付金	・鳥取大学奨学寄附金	8,930
3項 保健所費			
1目 保健所費			
	給料	・一般職員	52人
	報酬	・会計年度任用職員	7人
6款 農林水産業費			
3項 農地費			
2目 土地改良費			
	給料	・一般職員	1人
	負担金、補助及び交付金	・鳥取県農業集落排水事業補助金	81,900
7款 商工費			
2項 工鉱業費			
1目 工鉱業総務費			
	給料	・一般職員	2人
4目 計量検定費			
	負担金、補助及び交付金	・都道府県計量行政協議会会費	16
3項 観光費			
1目 観光費			
	負担金、補助及び交付金	・鳥取県山陰海岸ジオパーク魅力活用総合補助金	20,886
		・鳥取県山陰海岸ジオパーク補助金	1,500
		・山陰海岸ジオパーク推進協議会負担金	6,602
		・鳥取県ミュージアム・ネットワーク負担金	2
8款 土木費			
1項 土木管理費			
1目 土木総務費			
	給料	・一般職員	5人
4目 建築指導費			
	報酬	・鳥取県建築審査会委員	5人
		・鳥取県建築士審査会委員	5人
		・鳥取県耐震耐力壁認定審査会委員	5人
	負担金、補助及び交付金	・鳥取県震災に強いまちづくり促進事業補助金	155,658
		・鳥取県耐震化支援環境整備事業補助金	400

項		目	金額(千円)等
		・感震ブレーカー設置事業補助金	6,000
		・アスベスト撤去支援事業補助金	25,000
		・鳥取県福祉のまちづくり推進事業補助金	6,560
		・全国建築審査会協議会負担金	48
		・日本建築行政会議負担金	450
		・全国被災建築物応急危険度判定協議会負担金	45
		・宅地建物取引業法主管者協議会負担金	18
		・資格取得支援助成金	100
5項 都市計画費			
1目 都市計画総務費			
給料	・一般職員		9人
報酬	・鳥取県景観審議会委員		12人
	・鳥取県屋外広告物審議会委員		10人
	・鳥取県都市計画審議会委員		16人
	・鳥取県開発審査会委員		7人
負担金、補助及び交付金	・全国景観会議負担金		40
	・鳥取県広域景観形成支援事業補助金		4,200
	・鳥取県とつとりの美しい街なみづくり補助金		2,391
	・鳥取県公民連携まちづくり支援事業補助金		2,000
	・住宅市街地整備推進協議会会費		20
	・都市計画基本図作成業務負担金		1,271
	・(公財)都市計画協会負担金		266
	・(公社)街づくり区画整理協会負担金		61
	・被災宅地危険度判定連絡協議会負担金		27
3目 公園費			
給料	・一般職員		1人
報酬	・鳥取県生活環境部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会		4人
負担金、補助及び交付金	・(一社)日本公園緑地協会会費		100
	・中国「道の駅」連絡会会費		40
	・全国「道の駅」連絡会会費		20
	・地域緑化活動育成支援補助金		3,000
	・花と緑のまちづくり支援事業補助金		3,000
	・花と緑のフェア開催事業負担金		1,350
4目 下水道費			
負担金、補助及び交付金	・下水道協会会費		471
	・天神川流域下水道事業会計繰出金		90,744
6項 住宅費			
1目 住宅管理費			
給料	・一般職員		53人
報酬	・会計年度任用職員		13人
負担金、補助及び交付金	・国有資産等所在地市町村交付金		73,684
	・下水道・集落排水事業受益者負担金		112
	・鳥取県住宅供給公社職員共済費負担金		741

項 目		金額(千円)等
2目 住宅建設費		
報酬	・鳥取県公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会委員	4人
負担金、補助 及び交付金	・ケーブルテレビ加入負担金	2,307
	・水道負担金	2,946
	・公共住宅事業者等連絡協議会負担金	350
	・(一社)日本住宅協会負担金	18
	・とっとり住まいる支援事業補助金	269,917
	・鳥取県木造住宅生産事業者間連携支援事業補助金	4,000
	・鳥取県住宅新築資金等貸付助成補助金	33,861
	・鳥取県住宅確保要配慮者専用賃貸住宅等供給促進事業補助金	7,528
	・鳥取県居住支援協議会活動支援事業補助金	10,210
	・地域建築技能継承普及支援事業補助金	3,500
	・鳥取県木造住宅生産者団体活動支援事業補助金	2,500
	・「とっとり匠の技」活用リモデル事業補助金	2,000
	・とっとり未来型省エネ住宅特別促進事業補助金	58,080
	・とっとり健康省エネ住宅改修支援事業補助金	27,500
	・とっとり健康省エネ住宅改修スタートアップ支援事業補助金	2,000
貸付金	・個人住宅建設資金貸付金	51
投資及び 出資金	・被災者生活再建支援基金出捐金	296,162
積立金	・鳥取県被災者住宅再建支援基金積立金	85,937

継続費についての前前年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書

当初

款	項	事業名	全体計画						前前年度末までの支出額	前年度末までの支出(見込)額	当該年度支出予定額	当該年度末までの支出予定額	翌年度以降支出予定額	継続費の総額に対する進捗率
			年度	年割額	左の財源内訳			一般財源						
					特定財源									
					国庫支出金	地方債	その他							
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	%	
4衛生費	2環境衛生費	大山屋内駐車場泡消火設備改修工事費	7	138,030		124,000		14,030		138,030		138,030		40.2
			8	205,130				205,130			205,130	205,130		59.8
			計	343,160		124,000		219,160		138,030	205,130	343,160		100.0

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

当該年度提出に係る分

事 項	課 名	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				備 考	
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源		
							国庫支出金	地 方 債	そ の 他			
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円			
令和8年度 地域資源活用エネルギー導入推進事業補助	脱炭素社会推進課	補助金総額20,000千円を限度として、令和8年度に交付決定した額から令和8年度に交付した額を差し引いた額			令和9年度から令和10年度まで	限度額に同じ						
令和8年度 次世代自動車普及促進事業	脱炭素社会推進課	642			令和9年度から令和10年度まで	642					642	
令和8年度 氷ノ山自然ふれあい館管理運営事業	自然共生課	2,112			令和9年度から令和10年度まで	2,112					2,112	氷ノ山自然ふれあい館指定管理料
令和8年度 日本一の鳥取砂丘を守り育てる事業	自然共生課	14,334			令和9年度から令和10年度まで	14,334					14,334	鳥取砂丘ドローン巡視委託料
令和8年度 ネイチャーポジティブ推進事業補助	自然共生課	補助金総額7,500千円を限度として、令和8年度に交付決定した額から令和8年度に交付した額を差し引いた額			令和9年度	限度額に同じ						
令和8年度 ごみゼロ社会実現化県民プロジェクト事業	循環型社会推進課	174			令和9年度	174					174	AI需要予測システムの月額利用料
令和8年度 みんなで守ろう！持続可能な水循環事業	水環境保全課	2,500			令和9年度	2,500					2,500	水質源量調査(資料収集等)委託料
令和8年度 人と動物の共生社会推進事業	くらしの安心推進課	41,436			令和9年度から令和10年度まで	41,436					41,436	
令和8年度 都市公園管理費	まちづくり課	111,646			令和9年度から令和26年度まで	111,646					111,646	布勢総合運動公園及び東郷湖羽合臨海公園(北エリア、南エリア、日本海エリア)指定管理業務委託料(物価高騰対応、管理業務追加)
令和8年度 ぼうさいとっとり住宅耐震事業補助	住宅政策課	補助金総額72,593千円を限度として、令和8年度に交付決定した額から令和8年度に交付した額を差し引いた額			令和9年度	限度額に同じ						住宅の所有者等が行う耐震改修、建替え又は除却に係る費用及び、耐震診断義務付け対象建築物の所有者等が行う耐震改修、建替え又は除却に係る費用の助成費
令和8年度 県営住宅維持管理事業	住宅政策課	10,640			令和9年度から令和15年度まで	10,640					10,640	量水器の更新に伴うリース料
令和8年度 地域建築技能継承普及事業補助	住宅政策課	補助金総額2,000千円を限度として、令和8年度に交付決定した額から令和8年度に交付した額を差し引いた額			令和9年度	限度額に同じ						地域建築技能を活用した建築物の改修に係る経費の助成費
令和8年度 とっとり住まいる支援事業補助	住宅政策課	補助金総額111,271千円を限度として、令和8年度に交付決定した額から令和8年度に交付した額を差し引いた額			令和9年度	限度額に同じ						
令和8年度 とっとり健康省エネ住宅普及促進事業補助	住宅政策課	補助金総額115,500千円を限度として、令和8年度に交付決定した額から令和8年度に交付した額を差し引いた額			令和9年度	限度額に同じ						
令和8年度 非住宅NE-ST等普及促進モデル事業補助	住宅政策課	補助金総額19,500千円を限度として、令和8年度に交付決定した額から令和8年度に交付した額を差し引いた額			令和9年度	限度額に同じ						
令和8年度 大山自然歴史館管理運営事業	西部環境建築局	177,815			令和9年度から令和13年度まで	177,815					177,815	大山自然歴史館指定管理業務委託料

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調査

過年度議決済に係る分

事項	課名	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳				備考
			期間	金額	期間	金額	特定財源			一般財源	
							国庫支出金	地方債	その他		
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		
令和3年度 環境汚染等総合対策事業	環境立県 推進課	48,763	令和4年度から 令和7年度まで	20,436	令和8年度から 令和13年度まで	28,327				28,327	大気VOC濃縮分 析システムリース 料
令和7年度 地域資源活用エネル ギー導入推進事業補助	脱炭素社 会推進課	補助金総額25,000千円 を限度として、令和7年 度に交付決定した額か ら令和7年度に交付した 額を差し引いた額			令和8年度から 令和9年度まで	限度額に 同じ					
令和7年度 企業の脱炭素経営促進 事業	脱炭素社 会推進課	6,000			令和8年度から 令和9年度まで	6,000				6,000	県内産Jクレジット の創出支援に係 る補助
令和6年度 次世代自動車普及促進 事業	脱炭素社 会推進課	1,050	令和7年度	0	令和8年度から 令和13年度まで	1,050				1,050	県有施設EV急速 充電器運営委託
令和5年度 次世代自動車普及促進 事業	脱炭素社 会推進課	11,913	令和7年度	4,200	令和8年度から 令和12年度まで	7,713				7,713	EV充電器(花回廊・ ジオパーク)運営委 託費、小型EVリー ス料
令和4年度 電気自動車充電施設緊 急整備事業	脱炭素社 会推進課	4,800	令和5年度から 令和7年度まで	0	令和8年度から 令和12年度まで	4,800				4,800	
令和3年度 次世代自動車普及促進 事業	脱炭素社 会推進課	20,119	令和4年度から 令和7年度まで	8,250	令和8年度から 令和11年度まで	11,869				11,869	EV充電器(県庁「3 箇所」運営委託費、 EV-FCV公用車 リース料
令和3年度 電気自動車充電施設緊 急整備事業	脱炭素社 会推進課	4,800	令和4年度から 令和7年度まで	0	令和8年度から 令和11年度まで	4,800				4,800	
令和7年度 衛生環境研究所管理運 営費(庁舎管理等事業)	衛生環境 研究所	4,521			令和8年度から 令和10年度まで	4,521				4,521	一般廃棄物収集 運搬業務、植栽 管理業務
令和7年度 衛生環境研究所管理運 営費(分析機器整備事 業)	衛生環境 研究所	88,044			令和8年度から 令和17年度まで	88,044				88,044	試験検査及び調 査研究に使用す る分析機器の更 新に伴うリース料
令和6年度 衛生環境研究所管理運 営費	衛生環境 研究所	92,220	令和7年度	8,991	令和8年度から 令和16年度まで	83,229				83,229	試験検査及び調 査研究に使用す る分析機器等更 新に伴うリース料
令和5年度 衛生環境研究所管理運 営費	衛生環境 研究所	116,454	令和6年度から 令和7年度まで	32,078	令和8年度から 令和15年度まで	84,376	1,186			83,190	誘導結合プラズ マ質量分析装 置、原子吸光分 光光度計の機器 更新 清掃業務、機械 整備業務、照明 制御盤保守点検 業務委託料(令 和6年度から令和 8年度まで)
令和4年度 衛生環境研究所管理運 営費	衛生環境 研究所	58,062	令和5年度から 令和7年度まで	19,391	令和8年度から 令和14年度まで	38,671				38,671	誘導結合プラズ マ発光分光分析 装置、全有機炭 素計の機器更新
令和6年度 水ノ山自然ふれあい館 管理運営事業	自然共生 課	9,852	令和7年度	2,463	令和8年度から 令和10年度まで	7,389				7,389	水ノ山自然ふれ あい館指定管理 料(人件費増へ の対応)
令和5年度 水ノ山自然ふれあい館 管理運営事業	自然共生 課	221,925	令和6年度から 令和7年度まで	88,770	令和8年度から 令和10年度まで	133,155				133,155	水ノ山自然ふれ あい館指定管理 料
令和6年度 山陰海岸ジオパーク海 と大地の自然館運営費	自然共生 課	1,695	令和7年度	413	令和8年度から 令和9年度まで	1,282				1,282	山陰海岸ジオ パーク海と大地 の自然館の庭園 管理業務委託料
令和4年度 山陰海岸ジオパーク海 と大地の自然館事業費	自然共生 課	9,488	令和5年度から 令和7年度まで	6,099	令和8年度から 令和9年度まで	3,389				3,389	山陰海岸ジオ パーク海と大地 の自然館投影機 器等貸借及び 保守業務
令和7年度 管理型最終処分場設置 促進事業補助	循環型社 会推進課	補助金総額2,810,587千 円を限度として、令和7 年度に交付決定した額 から令和7年度に交付し た額を差し引いた額			令和8年度から 令和10年度まで	2,803,272		2,803,000		272	淀江処分場の建 設工事(1期)等 に係る補助
令和7年度 管理型最終処分場設置 促進事業貸付金	循環型社 会推進課	貸付金総額1,419,222千 円を限度として、令和7 年度に契約した額から 令和7年度に貸し付けた 額を差し引いた額			令和8年度から 令和10年度まで	1,214,969		911,000		303,969	淀江処分場の建 設工事(1期)等 に係る貸付
令和7年度 管理型最終処分場設置 促進事業交付金	循環型社 会推進課	交付金総額700,000千円 を限度として、令和7年 度に交付決定した額か ら令和7年度に交付した 額を差し引いた額			令和8年度から 令和10年度まで	600,000				600,000	周辺整備事業に 係る交付金

事項	課名	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳				備考
			期間	金額	期間	金額	特定財源			一般財源	
							国庫支出金	地方債	その他		
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
令和5年度 産業廃棄物適正処理推進事業	循環型社会推進課	13,024	令和6年度から 令和7年度まで	3,592	令和8年度から 令和9年度まで	3,592				3,592	産業廃棄物実態調査委託
令和7年度 三湖沼水質浄化対策推進事業	水環境保全課	638			令和8年度から 令和9年度まで	638				638	湖山池溶存酸素・塩化物イオン濃度観測システムにかかるWEBサイトおよびサーバの保守管理業務委託料
令和7年度 災害時給油所地下タンク製品備蓄促進支援事業	くらしの安心推進課	2,132			令和8年度から 令和11年度まで	2,132				2,132	
令和6年度 食肉衛生検査所管理運営事業	くらしの安心推進課	4,950	令和7年度	990	令和8年度から 令和11年度まで	3,960				3,960	食肉衛生システムの保守委託
令和4年度 動物譲渡情報促進事業	くらしの安心推進課	4,365	令和5年度から 令和7年度まで	2,757	令和8年度から 令和9年度まで	1,608				1,608	
令和元年度 ガスクロマトグラフシステム型質量分析計賃借料	くらしの安心推進課	47,646	令和2年度から 令和7年度まで	31,764	令和8年度から 令和10年度まで	15,882			2,370	13,512	
令和5年度 食品衛生指導事業	くらしの安心推進課	12,215	令和6年度から 令和7年度まで	4,886	令和8年度から 令和10年度まで	7,329				7,329	食品衛生台帳システム保守経費
令和6年度 消費生活センター事業費	消費生活センター	198	令和7年度	66	令和8年度から 令和9年度まで	132				132	消費生活センター等の廃棄物収集・運搬業務
令和7年度 東郷湖羽合臨海公園日本海エリアPark-PFI導入事業	まちづくり課	457,007			令和8年度から 令和26年度まで	457,007			25,156	431,851	指定管理業務委託料
令和7年度 都市公園管理費	まちづくり課	49,359			令和8年度から 令和10年度まで	39,649				39,649	布勢総合運動公園及び東郷湖羽合臨海公園(北エリア、南エリア)指定管理業務委託料(人件費高騰対応)
令和6年度 都市公園管理費	まちづくり課	136,676	令和7年度	34,030	令和8年度から 令和10年度まで	102,091				102,091	フィニッシュタイマー、陸上競技大会運営システム用機器のリース料、布勢総合運動公園、東郷湖羽合臨海公園(北エリア、南エリア)の指定管理料(人件費・物価高騰対応)
令和5年度 都市公園管理費	まちづくり課	2,344,552	令和6年度から 令和7年度まで	938,417	令和8年度から 令和10年度まで	1,405,665				1,405,665	布勢総合運動公園、東郷湖羽合臨海公園(北エリア、南エリア)の指定管理料
令和4年度 盛土等に係る斜面の安全確保推進事業	まちづくり課	1,750	令和5年度から 令和7年度まで	1,050	令和8年度から 令和9年度まで	700			700		盛土情報管理システム保守経費
令和7年度 県営住宅上粟島団地建替事業	住宅政策課	2,256,987			令和8年度から 令和13年度まで	2,256,987	1,128,492	1,120,000		8,495	
令和7年度 県営住宅維持管理事業	住宅政策課	19,421			令和8年度から 令和14年度まで	19,421			5,610	13,811	量水器の更新に伴うリース料、県営住宅管理システム関連機器のリース料
令和6年度 県営住宅維持管理費	住宅政策課	200,289	令和7年度	117,321	令和8年度から 令和16年度まで	82,968	17,028		11,793	54,147	量水器更新に伴うリース料、エレベーター保守点検業務委託、県営住宅管理システムの更新及び運用保守業務委託、県営住宅ふれあい団地の借上料
令和5年度 県営住宅維持管理費	住宅政策課	35,069	令和6年度から 令和7年度まで	26,710	令和8年度から 令和12年度まで	8,359			8,359		水道料金等使用料徴収業務委託、量水器取替及び賃借料
令和4年度 とっとり発ユニバーサルデザイン施設普及促進事業	住宅政策課	7,904	令和5年度から 令和7年度まで	4,415	令和8年度から 令和9年度まで	2,576				2,576	UDマップ保守運営費
令和4年度 県営住宅維持管理費	住宅政策課	10,479	令和5年度から 令和7年度まで	3,781	令和8年度から 令和11年度まで	6,698			6,698		県営住宅量水器取替及び賃貸借(B地区)
令和3年度 県営住宅維持管理費	住宅政策課	14,077	令和4年度から 令和7年度まで	6,419	令和8年度から 令和10年度まで	7,658			7,658		県営住宅量水器取替及び賃貸借

令和8年度鳥取県天神川流域下水道事業会計予算説明資料(議案第17号)

水環境保全課

1 事業の目的

天神川流域の市町(倉吉市、三朝町、湯梨浜町、北栄町)の下水道により排除される下水を受けて、これを処理することにより、都市の健全な発展及び環境衛生の向上を図るとともに、公共用水域の水質の保全に資する。

2 主な事業内容

(1)天神川流域下水道の管理運営

天神川流域下水道の管理業務を指定管理者(公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社)へ委託して行う。

- ・流域下水道の運転に関する業務
- ・流域下水道の施設、設備及び備品の維持管理並びにこれらの修繕に関する業務
- ・その他流域下水道の管理運営に関する業務

(2)天神川流域下水道の整備

- ・天神川流域下水道の終末処理場等の整備
- ・ライフサイクルコスト最小化の観点を取り入れた計画的な改築及び維持管理の実施

3 予算実施計画

(単位:千円)

区 分		本 年 度	前 年 度	比 較	説 明												
収 益 的	(款)流域下水道事業収益	1,448,069	1,451,155	△ 3,086													
	(項)営業収益	732,564	740,016	△ 7,452													
	(目)管理事業費負担金	732,564	740,016	△ 7,452	流入予定量6,783千m ³ 、負担金単価108円/m ³												
	(項)営業外収益	672,339	671,755	584													
	(目)受取利息	638	298	340													
	(目)他会計補助金	13,808	12,774	1,034	交付税措置相当分、減価償却費(不課税支出)に充当(特定収入以外)												
	(目)資本費繰入収益	52,310	54,520	△ 2,210													
	(目)長期前受金戻入	589,512	584,249	5,263													
	(目)雑収益	9,232	15,340	△ 6,108	行政財産使用料、国庫補助金等												
	(目)消費税及び地方消費税還付金	6,839	4,574	2,265													
(項)特別利益	43,166	39,384	3,782	ウォーターPPPアドバイザー市町負担金等													
収 入	(款)流域下水道事業費用	1,395,546	1,361,998	33,548													
	(項)営業費用	1,334,398	1,305,156	29,242													
	(目)処理場費	594,945	558,081	36,864	経費の主なもの <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>予算額</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>委託料</td> <td>574,840</td> <td>流域下水道指定管理料</td> </tr> <tr> <td></td> <td>14,744</td> <td>WPPPアドバイザー</td> </tr> <tr> <td>修繕費</td> <td>5,000</td> <td>緊急修繕費</td> </tr> </table>	区分	予算額	備考	委託料	574,840	流域下水道指定管理料		14,744	WPPPアドバイザー	修繕費	5,000	緊急修繕費
	区分	予算額	備考														
	委託料	574,840	流域下水道指定管理料														
		14,744	WPPPアドバイザー														
	修繕費	5,000	緊急修繕費														
	(目)ポンプ場費	1,000	2,000	△ 1,000	経費の主なもの <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>予算額</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>修繕費</td> <td>1,000</td> <td>緊急修繕費</td> </tr> </table>	区分	予算額	備考	修繕費	1,000	緊急修繕費						
	区分	予算額	備考														
	修繕費	1,000	緊急修繕費														
(目)管渠費	12,322	18,366	△ 6,044	経費の主なもの <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>予算額</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>修繕費</td> <td>11,000</td> <td>管路施設補修工事等</td> </tr> </table>	区分	予算額	備考	修繕費	11,000	管路施設補修工事等							
区分	予算額	備考															
修繕費	11,000	管路施設補修工事等															
(目)総係費	22,771	22,297	474	<table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>予算額</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>人件費</td> <td>18,709</td> <td>職員2名分+委員報酬</td> </tr> <tr> <td>委託料</td> <td>858</td> <td>会計システム保守</td> </tr> </table>	区分	予算額	備考	人件費	18,709	職員2名分+委員報酬	委託料	858	会計システム保守				
区分	予算額	備考															
人件費	18,709	職員2名分+委員報酬															
委託料	858	会計システム保守															
(目)減価償却費	691,850	680,668	11,182														
(目)資産減耗費	11,510	23,744	△ 12,234														
(項)営業外費用	17,982	17,458	524														
(目)支払利息	17,982	17,458	524	企業債利息等													
(目)雑支出	0	0	0														
(項)特別損失	43,166	39,384	3,782	ウォーターPPPアドバイザー市町分													
差 引	52,523	89,157	△ 36,634														

(単位:千円)

区 分		本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
資 本 的 収 入	(款)資本的収入	438,626	637,117	△ 198,491	
	(項)企業債	85,000	93,000	△ 8,000	
	(目)企業債	85,000	93,000	△ 8,000	建設改良事業充当
	(項)国庫補助金	232,000	391,500	△ 159,500	
	(目)国庫補助金	232,000	391,500	△ 159,500	建設改良事業充当
	(項)建設事業費負担金	97,000	116,750	△ 19,750	
	(目)建設事業費負担金	97,000	116,750	△ 19,750	建設改良事業充当
	(項)他会計負担金	12,000	23,750	△ 11,750	
	(目)他会計負担金	12,000	23,750	△ 11,750	建設改良事業充当
	(項)他会計補助金	12,626	12,117	509	
(目)他会計補助金	12,626	12,117	509	企業債償還金充当(交付税措置相当分)	
収 入 支 出	(款)資本的支出	672,953	867,909	△ 194,956	
	(項)建設改良費	427,519	628,435	△ 200,916	
	(目)処理場建設改良費	366,000	605,000	△ 239,000	
	(目)管渠建設改良費	60,000	20,000	40,000	
	(目)有形固定資産購入費	1,519	3,435	△ 1,916	
	(項)企業債償還金	101,434	95,474	5,960	
	(目)企業債償還金	101,434	95,474	5,960	
	(項)他会計借入金償還金	144,000	144,000	0	
	(目)他会計借入金償還金	144,000	144,000	0	
	差 引	△ 234,327	△ 230,792	△ 3,535	補てん財源 消費税資本的収支調整額 1,824 当年度分損益勘定留保資金 113,848 利益剰余金処分額 118,655

4 その他

天神川流域下水道指定管理料の増額について

- ・令和8年度 118,526千円
- ・令和9～10年度 54,953千円(債務負担行為)

【参考】指定管理料の見直しの考え方

- ・人件費 :各年度の民間給与実態調査等を基に積算した人件費が、予算設定時(再算定を行った場合は再算定時)と比較して施設ごとに±3%以上の増減があった場合、再算定を行う。
- ・物件費等: 予算設定時(再算定を行った場合は再算定時)と比較して、鳥取市物価指数に±3%以上の増減があった場合、再算定を行う。
- ・光熱費 :物価指数等を考慮して算定した額を毎年度別枠で措置する。

令和8年度鳥取県天神川流域下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和8年4月1日から令和9年3月31日まで)

(単位:千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	50,699
減価償却費	691,850
固定資産除却損	11,400
引当金の増減額 (△は減少)	28
長期前受金戻入額	△ 589,512
受取利息及び受取配当金	△ 638
支払利息及び企業債取扱諸費	17,982
未収金の増減額 (△は増加)	△ 6,839
未払金の増減額 (△は減少)	△ 117,537
未払費用の増減額 (△は減少)	0
前払金の増減額 (△は増加)	0
預り金の増減額 (△は減少)	0
その他流動資産の増減額 (△は増加)	0
その他流動負債の増減額 (△は減少)	0
小計	57,433
利息及び配当金の受取額	638
利息及び企業債取扱諸費の支払額	△ 17,982
業務活動によるキャッシュ・フロー	40,089
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 388,654
国庫補助金等による収入	210,909
建設事業費負担金による収入	88,182
一般会計からの繰入金による収入	22,387
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 67,176
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	85,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 101,434
建設改良費等の財源に充てるための他会計借入金の返済による支出	△ 144,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 160,434
資金増加額 (又は減少額)	△ 187,521
資金期首残高	771,720
資金期末残高	584,199

給 与 費 明 細 書

1 総 括

区 分	職 員 数			給 与 費				法定福利費	合計	
	特別職*	一般職	計	報酬*	給料	手当	計			
	(人)	(人)	(人)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
本 年 度	損益勘定支弁職員	5	2	7	55	8,502	7,345	15,902	2,807	18,709
	資本勘定支弁職員									
	合 計	5	2	7	55	8,502	7,345	15,902	2,807	18,709
前 年 度	損益勘定支弁職員	0	2	2	0	8,371	6,949	15,320	2,998	18,318
	資本勘定支弁職員									
	合 計	0	2	2	0	8,371	6,949	15,320	2,998	18,318
比 較	損益勘定支弁職員	5	0	5	55	131	396	582	△ 191	391
	資本勘定支弁職員									
	合 計	5	0	5	55	131	396	582	△ 191	391
手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当	時間外勤務手当	期末手当	勤勉手当	通勤手当	特殊勤務手当	住居手当	単身赴任手当	
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
	本 年 度	624	1,843	1,966	1,422	310	0	700	0	
	前 年 度	552	2,290	1,912	1,387	55	0	273	0	
	比 較	72	△ 447	54	35	255	0	427	0	
	区 分	児童手当								
		(千円)								
本 年 度	480									
前 年 度	480									
比 較	0									

※特別職は、すべて附属機関である指定管理施設運営評価委員会の委員であり、報酬はその委員に対するものである。

2 一般職員の給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明 (千円)	備 考	
給 料	131	1 昇給に伴う 増加分	73	(1) 本年度昇給発令に係る 所要額	平均昇給率 (昇給期) 4月
		2 その他の 増減分	58	(1) 新陳代謝等に係る増減分	0.87% (人数) 2人
職 員 手 当	396	1 その他の 増減分	396	(1) 新陳代謝等に係る増減分	

3 一般職員の給料及び職員手当の状況

(1) 職員1人当たり給与

区 分		行 政 職
令和8年1月1日現在	平均給料月額(円)	317,750
	平均給与月額(円)	366,210
	平均年齢(歳)	37.5
令和7年1月1日現在	平均給料月額(円)	322,950
	平均給与月額(円)	429,883
	平均年齢(歳)	41.0

(2) 初任給

区 分		行 政 職	(円)
高	校 卒		206,700
大	学 卒		237,600
一般会計の制度	高 校 卒		206,700
	大 学 卒		237,600

(3) 級別職員数

区分	行 政 職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和8年1月1日現在	1 級		
	2 級	1	50.0
	3 級		
	4 級		
	5 級	1	50.0
	6 級		
	7 級		
	8 級		
	9 級		
	計	2	100.0
令和7年1月1日現在	1 級		
	2 級	1	50.0
	3 級		
	4 級	1	50.0
	5 級		
	6 級		
	7 級		
	8 級		
	9 級		
	計	2	100.0

(級別の基準となる職務)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
行 政 職	主事又は技師の職務	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務	係長の職務	本庁(地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき設置される知事の直近下位の内部組織並びに当該内部組織の下に設けられる局(局に相当するものを含む。))及び課(課に相当するものを含む。))をいう。)の課長補佐の職務	困難な業務を行う本庁の課長補佐の職務	本庁の課長の職務	困難な業務を行う本庁の課長の職務	本庁の次長の職務	本庁の部長の職務

(4) 昇給

区 分		行 政 職	
本年度	職 員 数 (A) (人)	2	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	2	
	号給数別内訳	1号給 (人)	
		2号給 (人)	
		3号給 (人)	
		4号給 (人)	2
		5号給 (人)	
比 率 (B) / (A) (%)	100.0		
前年度	職 員 数 (A) (人)	2	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	2	
	号給数別内訳	1号給 (人)	
		2号給 (人)	
		3号給 (人)	
		4号給 (人)	2
		5号給 (人)	
比 率 (B) / (A) (%)	100.0		

(5) 特殊勤務手当

区分	行政職	
給料総額に対する比率 (%)	0.2	
支給対象職員の比率 (%) (令和8年1月1日現在)	50.0	
代表的な特殊勤務手当の名称	支給額の多いもの	防疫等業務手当
	支給対象職員の比率の高いもの	防疫等業務手当

(6) 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
本 年 度	2.225	2.225	4.450	有	
前 年 度	2.175	2.275	4.450	有	
一般会計の制度	2.225	2.225	4.450	有	

(7) 定年退職及び勧奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最 高 限 度 (月分)	そ の 他 の 加 算 措 置 等	備 考
支給率等	24.5869	33.2708	47.7090	47.7090	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)	退職手当は、基本額と調整額から構成され、調整額は給料表、職務の級等に応じ決定される。
一般会計の制度 (支給率等)	24.5869	33.2708	47.7090	47.7090	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)	退職手当は、基本額と調整額から構成され、調整額は給料表、職務の級等に応じ決定される。

(8) その他の手当

区 分	一般会計の制度との異同	差異の内容
扶 養 手 当	同 じ	-
住 居 手 当	同 じ	-
通 勤 手 当	同 じ	-

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

当該年度提出に係る分

事 項	課名	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				備考
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源	
							国庫支出金	地方債	その他		
令和8年度 天神浄化センター水処 理設備改築	水環境保 全課	千円 486,000		千円	令和9年度	千円 486,000	千円 322,000	千円 82,000	千円 82,000	千円	
令和8年度 天神川流域下水道指 定管理料	水環境保 全課	54,953			令和9年度から 令和10年度まで	54,953			54,953		
令和8年度 県内上下水道会計財 務会計システム共同発 注事業	水環境保 全課	15,418			令和9年度から 令和15年度まで	15,418		7,000	8,418		
令和8年度 ウォーターPPP実施方 針策定及び事業者選定 等支援事業	水環境保 全課	18,870			令和9年度から 令和10年度まで	18,870			18,870		

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	課名	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				備考
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源	
							国庫支出金	地方債	その他		
令和5年度 流量計遠方監視システム 保守点検業務委託	水環境保全課	千円 2,795	令和6年度から 令和7年度まで	千円 1,118	令和8年度から 令和10年度まで	千円 1,677	千円	千円	千円	千円	
令和5年度 公営企業会計システム 保守委託	水環境保全課	4,290	令和6年度から 令和7年度まで	1,716	令和8年度から 令和10年度まで	2,574			2,574		
令和5年度 天神川流域下水道指 定管理料	水環境保全課	2,190,604	令和6年度から 令和7年度まで	876,301	令和8年度から 令和10年度まで	1,314,303			1,314,303		
令和6年度 天神川流域下水道指 定管理料	水環境保全課	71,229	令和7年度	17,888	令和8年度から 令和10年度まで	53,341			53,341		

令和8年度鳥取県天神川流域下水道事業予定貸借対照表(当年度分)

(令和9年3月31日)

(単位:千円)

資 産 の 部			負 債 の 部		
1 固 定 資 産			3 固 定 負 債		
(1) 有 形 固 定 資 産			(1) 企 業 債		1,376,995
イ 土 地		989,596	(2) 他 会 計 借 入 金		432,835
ロ 建 物	1,997,066		(3) 預 り 金		0
減 価 償 却 累 計 額	550,621	1,446,445	固 定 負 債 合 計		1,809,830
ハ 構 築 物	8,989,681		4 流 動 負 債		
減 価 償 却 累 計 額	2,756,753	6,232,928	(1) 企 業 債		111,690
ニ 機 械 及 び 装 置	4,729,131		(2) 他 会 計 借 入 金		144,000
減 価 償 却 累 計 額	1,388,055	3,341,076	(3) 未 払 金		270,373
ホ 車 両 及 び 運 搬 具	2,006		(4) 引 当 金		1,129
減 価 償 却 累 計 額	570	1,436	流 動 負 債 合 計		527,192
ヘ 工 具、器 具 及 び 備 品	38,117		5 繰 延 収 益		
減 価 償 却 累 計 額	25,258	12,859	(1) 長 期 前 受 金		
ト 建 設 仮 勘 定		317,723	イ 国 庫 補 助 金	9,949,166	
有 形 固 定 資 産 合 計		12,342,063	収 益 化 累 計 額	2,943,250	7,005,916
(2) 無 形 固 定 資 産			ロ 建 設 事 業 費 負 担 金	2,988,787	
イ ソ フ ト ウ ェ ア		0	収 益 化 累 計 額	849,810	2,138,977
無 形 固 定 資 産 合 計		0	ハ 他 会 計 負 担 金	70,747	
(3) 投 資 そ の 他 の 資 産			収 益 化 累 計 額	7,101	63,646
イ 出 資 金		1,500	ニ 他 会 計 補 助 金	64,798	
投 資 そ の 他 の 資 産 合 計		1,500	収 益 化 累 計 額	54,260	10,538
固 定 資 産 合 計		12,343,563	繰 延 収 益 合 計		9,219,077
2 流 動 資 産			負 債 合 計		11,556,099
(1) 現 金 預 金		584,199	資 本 の 部		
(2) 未 収 金		6,839	6 資 本 金		61,932
流 動 資 産 合 計		591,038	7 剰 余 金		
			(1) 資 本 剰 余 金		
			イ 国 庫 補 助 金		575,941
			ロ 建 設 事 業 費 負 担 金		192,165
			ハ 受 贈 財 産 評 価 額		29,324
			資 本 剰 余 金 合 計		797,430
			(2) 利 益 剰 余 金		
			イ 当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金		519,140
			利 益 剰 余 金 合 計		519,140
			剰 余 金 合 計		1,316,570
			資 本 合 計		1,378,502
資 産 合 計		12,934,601	負 債 資 本 合 計		12,934,601

令和7年度鳥取県天神川流域下水道事業予定損益計算書(前年度分)

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位:千円)

1 営業収益			
(1) 管理事業費負担金	689,561		
(2) 建設事業費負担金	0	689,561	
2 営業費用			
(1) 処理場費	472,294		
(2) ポンプ場費	0		
(3) 管渠費	15,744		
(4) 総係費	20,003		
(5) 減価償却費	662,080		
(6) 資産減耗費	23,740	1,193,861	
営業損失			△ 504,300
3 営業外収益			
(1) 受取利息	650		
(2) 他会計負担金	0		
(3) 他会計補助金	12,534		
(4) 資本費繰入収益	54,520		
(5) 長期前受金戻入	563,382		
(6) 雑収益	15,579	646,665	
4 営業外費用			
(1) 支払利息	17,361		
(2) 雑支出	0	17,361	629,304
經常利益			125,004
5 特別利益			
(1) その他特別利益	31,421	31,421	
6 特別損失			
(1) その他特別損失	31,421	31,421	0
当年度純利益			125,004
前年度繰越剰余金			343,437
その他の未処分利益			0
剰余金変動額			
当年度未処分利益			468,441
剰余金			

令和7年度鳥取県天神川流域下水道事業予定貸借対照表(前年度分)

(令和8年3月31日)

(単位:千円)

資 産 の 部			負 債 の 部		
1 固 定 資 産			3 固 定 負 債		
(1) 有 形 固 定 資 産			(1) 企 業 債		1,403,685
イ 土 地		989,596	(2) 他 会 計 借 入 金		576,835
ロ 建 物	1,997,066		(3) 預 り 金		0
減 価 償 却 累 計 額	471,961	1,525,105	固 定 負 債 合 計		1,980,520
ハ 構 築 物	8,888,072		4 流 動 負 債		
減 価 償 却 累 計 額	2,360,342	6,527,730	(1) 企 業 債		101,434
ニ 機 械 及 び 装 置	4,503,130		(2) 他 会 計 借 入 金		144,000
減 価 償 却 累 計 額	1,174,754	3,328,376	(3) 未 払 金		387,910
ホ 車 両 及 び 運 搬 具	2,006		(4) 引 当 金		1,101
減 価 償 却 累 計 額	285	1,721	流 動 負 債 合 計		634,445
ヘ 工 具、器 具 及 び 備 品	36,736		繰 延 収 益		
減 価 償 却 累 計 額	22,065	14,671	(1) 長 期 前 受 金		
ト 建 設 仮 勘 定		269,460	イ 国 庫 補 助 金	9,745,175	
有 形 固 定 資 産 合 計		12,656,659	収 益 化 累 計 額	2,492,587	7,252,588
(2) 無 形 固 定 資 産			ロ 建 設 事 業 費 負 担 金	2,902,683	
イ ソ フ ト ウ ェ ア		0	収 益 化 累 計 額	732,749	2,169,934
無 形 固 定 資 産 合 計		0	ハ 他 会 計 負 担 金	59,892	
(3) 投 資 そ の 他 の 資 産			収 益 化 累 計 額	3,603	56,289
イ 出 資 金		1,500	ニ 他 会 計 補 助 金	53,320	
投 資 そ の 他 の 資 産 合 計		1,500	収 益 化 累 計 額	45,020	8,300
固 定 資 産 合 計		12,658,159	繰 延 収 益 合 計		9,487,111
2 流 動 資 産			負 債 合 計		12,102,076
(1) 現 金 預 金		771,720	資 本 の 部		
(2) 未 収 金		0	6 資 本 金		61,932
流 動 資 産 合 計		771,720	7 剰 余 金		
			(1) 資 本 剰 余 金		
			イ 国 庫 補 助 金		575,941
			ロ 建 設 事 業 費 負 担 金		192,165
			ハ 受 贈 財 産 評 価 額		29,324
			資 本 剰 余 金 合 計		797,430
			(2) 利 益 剰 余 金		
			イ 当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金		468,441
			利 益 剰 余 金 合 計		468,441
			剰 余 金 合 計		1,265,871
			資 本 合 計		1,327,803
			負 債 資 本 合 計		13,429,879
資 産 合 計		13,429,879			

注記

I. 重要な会計方針

令和2年度から鳥取県天神川流域下水道事業に地方公営企業法を適用し、地方公営企業会計基準に則した財務諸表等を作成する。

1 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

- ・ 減価償却の方法

定額法

- ・ 主な耐用年数

建物 8～50年

構築物 10～50年

機械及び装置 6～20年

車輛及び運搬具 4～6年

工具、器具及び備品 4～20年

(2) 無形固定資産

- ・ 減価償却の方法

定額法

- ・ 主な耐用年数

ソフトウェア 5年

2 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

職員の退職手当の支給は一般会計で負担するため、計上していない。

(2) 賞与引当金

職員の期末手当・勤勉手当の支給に備えるため、当該年度末における支給見込額に基づき、当該事業年度の負担に属する額を計上している。

3 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式による。

II. セグメント情報の開示

単一の事業を運営しているため、セグメントは設けていない。

III. その他

1 賞与引当金の取崩し

当年度において、職員の期末・勤勉手当のうち、前年度12月から3月までの4か月分の負担に属する額を支出するため、賞与引当金(令和7年度1,022千円、令和8年度1,101千円)を取り崩している。

条 例 名 等	鳥取県犯罪被害者等に対する支援金の交付に関する条例																				
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 犯罪被害者等基本法及び鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例の基本理念にのっとり、犯罪被害者等に対し、県及び県内市町村が拠出した基金を活用して支援金を交付するための措置を定めることにより、犯罪被害者等が受けた被害の軽減を図り、もって犯罪被害者等の権利利益の保護が図られる社会の実現に寄与することを目的とし、条例を制定する。</p> <p>2 概要 (1) 支援金の交付 ア 県は、犯罪被害者等に対し、予算の範囲内で次の表の左欄に掲げる支援金の種類に応じ、同表の中欄に掲げる者に対し、それぞれ同表の右欄に定める額以下の額を交付するものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種類</th> <th style="text-align: center;">対象者</th> <th style="text-align: center;">交付の上限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">死亡・重傷病緊急支援金</td> <td style="text-align: center;">死亡</td> <td>犯罪行為（人の生命又は身体を害する行為に限る。）により死亡した犯罪被害者の遺族</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">重傷病</td> <td>犯罪行為（人の生命又は身体を害する行為に限る。）により重傷病を負った犯罪被害者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">転居・防犯対策緊急支援金</td> <td>殺人、強盗、不同意性交、ストーカー行為その他の知事が別に定める犯罪に係る犯罪被害者又は当該犯罪の行われた時に同居していた親族その他の知事が別に定める関係者であって、犯罪被害に起因して転居又は防犯対策の強化が必要となったと認められるもの</td> <td>1の犯罪被害につき、20万円と転居又は防犯対策の強化に要する額のいずれか低い額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">生活維持緊急支援金</td> <td>犯罪被害に起因して生計の維持が一時的に困難となったと認められる犯罪被害者等</td> <td>1の犯罪被害につき、30万円と犯罪被害の額に相当する額のいずれか低い額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">再提訴等支援金</td> <td>犯罪行為（人の生命又は身体を害する行為に限る。）により死亡した犯罪被害者の遺族又は重傷病を負った犯罪被害者であって、当該犯罪行為を行った者又はその関係者に対する損害賠償請求権の債務名義につき、その時効を更新するため再度の訴訟を提起する者等</td> <td>1の訴訟につき33万円と裁判所に納付した手数料等の費用に相当する額のいずれか低い額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">遺児等支援金</td> <td>犯罪行為（人の生命又は身体を害する行為に限る。）により死亡し、又は重度の障がいを負った犯罪被害者の子、兄弟姉妹その他の知事が別に定める関係者である児童</td> <td>児童1人1年につき、当該児童の年齢等に応じ知事が別に定める額</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ アに定めるもののほか、支援金の交付の対象者、額、交付の申請その他の手続その他交付に関し必要な事項は、参加市町村と協議の上、知事が別に定めるものとする。</p>	種類	対象者	交付の上限	死亡・重傷病緊急支援金	死亡	犯罪行為（人の生命又は身体を害する行為に限る。）により死亡した犯罪被害者の遺族	重傷病	犯罪行為（人の生命又は身体を害する行為に限る。）により重傷病を負った犯罪被害者	転居・防犯対策緊急支援金	殺人、強盗、不同意性交、ストーカー行為その他の知事が別に定める犯罪に係る犯罪被害者又は当該犯罪の行われた時に同居していた親族その他の知事が別に定める関係者であって、犯罪被害に起因して転居又は防犯対策の強化が必要となったと認められるもの	1の犯罪被害につき、20万円と転居又は防犯対策の強化に要する額のいずれか低い額	生活維持緊急支援金	犯罪被害に起因して生計の維持が一時的に困難となったと認められる犯罪被害者等	1の犯罪被害につき、30万円と犯罪被害の額に相当する額のいずれか低い額	再提訴等支援金	犯罪行為（人の生命又は身体を害する行為に限る。）により死亡した犯罪被害者の遺族又は重傷病を負った犯罪被害者であって、当該犯罪行為を行った者又はその関係者に対する損害賠償請求権の債務名義につき、その時効を更新するため再度の訴訟を提起する者等	1の訴訟につき33万円と裁判所に納付した手数料等の費用に相当する額のいずれか低い額	遺児等支援金	犯罪行為（人の生命又は身体を害する行為に限る。）により死亡し、又は重度の障がいを負った犯罪被害者の子、兄弟姉妹その他の知事が別に定める関係者である児童	児童1人1年につき、当該児童の年齢等に応じ知事が別に定める額
種類	対象者	交付の上限																			
死亡・重傷病緊急支援金	死亡	犯罪行為（人の生命又は身体を害する行為に限る。）により死亡した犯罪被害者の遺族																			
	重傷病	犯罪行為（人の生命又は身体を害する行為に限る。）により重傷病を負った犯罪被害者																			
転居・防犯対策緊急支援金	殺人、強盗、不同意性交、ストーカー行為その他の知事が別に定める犯罪に係る犯罪被害者又は当該犯罪の行われた時に同居していた親族その他の知事が別に定める関係者であって、犯罪被害に起因して転居又は防犯対策の強化が必要となったと認められるもの	1の犯罪被害につき、20万円と転居又は防犯対策の強化に要する額のいずれか低い額																			
生活維持緊急支援金	犯罪被害に起因して生計の維持が一時的に困難となったと認められる犯罪被害者等	1の犯罪被害につき、30万円と犯罪被害の額に相当する額のいずれか低い額																			
再提訴等支援金	犯罪行為（人の生命又は身体を害する行為に限る。）により死亡した犯罪被害者の遺族又は重傷病を負った犯罪被害者であって、当該犯罪行為を行った者又はその関係者に対する損害賠償請求権の債務名義につき、その時効を更新するため再度の訴訟を提起する者等	1の訴訟につき33万円と裁判所に納付した手数料等の費用に相当する額のいずれか低い額																			
遺児等支援金	犯罪行為（人の生命又は身体を害する行為に限る。）により死亡し、又は重度の障がいを負った犯罪被害者の子、兄弟姉妹その他の知事が別に定める関係者である児童	児童1人1年につき、当該児童の年齢等に応じ知事が別に定める額																			

(2) 基金の積立て

ア 基金として積み立てる額は、県及び参加市町村が拠出する額並びに県民等から収受した寄付金等の合計額とする。

イ 参加市町村が拠出すべき額は、参加市町村に協議して知事が別に定めるものとし、県が拠出すべき額は、参加市町村が拠出する額の合計額に相当する額とする。

(3) この条例で定める制度に参加しようとする市町村は、参加する年度の前年度の末日までに、その旨を知事に申し出なければならないものとする。

(4) その他制度の運用について必要な事項を定める。

3 施行期日

ア 施行期日は、公布の日とする(1)イ、(2)イ及び(3)並びにイの一部に関する事項を除き、令和8年4月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

ウ 鳥取県基金条例について、所要の規定の整備を行う。

鳥取県犯罪被害者等に対する支援金の交付に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）及び鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例（平成20年鳥取県条例第44号）の基本理念にのっとり、犯罪被害者等に対し、県及び県内市町村が拠出した基金を活用して支援金を交付するための措置を定めることにより、犯罪被害者等が受けた被害の軽減を図り、もって犯罪被害者等の権利利益の保護が図られる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 日本国における刑罰法令に規定する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）その他これに準ずるものとして知事が別に定める行為
- (2) 犯罪被害者 犯罪行為により被害を受けた者（法人その他の団体を除く。）で参加市町村（第6条第1項の規定による参加の申出をした市町村（同条第4項の規定による脱退の届出をした市町村を除く。）をいう。以下同じ。）に住所を有するもの及びこれに準ずるものとして知事が別に定める者をいう。
- (3) 犯罪被害者等 犯罪被害者並びに犯罪被害者の親族その他の知事が別に定める関係者で参加市町村に住所を有するもの及びこれに準ずるものとして知事が別に定める者をいう。
- (4) 重傷病 負傷若しくは疾病が治り、又はその症状が固定する前における当該負傷又は疾病に係る被害であって、当該負傷又は疾病の療養の期間が1月以上に及び、又は及ぶと認められるものをいう。
- (5) 重度の障がい 負傷又は疾病が治ったとき（その症状が固定したときを含む。）における身体上又は精神上の障がい知事が別に定める程度のものをいう。
- (6) 児童 次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 満18歳に達する日以降最初の3月31日までの間にある者
 - イ 満20歳に達する日以降最初の3月31日までの間にある者（アに該当する者を除く。）であって、高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程その他これらに相当するものとして知事が別に定めるものに在籍している者

(支援金の交付)

第3条 県は、第1条の目的を達成するため、予算の範囲内で、犯罪被害者等に対して、次の各号に掲げる支援金（以下「支援金」という。）を交付する。

- (1) 死亡・重傷病緊急支援金
- (2) 転居・防犯対策緊急支援金
- (3) 生活維持緊急支援金
- (4) 再提訴等支援金
- (5) 遺児等支援金

2 支援金は、別表の左欄に掲げる支援金の種類に応じ、同表の中欄に掲げる者に対し、それぞれ同表の右欄に定める額以下の額を交付する。

3 前項に定めるもののほか、支援金の交付の対象者、額、交付の申請その他の手続その他交付に関し必要な事項は、参加市町村と協議の上、知事が別に定める。

4 県は、犯罪行為を行った者又はその関係者から第1項第2号又は第4号に掲げる支援金に相当する損害（訴訟費用を含む。）の填補又は賠償が当該支援金の交付を受けた者（以下この項において「既交付者」という。）にされたときは、知事が別に定めるところにより、既交付者に対し、当該支援金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(基金の積立て)

第4条 鳥取県基金条例（平成19年鳥取県条例第10号）第2条第1項の規定により設置された鳥取県犯罪被害者等支援基金（以下「基金」という。）として積み立てる額は、県及び参加市町村が拠出する額並びに県民等か

ら収受した寄付金等の合計額とする。

2 参加市町村が拠出すべき額は、参加市町村に協議して知事が別に定めるものとし、県が拠出すべき額は、参加市町村が拠出する額の合計額に相当する額とする。

(参加市町村への報告)

第5条 知事は、毎年度、基金の管理及び処分の状況を参加市町村に報告するものとする。

(参加の申出等)

第6条 この条例で定める制度（以下「犯罪被害者等支援制度」という。）に参加しようとする市町村は、参加する年度の前年度の末日までに、その旨を知事に申し出なければならない。

2 県及び参加市町村は、毎年5月31日までに、第4条第2項の規定による県又は当該参加市町村が拠出すべき額のうち、当該年度に拠出する額を基金に拠出しなければならない。

3 新たに第1項の申出を行う市町村が当該申出をした年度の翌年度以降に基金に拠出すべき額は、第4条第2項の規定にかかわらず、既に参加している参加市町村との均衡を考慮して、参加市町村に協議して知事が定める額とする。

4 犯罪被害者等支援制度から脱退しようとする参加市町村は、脱退する年度の前年度の末日までに、その旨を知事に届け出なければならない。

5 前項の届出をした市町村には、当該市町村が拠出した額の範囲内において参加市町村に協議して知事が定める額を基金から返還するものとする。

6 市町村の廃置分合又は境界変更があった場合における犯罪被害者等支援制度上の地位の承継、基金に拠出すべき額の特例その他必要な事項は、参加市町村に協議して知事が別に定める。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第3条第3項、第4条第2項及び第6条第1項並びに附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第3条第1項第1号から第3号までの規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われた犯罪行為について適用する。

3 第3条第1項第4号の規定は、施行日以後にする別表の再提訴等支援金の項中欄に規定する訴訟の提起について適用する。

(基金への拠出の用途)

4 この条例の施行後5年を経過する日までに県及び参加市町村が基金に拠出する額の用途は、合わせて5,000万円とする。

(基金に拠出すべき額等の検討)

5 前項の規定にかかわらず、知事は、基金の残高が2,000万円を下回ることが見込まれる場合その他必要があると認める場合は、新たに基金に拠出すべき額その他必要な事項を参加市町村に協議するものとする。

(鳥取県基金条例の一部改正)

6 鳥取県基金条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
別表第1 (第2条、第3条、第5条、第7条関係)					別表第1 (第2条、第3条、第5条、第7条関係)				
名称	設置目的	積立	運用益金の整理又は処理	処分事由	名称	設置目的	積立	運用益金の整理又は処理	処分事由

略				
34 鳥 取県 県立 高等 学校 教育 改革 促進 基金	産業イ ノベー ション人 材の育成 に資する 事業その 他の高等 学校教育 の改革を 先導する 拠点とな る県立高 等学校の 創出のた めの施策 に要する 費用に充 てること。	一般 会計 歳入 歳出 予算 に定め る額	(1) 一般 会計歳入 歳出予算 に計上し て、当該 基金の設 置目的を 達成する ために必 要な経費 の財源に 充当 (2) (1) のほか、 一般会計 歳入歳出 予算に計 上して基 金に積立 て	当該基 金の設置 目的を達 成するた めに必要 な経費の 財源に充 てるとき。
35 鳥 取県 犯罪 被害 者等 支援 基金	鳥取県 犯罪被害 者等に対 する支援 金の交付 に関する 条例（令 和8年鳥 取県条例 第〇号） 第3条第 1項各号 に規定す る支援金 の交付に 要する経 費に充て ること。	一般 会計 歳入 歳出 予算 に定め る額	一般会計歳 入歳出予算 に計上して 当該基金に 積立て	(1) 当 該基金 の設置 目的を 達成す るため に必要な 経費の 財源に 充て るとき。 (2) 鳥 取県犯 罪被害 者等 に対する 支援金 の交付 に関する 条例 第6条 第5項 の規定

略				
34 鳥 取県 県立 高等 学校 教育 改革 促進 基金	産業イ ノベー ション人 材の育成 に資する 事業その 他の高等 学校教育 の改革を 先導する 拠点とな る県立高 等学校の 創出のた めの施策 に要する 費用に充 てること。	一般 会計 歳入 歳出 予算 に定め る額	(1) 一般 会計歳入 歳出予算 に計上し て、当該 基金の設 置目的を 達成する ために必 要な経費 の財源に 充当 (2) (1) のほか、 一般会計 歳入歳出 予算に計 上して基 金に積立 て	当該基 金の設置 目的を達 成するた めに必要 な経費の 財源に充 てるとき。

				による返還の財源に充てるとき。					
--	--	--	--	-----------------	--	--	--	--	--

別表（第3条関係）

種類		対象者	交付の上限額
死亡・重傷病緊急支援金	死亡	犯罪行為（人の生命又は身体を害する行為に限る。）により死亡した犯罪被害者の遺族	1の犯罪被害（犯罪行為による被害をいう。以下同じ。）につき100万円
	重傷病	犯罪行為（人の生命又は身体を害する行為に限る。）により重傷病を負った犯罪被害者	1の犯罪被害につき50万円
転居・防犯対策緊急支援金		殺人、強盗、不同意性交、ストーカー行為その他の知事が別に定める犯罪に係る犯罪被害者又は当該犯罪の行われた時に同居していた親族その他の知事が別に定める関係者であつて、犯罪被害に起因して転居又は防犯対策の強化が必要となったと認められるもの	1の犯罪被害につき、20万円と転居又は防犯対策の強化に要する額のいずれか低い額
生活維持緊急支援金		犯罪被害に起因して生計の維持が一時的に困難となったと認められる犯罪被害者等	1の犯罪被害につき、30万円と犯罪被害の額に相当する額のいずれか低い額
再提訴等支援金		犯罪行為（人の生命又は身体を害する行為に限る。）により死亡した犯罪被害者の遺族又は重傷病を負った犯罪被害者であつて、当該犯罪行為を行った者又はその関係者に対する損害賠償請求権の債務名義につき、その時効を更新するため再度の訴訟を提起する者その他の犯罪行為から相当の期間が経過した後に訴訟を提起することについて特に支援を要するものとして知事が別に定める者	1の訴訟につき、33万円と裁判所に納付した手数料等の費用に相当する額のいずれか低い額
遺児等支援金		犯罪行為（人の生命又は身体を害する行為に限る。）により死亡し、又は重度の障がいを負った犯罪被害者の子、兄弟姉妹その他の知事が別に定める関係者である児童	児童1人1年につき、当該児童の年齢等に応じ知事が別に定める額

備考

- 1 転居・防犯対策緊急支援金は、転居先において当初の犯罪被害に起因した副次的な被害又は再度の被害が生ずるおそれが高いと認められるときその他の再度の転居が必要であると認められる場合には、1回に限り再度交付することができる。この場合において、再度の転居は新たな犯罪被害に係るものとみなして交付の上限額を算定するものとする。
- 2 死亡・重傷病緊急支援金を交付したときは、同一の犯罪被害について転居・防犯対策緊急支援金は交付しないものとし、転居・防犯対策緊急支援金を交付した後に死亡・重傷病緊急支援金を交付する場合には、既に交付した転居・防犯対策緊急支援金の額を控除するものとする。
- 3 前項の規定は、第1項の規定による再度の交付には適用しない。

条例名等	鳥取県食品衛生条例の一部を改正する条例
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 食品衛生法施行規則の一部が改正され、従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する営業について、条例で施設基準を定めるに当たり参酌すべき基準が定められたことに伴い、所要の改正を行う。</p> <p>2 概要 (1) 飲食店営業のうち、従業者が常駐せず、全自動調理機により調理された食品を販売する場合の施設基準は、次のとおりとする。 ア 施設（全自動調理機を含む。イ及びカにおいて同じ。）の全体の衛生状況を確認するための監視設備を有すること。 イ 施設に異常が生じた場合に、当該施設の事業者が全自動調理機を停止することができる機能を有すること。 ウ 全自動調理機が、原材料の温度、調理の工程等の状況を監視し、異常が生じた場合に自動的に停止する機能を有すること。 エ 全自動調理機が、外部からの汚染等を防止する構造を持つ、調理後の食品に係る保管設備を有すること。 オ 全自動調理機が、調理後の食品について、一定の時間を経過した場合には、当該食品を提供しない機能を有すること。 カ 施設に異常が生じた場合に当該施設の事業者と連絡ができるよう、当該事業者の連絡先の掲示を行うこと。 (2) 知事は、許可事業者が全自動調理機により営業を行う者であるときは、当該全自動調理機ごとに許可標識を交付するものとし、許可事業者は、自らが許可事業者であることを客に示すため、交付された許可標識をその営業に使用する全ての全自動調理機の見やすい箇所に貼り付けることとする。 (3) その他所要の規定の整備を行う。</p> <p>3 施行期日 令和8年4月1日</p> <p>【参考】 都道府県は食品衛生法第54条により、公衆衛生に与える影響が著しい営業については、食品衛生法施行規則で定める基準を参酌して条例で施設基準を定めることとなっている。 従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する営業については、これまで従業者が行っていた施設内の状況の把握等を、機器の機能等により補完して行うことになるため、従業者と同等の管理を行うために新たな基準を設ける必要があり基準設定するもの。</p>

鳥取県食品衛生条例の一部を改正する条例

鳥取県食品衛生条例（平成12年鳥取県条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(営業許可証等)</p> <p>第5条 知事は、法第55条第1項の許可をしたときは、当該許可を受けた者（以下「許可業者」という。）に対し、当該許可を受けたことを証する書面（以下「許可証」という。）を交付するものとする。この場合において、当該許可業者が自動車、自動販売機又は全自動調理機（<u>食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）別表第19第5号に規定する全自動調理機をいう。以下同じ。</u>）により営業を行う者（以下「自動車業者等」という。）であるときは、併せて、当該自動車、自動販売機又は全自動調理機ごとに当該許可に係る標識（以下「許可標識」という。）を交付するものとする。</p> <p>2 許可業者は、自らが許可業者であることを客に示すため、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 自動車業者等 前項後段の規定により交付された許可標識をその営業に使用する全ての自動車、自動販売機及び全自動調理機の見やすい箇所に<u>貼り付ける</u>こと。</p> <p>3・4 略</p> <p>別表第1（第4条関係）</p> <p>1 共通基準</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) その他</p> <p>ア 略</p> <p>イ 政令第35条第1号に規定する飲食店営業のうち、簡易な営業（そのままの状態での飲食に供することのできる食品を食器に盛る、そうざいの半製品を加熱する等の簡易な調理のみをする営業をいい、喫茶店、サロンその他設備を設けて酒類以外の飲物又は茶菓を客に飲食させる営業を含む。<u>ただし、従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する営業を除く。</u>）をする場合にあっては、アの規定によるほ</p>	<p>(営業許可証等)</p> <p>第5条 知事は、法第55条第1項の許可をしたときは、当該許可を受けた者（以下「許可業者」という。）に対し、当該許可を受けたことを証する書面（以下「許可証」という。）を交付するものとする。この場合において、当該許可業者が自動車又は自動販売機により営業を行う者（以下「自動車業者等」という。）であるときは、併せて、当該自動車又は自動販売機ごとに当該許可に係る標識（以下「許可標識」という。）を交付するものとする。</p> <p>2 許可業者は、自らが許可業者であることを客に示すため、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 自動車業者等 前項後段の規定により交付された許可標識をその営業に使用する全ての自動車及び自動販売機の見やすい箇所に<u>はり付ける</u>こと。</p> <p>3・4 略</p> <p>別表第1（第4条関係）</p> <p>1 共通基準</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) その他</p> <p>ア 略</p> <p>イ 政令第35条第1号に規定する飲食店営業のうち、簡易な営業（そのままの状態での飲食に供することのできる食品を食器に盛る、そうざいの半製品を加熱する等の簡易な調理のみをする営業をいい、喫茶店、サロンその他設備を設けて酒類以外の飲物又は茶菓を客に飲食させる営業を含む。）をする場合にあっては、アの規定によるほか、次に定める基準により営業をすることができる。</p>

か、次に定める基準により営業をすることができる。

(ア)～(エ) 略

ウ 政令第35条第1号に規定する飲食店営業のうち、自動車において調理をする場合(従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する場合を除く。2の項第1号アにおいて同じ。)及び同条第4号に規定する魚介類販売業のうち、自動車において販売をする場合にあつては、第3号エ、ケ、シ及びタの基準を適用しない。

エ 政令第35条第1号に規定する飲食店営業のうち、従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する場合にあつては、第3号ク、ケ、シ、ス、タ及びチ並びに前号キの基準を適用しない。

オ 略

カ 略

キ 略

ク 略

(6) 略

2 個別基準

(1) 飲食店営業

ア 自動車において調理をする場合にあつては、使用目的及び業務能力に応じた十分な量の水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。

イ 従業者が常駐せず、全自動調理機により調理された食品を販売する場合にあつては、次に掲げる要件を満たすこと。

(ア) 施設(全自動調理機を含む。(イ)及び(カ)において同じ。)の全体の衛生状況を確保するための監視設備を有すること。

(イ) 施設に異常が生じた場合に、当該施設の営業者が全自動調理機を停止することができる機能を有すること。

(ウ) 全自動調理機が、原材料の温度、調理の工程等の状況を監視し、異常が生じた場合に自動的に停止する機能を有すること。

(エ) 全自動調理機が、外部からの汚染等を防止する構造を持つ、調理後の食品に係る保管設備を有すること。

(オ) 全自動調理機が、調理後の食品につ

(ア)～(エ) 略

ウ 政令第35条第1号に規定する飲食店営業のうち、自動車において調理をする場合及び同条第4号に規定する魚介類販売業のうち、自動車において販売をする場合にあつては、第3号エ、ケ、シ及びタの基準を適用しない。

エ 略

オ 略

カ 略

キ 略

(6) 略

2 個別基準

(1) 飲食店営業

自動車において調理をする場合にあつては、使用目的及び業務能力に応じた十分な量の水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。

<p><u>いて、一定の時間を経過した場合には、当該食品を提供しない機能を有すること。</u></p> <p><u>(カ) 施設に異常が生じた場合に当該施設の営業者と連絡ができるよう、当該営業者の連絡先の掲示を行うこと。</u></p> <p>(2)～(8) 略</p> <p>(9) 食肉処理業 ア～オ 略</p> <p>カ 自動車において生体又はとたいを処理する場合にあつては、次に掲げる要件を満たすこと。</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 計画処理頭数（一の施設において、あらかじめ処理することが定められた頭数をいう。）に応じ、食品衛生法施行規則別表第17第四イに掲げる事項を満たす水を十分に供給する機能を備える貯水設備を有すること。</p> <p>(ウ)・(エ) 略</p> <p>キ 略</p> <p>(10)～(30) 略</p> <p>3・4 略</p>	<p>(2)～(8) 略</p> <p>(9) 食肉処理業 ア～オ 略</p> <p>カ 自動車において生体又はとたいを処理する場合にあつては、次に掲げる要件を満たすこと。</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 計画処理頭数（一の施設において、あらかじめ処理することが定められた頭数をいう。）に応じ、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）別表第17第四イに掲げる事項を満たす水を十分に供給する機能を備える貯水設備を有すること。</p> <p>(ウ)・(エ) 略</p> <p>キ 略</p> <p>(10)～(30) 略</p> <p>3・4 略</p>
---	---

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

条 例 名 等	鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例																				
提 出 理 由 及 び 概 要	1 提出理由 県営住宅の町への無償譲渡に伴い、県営住宅を廃止する。																				
	2 概 要 次のとおり、県営住宅を廃止する。																				
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">名称</th> <th style="width: 30%;">位置</th> <th style="width: 40%;">廃止の理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土師百井団地</td> <td>八頭郡八頭町土師百井</td> <td>八頭町へ無償譲渡</td> </tr> <tr> <td>栄第1団地</td> <td>東伯郡北栄町亀谷</td> <td>北栄町へ無償譲渡</td> </tr> <tr> <td>浜の上第1団地</td> <td>西伯郡大山町御崎</td> <td>大山町へ無償譲渡</td> </tr> <tr> <td>伯南第1団地</td> <td>日野郡日南町三栄</td> <td rowspan="2">日南町へ無償譲渡</td> </tr> <tr> <td>伯南第2団地</td> <td>日野郡日南町霞</td> </tr> </tbody> </table>				名称	位置	廃止の理由	土師百井団地	八頭郡八頭町土師百井	八頭町へ無償譲渡	栄第1団地	東伯郡北栄町亀谷	北栄町へ無償譲渡	浜の上第1団地	西伯郡大山町御崎	大山町へ無償譲渡	伯南第1団地	日野郡日南町三栄	日南町へ無償譲渡	伯南第2団地	日野郡日南町霞
名称	位置	廃止の理由																			
土師百井団地	八頭郡八頭町土師百井	八頭町へ無償譲渡																			
栄第1団地	東伯郡北栄町亀谷	北栄町へ無償譲渡																			
浜の上第1団地	西伯郡大山町御崎	大山町へ無償譲渡																			
伯南第1団地	日野郡日南町三栄	日南町へ無償譲渡																			
伯南第2団地	日野郡日南町霞																				
	3 施行期日 施行期日は、令和8年4月1日とする。																				
	【参考】																				
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">改正事項</th> <th style="width: 25%;">改正の背景・根拠法令</th> <th style="width: 45%;">条例（規則）の改正内容</th> <th style="width: 15%;">該当条項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県営住宅の廃止</td> <td> 市町への無償譲渡（移管） 市町に管理を委託している県営住宅のうち、移管できる状況となった団地を無償譲渡することにより、用途廃止する。 </td> <td> 用途廃止を予定し、条例に規定する県営住宅から次の団地を削除する。 ①土師百井団地（八頭郡八頭町） ②栄第1団地（東伯郡北栄町） ③浜の上第1団地（西伯郡大山町） ④伯南第1団地（日野郡日南町） ⑤伯南第2団地（〃） </td> <td> ・別表第1 （第2条の2関係） ・別表第2 （第26条関係） </td> </tr> </tbody> </table>				改正事項	改正の背景・根拠法令	条例（規則）の改正内容	該当条項	県営住宅の廃止	市町への無償譲渡（移管） 市町に管理を委託している県営住宅のうち、移管できる状況となった団地を無償譲渡することにより、用途廃止する。	用途廃止を予定し、条例に規定する県営住宅から次の団地を削除する。 ①土師百井団地（八頭郡八頭町） ②栄第1団地（東伯郡北栄町） ③浜の上第1団地（西伯郡大山町） ④伯南第1団地（日野郡日南町） ⑤伯南第2団地（〃）	・別表第1 （第2条の2関係） ・別表第2 （第26条関係）									
改正事項	改正の背景・根拠法令	条例（規則）の改正内容	該当条項																		
県営住宅の廃止	市町への無償譲渡（移管） 市町に管理を委託している県営住宅のうち、移管できる状況となった団地を無償譲渡することにより、用途廃止する。	用途廃止を予定し、条例に規定する県営住宅から次の団地を削除する。 ①土師百井団地（八頭郡八頭町） ②栄第1団地（東伯郡北栄町） ③浜の上第1団地（西伯郡大山町） ④伯南第1団地（日野郡日南町） ⑤伯南第2団地（〃）	・別表第1 （第2条の2関係） ・別表第2 （第26条関係）																		

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和34年鳥取県条例第49号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第2条の2関係）		別表第1（第2条の2関係）	
名称	位置	名称	位置
略		略	
杉の香団地	八頭郡智頭町大字坂原	杉の香団地	八頭郡智頭町大字坂原
		土師百井団地	八頭郡八頭町土師百井
略		略	
大野団地	東伯郡北栄町国坂	大野団地	東伯郡北栄町国坂
		栄第1団地	東伯郡北栄町亀谷
略		略	
夕日ヶ丘団地	境港市夕日ヶ丘一丁目	夕日ヶ丘団地	境港市夕日ヶ丘一丁目
		浜の上第1団地	西伯郡大山町御崎
法勝寺団地	西伯郡南部町倭	法勝寺団地	西伯郡南部町倭
		伯南第1団地	日野郡日南町三栄
		伯南第2団地	日野郡日南町霞
別表第2（第26条関係）		別表第2（第26条関係）	
名称	管理を行わせる者	名称	管理を行わせる者
略		略	
船岡団地 隼団地	八頭町	<u>土師百井団地</u> 船岡団地	八頭町
		隼団地	
略		略	
大野団地 栄第2団地	北栄町	大野団地 <u>栄第1団地</u>	北栄町
		栄第2団地	
陰田団地	米子市	陰田団地	米子市
		浜の上第1団地	大山町
法勝寺団地	南部町	法勝寺団地	南部町
		伯南第1団地 伯南第2団地	日南町
略		略	

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

条例名等	財産を無償で譲渡すること（県営住宅土師百井団地）について									
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 次のおり財産を無償で譲渡することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めるものである。</p> <p>2 概要 (1) 財産の内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>所在地</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地</td> <td>八頭郡八頭町土師百井字坂口355番4</td> <td>1,144.70平方メートル</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>〃</td> <td>4棟（8戸）、倉庫4棟 484.60平方メートル</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 相手方 八頭町</p> <p>(3) 理由 県営住宅土師百井団地は、既に八頭町で管理代行制度を導入し、実態として町営住宅と同様の管理を行っているものであり、このたび正式に町営住宅とし、引き続き町で管理してもらうため、八頭町に無償で譲渡するものである。</p> <p>(4) 譲渡の予定時期 令和8年4月1日</p>	種類	所在地	数量	土地	八頭郡八頭町土師百井字坂口355番4	1,144.70平方メートル	建物	〃	4棟（8戸）、倉庫4棟 484.60平方メートル
種類	所在地	数量								
土地	八頭郡八頭町土師百井字坂口355番4	1,144.70平方メートル								
建物	〃	4棟（8戸）、倉庫4棟 484.60平方メートル								

条例名等	財産を無償で譲渡すること（県営住宅栄第1団地）について									
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 次とおり財産を無償で譲渡することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めるものである。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 財産の内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>所在地</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地</td> <td>東伯郡北栄町亀谷字元谷403番12ほか32筆</td> <td>2,441.20平方メートル</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>〃</td> <td>4棟（8戸） 618.48平方メートル</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 相手方 北栄町</p> <p>(3) 理由 県営住宅栄第1団地は、既に北栄町で管理代行制度を導入し、実態として町営住宅と同様の管理を行っているものであり、このたび正式に町営住宅とし、引き続き町で管理してもらうため、北栄町に無償で譲渡するものである。</p> <p>(4) 譲渡の予定時期 令和8年4月1日</p>	種類	所在地	数量	土地	東伯郡北栄町亀谷字元谷403番12ほか32筆	2,441.20平方メートル	建物	〃	4棟（8戸） 618.48平方メートル
種類	所在地	数量								
土地	東伯郡北栄町亀谷字元谷403番12ほか32筆	2,441.20平方メートル								
建物	〃	4棟（8戸） 618.48平方メートル								

条 例 名 等	財産を無償で譲渡すること（県営住宅浜の上第1団地）について									
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 次のとおり財産を無償で譲渡することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めるものである。</p> <p>2 概 要 (1) 財産の内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>所 在 地</th> <th>数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土 地</td> <td>西伯郡大山町御崎字東浜ノ上頭545番3ほか7筆</td> <td>5,052.75平方メートル</td> </tr> <tr> <td>建 物</td> <td>〃</td> <td>8棟（16戸） 1,328.40平方メートル</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 相手方 大山町</p> <p>(3) 理由 県営住宅浜の上第1団地は、既に大山町で管理代行制度を導入し、実態として町営住宅と同様の管理を行っているものであり、このたび正式に町営住宅とし、引き続き町で管理してもらうため、大山町に無償で譲渡するものである。</p> <p>(4) 譲渡の予定時期 令和8年4月1日</p>	種 類	所 在 地	数 量	土 地	西伯郡大山町御崎字東浜ノ上頭545番3ほか7筆	5,052.75平方メートル	建 物	〃	8棟（16戸） 1,328.40平方メートル
種 類	所 在 地	数 量								
土 地	西伯郡大山町御崎字東浜ノ上頭545番3ほか7筆	5,052.75平方メートル								
建 物	〃	8棟（16戸） 1,328.40平方メートル								

条例名等	財産を無償で譲渡すること（県営住宅伯南第1団地及び伯南第2団地）について																		
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 次のおり財産を無償で譲渡することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めるものである。</p> <p>2 概要 (1) 財産の内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>団地名</th> <th>種類</th> <th>所在地</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">県営住宅伯南第1団地</td> <td>土地</td> <td>日野郡日南町三栄字矢戸渡下モ川端1715番4ほか2筆</td> <td>2,676.80平方メートル</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>〃</td> <td>5棟(10戸) 728.18平方メートル</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">県営住宅伯南第2団地</td> <td>土地</td> <td>日野郡日南町霞字下モ山根キ916番3ほか1筆</td> <td>1,659.00平方メートル</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>〃</td> <td>2棟(4戸) 301.16平方メートル</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 相手方 日南町</p> <p>(3) 理由 県営住宅伯南第1団地及び伯南第2団地は、既に日南町で管理代行制度を導入し、実態として町営住宅と同様の管理を行っているものであり、このたび正式に町営住宅とし、引き続き町で管理してもらうため、日南町に無償で譲渡するものである。</p> <p>(4) 譲渡の予定時期 令和8年4月1日</p>	団地名	種類	所在地	数量	県営住宅伯南第1団地	土地	日野郡日南町三栄字矢戸渡下モ川端1715番4ほか2筆	2,676.80平方メートル	建物	〃	5棟(10戸) 728.18平方メートル	県営住宅伯南第2団地	土地	日野郡日南町霞字下モ山根キ916番3ほか1筆	1,659.00平方メートル	建物	〃	2棟(4戸) 301.16平方メートル
団地名	種類	所在地	数量																
県営住宅伯南第1団地	土地	日野郡日南町三栄字矢戸渡下モ川端1715番4ほか2筆	2,676.80平方メートル																
	建物	〃	5棟(10戸) 728.18平方メートル																
県営住宅伯南第2団地	土地	日野郡日南町霞字下モ山根キ916番3ほか1筆	1,659.00平方メートル																
	建物	〃	2棟(4戸) 301.16平方メートル																

条例名等	権利の放棄（県営住宅家賃等）について		
提出理由及び概要	1 提出理由 次のとおり、権利の放棄をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本会議の議決を求めるものである。		
	2 概要		
	放棄する権利	金額	相手方
	平成15年1月1日から平成16年5月19日までの鳥取県営住宅家賃に係る未納付額の請求権	県営住宅家賃 164,848円	債務者 境港市外江町2368番地4県住2号 杉本幸浩
令和4年6月1日から同年6月30日までの鳥取県営住宅家賃及び令和4年2月1日から同年5月6日までの鳥取県営住宅駐車場使用料に係る未納付額の請求権	県営住宅家賃 18,500円 県営住宅駐車場使用料 4,790円	債務者 鳥取市浜坂四丁目9番3-41号 県住41号 川西繁信	
令和5年6月1日から同年6月21日までの鳥取県営住宅家賃及び平成27年に県が債務者の代わりに行った残置物処分に伴い発生した損害賠償金に係る未納付額の請求権	県営住宅家賃 12,950円 損害賠償金 55,400円	債務者 鳥取市立川町六丁目210番地 県住3-405号 北村信正	

<p>件名</p>	<p>議会の委任による専決処分の報告について (1) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (令和8年1月29日専決)</p>
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由 法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、令和8年1月29日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要 (1) 和解の相手方 鳥取市千代水三丁目45番地 株式会社シーエム・エンジニアリング鳥取支社 支社長 神宮祥司</p> <p>(2) 和解の要旨 県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金4,798円を支払うものとする。</p> <p>(3) 事故の概要 ア 事故発生年月日 令和7年11月28日 午後2時10分頃 イ 事故発生場所 米子市古豊千地内 ウ 事故の状況 鳥取県西部総合事務所所属の職員が、公務のため軽乗用自動車を駐車場内に駐車し、運転席ドアを開けたところ、強風にあおられ、隣に駐車してあった和解の相手方使用の軽乗用自動車の後部右側ドアに接触し、同車両が破損したものである。</p> <p><参考> ・損害賠償金4,798円 うち、県費支出額4,798円（保険契約による免責額3万円以内）</p>